

## 「浦安市環境基本計画年次報告書 平成 26 年版」刊行にあたって



平成 27 年 3 月

浦安市長

松崎 秀樹

かつて日本列島は四季の豊かな温帯気候がはっきりと感じられましたが、ここ数年の猛暑や集中豪雨などを見ていると、今や“亜熱帯気候”へと大きく気候変動していると思われてなりません。地球温暖化が世界中を悩ませています。その煽りによって、猛暑や厳寒といった極端な気象となって現れ、日本の魅力のひとつである四季折々の表情が感じられなくなるのではないかと案じております。

このような中、私たちにできることは1人ひとりが自分でできることを見つけて環境保全に向けた行動をおこすことです。未来の子供たちが安心して暮らせるためには、互いに協力し合い、様々な課題に取り組んでいくことが不可欠です。

平成 25 年度には、震災の経験及び本市の環境を取り巻く現状と課題を踏まえ「浦安市第2次環境基本計画」を策定しました。本計画では、これまでに進めてきた自然保護、公害対策等の環境問題への取り組みを継続しながら、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向け取り組みを進めるとともに、震災からの復興に合わせて環境と共生した、持続可能な魅力あるまちを創生することを目指しています。

今後も市民・事業者・市といった各主体がそれぞれの役割に応じて、協働しながら、望ましい環境像「人と自然とが共生する水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市うらやす」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

本書は、第1次計画の最終年度となる平成 25 年度における本市の環境の現状や環境保全に関する施策の状況等を取りまとめました。

市民・事業者の皆様には、環境保全行動の必要性、重要性に関するご理解を深めていただくとともに、本市での環境問題への取り組みについて、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

# 浦安市環境基本計画年次報告書 目次

<b>本書の概要</b>	1
<b>1</b> 年次報告書作成の趣旨	2
<b>2</b> 浦安市環境基本計画の概要	4
<b>3</b> リーディングプロジェクトの内容と取り組みの状況	8
<b>第1章 浦安市の概況</b>	17
<b>1</b> 沿革	18
<b>2</b> 自然的状況	20
<b>3</b> 社会的状況	21
<b>4</b> 東日本大震災被害からの復旧・復興	23
<b>第2章 環境施策の推進</b>	29
<b>1</b> 安心して暮らせる生活環境が保たれ、健やかに暮らせるまち	31
1. 大気環境	32
2. 水環境	42
3. その他生活環境	51
<b>2</b> 水と緑や歴史・文化とふれあえる、潤いと安らぎのあるまち	61
1. 身近な水辺	62
2. 身近な緑	66
3. 歴史・文化と景観	70
<b>3</b> 環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会をめざすまち	73
1. 廃棄物	74
2. 資源・エネルギー	83
3. 地球環境問題	

<b>4</b>	協働で進める、環境保全に積極的に取り組むまち	93
	1. 環境教育・環境学習	94
	2. 環境保全行動	98

## 資料編 ----- 資-1

<b>1</b>	環境に関する統計データ	資-2
<b>2</b>	清掃事業に関する統計データ	資-34
<b>3</b>	文化財一覧	資-50
<b>4</b>	浦安市環境基本条例	資-51
<b>5</b>	浦安市環境保全条例	資-55
<b>6</b>	浦安市環境審議会規則	資-64
<b>7</b>	用語解説 本文中に※がついた言葉は、こちらをご参照ください	資-65

「浦安市環境基本計画年次報告書」は、平成17年に策定した「浦安市環境基本計画」で位置づけました基本目標に沿った施策体系に基づいて構成しています。

また、資料編として、各環境項目に付随する資料（統計データ）を掲載しています。

本年次報告書は市のホームページに掲載しています。また、Web資料として、各項目に付随する資料（市の各所属の取り組みの進捗状況など）を掲載しています。

浦安市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp/>



# 本書の概要

- 1** 年次報告書作成の趣旨
- 2** 浦安市環境基本計画の概要
- 3** リーディングプロジェクトの内容と取り組みの状況

# 1 年次報告書作成の趣旨

浦安市（以下「本市」という。）は、三方を海と川に囲まれ、恵まれた自然の下でかつて漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきました。その後、海面の埋め立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、首都近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。

しかし、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費し、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の増加などにより身近な環境を脅かしています。

健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を現在および将来に向けて確保することを目的とし、環境保全に関する基本理念や、環境保全に関する施策の基本事項を定めた「浦安市環境基本条例<sup>\*</sup>（以下「環境基本条例」という。）」を平成15年10月に制定しました。

また、環境基本条例第10条に基づき、本市の環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するための「浦安市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）」を平成17年1月に策定しました。

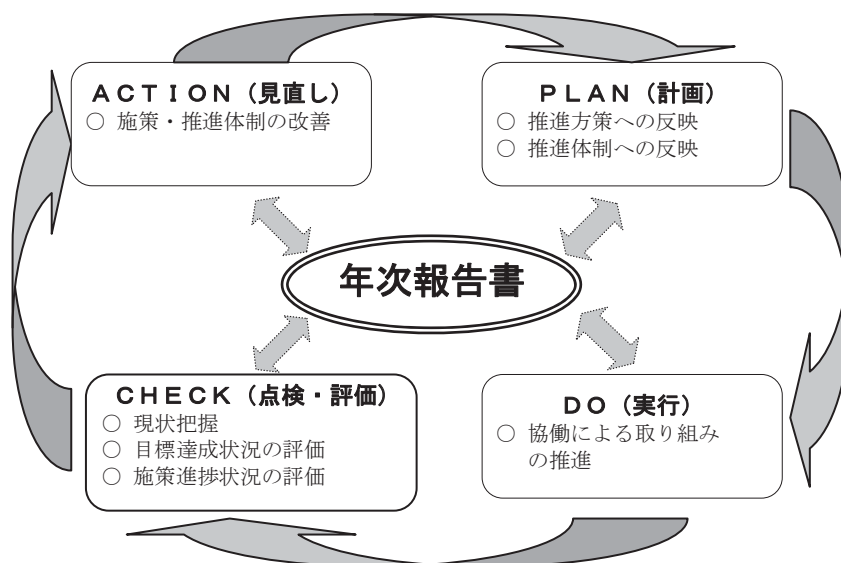
環境基本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の「PDCAサイクル」により進行管理し、計画に示された施策の継続的な実施と改善を進めていきます。この「浦安市環境基本計画年次報告書（以下「年次報告書」という。）」は、環境の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、市・市民・事業者等が点検・評価し、その結果を共有するとともに、次年度以降の取り組みや推進体制、さらには計画の検討・見直しにつなげるものです。

計画の点検・評価にあたっては、市民・事業者・学識経験者から構成される浦安市環境審議会、市民・事業者で構成される浦安市環境基本計画推進に係るサポーター会議等で、幅広い意見を取り入れていきます。

さらに、年次報告書に示された情報を市・市民・事業者・滞在者等<sup>\*</sup>（以下「各主体」という。）が共有することにより、各主体の協働<sup>\*</sup>による取り組みの促進を目指します。

## ■ 環境基本計画の進行管理の流れ

### PDCAサイクル



## －環境基本計画の推進体制－

### ○浦安市環境審議会

浦安市環境審議会は、環境基本条例第 27 条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項および重要事項等の調査審議を行います。

### ○浦安市環境基本計画推進に係るサポーター会議

浦安市環境基本計画推進に係るサポーター会議は、環境基本計画に示した施策を、各主体と協働して推進するため、平成 17 年 4 月に設置し、市民・事業者等が環境基本計画の進捗状況や、協働するうえで特に重要となる施策、取り組み等について意見を交換します。

### ○環境基本計画推進会議

環境基本計画推進会議は、環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図るために庁内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

## 2 浦安市環境基本計画の概要

### (1) 計画の対象地域

環境基本計画の対象地域は浦安市全域です。また、広域的な環境問題や地球規模での環境問題等の本市だけでは解決できない環境問題に対しては、国、県、近隣市等との連携のもと、広域的な取り組みを進めていきます。

### (2) 計画の対象とする範囲

環境基本計画では、次のような「環境項目」を対象に、望ましい環境像および基本目標等の達成に向けた施策の方向を示します。

#### ■ 環境基本計画の対象とする環境項目

環 境 項 目		
○大気環境	○水環境	○その他生活環境
○身近な水辺	○身近な緑	○歴史・文化と景観
○廃棄物	○資源・エネルギーと地球環境問題*	
○環境教育・環境学習	○環境保全行動	

### (3) 計画の期間

環境基本計画の計画期間は、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間です。

なお、環境基本計画は、社会情勢や環境の変化、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (4) 計画の推進主体の役割

今日の環境課題は、これまでの産業型公害\*とは異なり、日常生活や事業活動に起因するものが多くなっています。そのため、各主体がそれぞれの役割を認識し、協働して環境保全に関する取り組みを推進していかなければなりません。

計画を着実に進め、計画に掲げる目標を実現するために、各主体に期待される役割は次のとおりです。



## ■ 各主体の役割

市	① 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。
	② 市は、事務事業の執行に伴う環境への負荷 <sup>*</sup> の低減に率先して努めなければなりません。
	③ 市は、環境の保全のために広域的な取り組みを必要とする施策について、国および他の地方公共団体と協力して施策の推進に努めていきます。
事業者	① 事業者は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害 <sup>*</sup> を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有します。
	② 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有します。
	③ 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければなりません。
	④ 事業者は、事業活動に伴い環境への負荷の低減その他環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。
市民	① 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければなりません。
	② 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。
滞在者等	滞在者等は、滞在または通過に伴う環境への負荷を低減し、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

## (5) 環境基本計画の構成

環境基本計画は、序論・施策編・推進編の3つの部分から構成されています。

序論では、環境基本計画の目的、位置付け等の基本事項、計画がめざす本市の望ましい環境像を具体化していくための基本目標等を示しています。

施策編では、本市の望ましい環境像や基本目標の実現に向けた施策、環境項目ごとの現状と課題、課題の解決に向けた環境目標および施策の方向性を示します。

さらに、計画全体を先導していく取り組みとしてリーディングプロジェクトを示しています。また、数値化が可能なものについては、環境目標達成の目安となる環境指標として設定しています。

推進編では、計画を着実に展開していくために必要な体制の整備や計画の進行管理など、計画の推進方策等を示しています。

環境基本計画の構成は、次のページのとおりです。

望ましい環境像

基本目標

環境項目／環境目標

**基本的考え方**

- 計画策定の背景
- 計画策定の目的
- 計画の性格と役割
- 市・事業者・市民・滞在者等の協働による計画の推進
- 浦安市の概況
- 計画のめざすもの
- 計画の対象
- 計画の期間
- 計画の構成

人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適環境都市 うらやす

安心して暮らせる生活環境が保たれ、健やかに暮らせるまち

水と緑や歴史・文化とふれあえる、潤いと安らぎのあるまち

環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会\*をめざすまち

協働で進める、環境保全に積極的に取り組むまち

- 大気環境  
～さわやかで、すがすがしい大気環境を確保する～
- 水環境  
～清らかで美しい海と川を確保する～
- その他生活環境  
～静けさや心地よさが保たれ、健全に暮らせる生活環境を確保する～

- 身近な水辺  
～身近で親しみやすい豊かな水辺空間を創出する～
- 身近な緑  
～緑と暮らしが調和する豊かな生活空間を創出する～
- 歴史・文化と景観  
～歴史的・文化的資源を守り生かすとともに、潤いのある景観を創出する～

- 廃棄物  
～ごみの減量と再資源化に取り組み、循環型社会の形成を実現する～
- 資源・エネルギー  
～資源・エネルギーの有効利用に努め、環境にやさしい暮らしを進める～
- 地球環境問題  
～地球環境問題を認識し、地球環境保全への取り組みを身近なところから実践する～

- 環境教育・環境学習  
～環境教育・環境学習の場の創出に努め、環境を大切にする人づくりを進める～
- 環境保全行動  
～市民一人ひとりが環境に配慮し、協働で環境保全行動の輪を広げる～

施策の方向

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気監視体制の充実</li> <li>・自動車排出ガス対策</li> <li>・固定発生源<sup>*</sup>対策等の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質監視体制の充実</li> <li>・生活排水・事業所排水対策</li> <li>・河川の水質改善対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動防止対策</li> <li>・地盤沈下<sup>*</sup>・悪臭<sup>*</sup>・土壌環境対策</li> <li>・多様化する生活環境問題への対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海辺、河川を活かした水と緑の環境づくり</li> <li>・三番瀬<sup>*</sup>の保全・活用</li> <li>・自然とのふれあいの推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地の整備</li> <li>・緑化の推進</li> <li>・自然とのふれあいの推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的・文化的資源の保存と活用</li> <li>・景観<sup>*</sup>形成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量・再資源化の推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省資源<sup>*</sup>・省エネルギー<sup>*</sup>対策の推進</li> <li>・環境負荷の少ないエネルギー導入の推進</li> <li>・ヒートアイランド対策の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・ヒートアイランド対策の推進</li> <li>・その他地球環境保全対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・環境学習の総合的な取り組み</li> <li>・環境リーダー等の人材の確保</li> <li>・環境学習の場と機会の創出</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市による総合的な取り組み</li> <li>・自主的行動の促進</li> <li>・自主的行動への支援</li> </ul>

リーディングプロジェクト

- I 環境配慮推進プロジェクト
- II 地域環境学習推進プロジェクト
- III 循環型都市形成プロジェクト
- IV エネルギー有効利用推進プロジェクト

計画の推進体制・進行管理

### 3 リーディングプロジェクトの内容と取り組みの状況

リーディングプロジェクトは、環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向け、先導的な役割を果たす取り組みを示したものであり、4つのリーディングプロジェクトを市・事業者・市民・滞在者等各主体が一体となって、優先的、積極的に推進することとしています。

環境基本計画で掲げたリーディングプロジェクトの取り組み状況（平成17年度～25年度）は次のとおりです。

#### I 環境配慮推進プロジェクト

##### ～環境配慮情報の整備と提供を進め、環境配慮の輪を広げます～

市が自ら率先して、環境への負荷を低減するための行動を推進するとともに、浦安市環境マネジメントシステムのノウハウを市民の日常生活や事業者の事業活動などにおいて、環境に配慮すべき事項を把握し、効率的に実践できるよう、市民や事業者向けのガイドラインとして、「環境配慮指針」を作成します。

また、本市の環境の自然的・社会的な状況などを表した「環境マップ」を作成し、共有化を図りながら、環境配慮の輪を広げます。

#### ➤ みんなで環境配慮のための取り組みを進めます。

##### ◎ 浦安市環境マネジメントシステムの推進

##### ◎ 環境配慮指針の継続的な運用の推進

これまで継続してきたISO14001を基盤とした浦安市環境マネジメントシステムを構築し、規格に適合していることについて外部機関の審査によらず自らの責任において決定する自己宣言を行い、システムに基づき環境負荷低減のための管理運営を実施しています。

環境活動への取り組みを示すための率先行動として、平成13年11月に国際規格であるISO14001を認証取得しました。市庁舎をはじめ各公共施設における電気、ガス、水道使用量や排出ごみ等の調査把握を行い、環境配慮の取組みの見直しを行い、一事業者として率先した、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

認証取得後、この規格での取り組みを継続してきましたが、外部審査機関による審査によらない、自ら独自の浦安市環境マネジメントシステムを策定し、平成20年4月に自己宣言しました。環境管理マニュアルを作成し、これをもとに独自のマネジメントシステムを運用、実践しています。



#### ■浦安市環境マネジメントシステム自己宣言書

市の環境マネジメントシステムがISO14001の規格に適合していることについて、外部機関の審査によらず、自らの責任において決定し、ここに自己宣言します。

そして、市民参加のもと、環境方針の着実な実行と環境マネジメントシステムの継続的な改善を行うことにより、地域環境の保全と再生を推進し、持続可能な循環型社会の実現と地球環境の保全に貢献します。

○ 適用規格 ISO14001：2004年版

○ 適用範囲 市役所本庁舎および出先機関（施設等）におけるすべての事業活動

◎ 市民・事業者等向け「浦安市環境配慮指針」の策定

市の環境マネジメントのノウハウや市民・事業者などからの声をもとに、市民の日常生活や事業者の事業活動において、環境に配慮すべき事項を把握し、実践できるガイドラインとして、「浦安エコファミリー（市民向け）」、「浦安エコチャレンジ（子ども向け）」、「浦安エコカンパニー（事業者向け）」を策定し、環境配慮行動を推進しています。

また、広報や市ホームページにて、夏季や冬季など季節に応じた環境配慮行動を周知啓発し、環境に配慮した行動を広げています。

- ・ 市民向けの「浦安エコファミリー」は、日常生活における環境配慮事項や取組みの手順を示したテキストを発行し啓発するとともに、地域の自治会などへ地球温暖化の仕組みや行動などについて、出前講座を開催し、普及を図っています。
- ・ 子ども向けの「浦安エコチャレンジ」は、市内小学校の4年生に配付し、授業や出前講座で身近な環境について学ぶことで、普及を図っています。
- ・ 事業者向けの「浦安エコカンパニー」は、環境に配慮した事業活動を自ら宣言し、テキストに示した行動（配慮事項等）を選択して実践してもらいます。一年間の実績を市に報告することで環境に配慮した事業活動を評価し、次年度も認定事業者として継続してもらいます。  
 （平成20年度からの延べ事業者数：宣言事業者 35事業者  
 認定事業者 9事業者）



➤ 地域の自然的・社会的環境情報の整備と提供を進めます。

◎ 「うらやすのしぜん」の発行と公開

地域の環境の自然的、社会的な状況をまとめたリーフレット「うらやすのしぜん」を発行するとともに、市のホームページにて「浦安の自然」として掲載するなどし、市内の自然環境の情報の整備を進め、市民や事業者へ広く公開しています。

その他、地球温暖化防止関連、生活環境（大気、水質、騒音など）、自然環境など各種環境に関する情報や各種データを環境基本計画年次報告書にまとめ、市のホームページなどに掲載し、市民や事業者へ本市の環境の現状や取り組み状況を周知しています。

本市の自然環境を情報として提供できるよう、コンテンツを構築し、市ホームページで「浦安の自然」として公開しています。市民はこれらの情報から浦安の自然を学び、または、情報を活用することが可能となりました。また、地域の環境の自然的、社会的な状況をまとめたリーフレット「うらやすのしぜん」を市内小学校の3年生に配付し、授業において活用しています。



さらに、地域環境や生活環境に関わる情報や各種データ、また各年度の取り組みについて、環境基本計画年次報告書にまとめ、市ホームページなどを活用し、情報の提供に努めています。



## II 地域環境学習推進プロジェクト

～環境と人に学び、郷土愛を醸成し、環境にやさしい人づくりを進めます～

子どもからお年寄りまで参加できる環境学習や教育を通じて、浦安の自然や歴史、地域における環境と人との関わりを学び、「わたしたちの暮らすまちを大切にする」という郷土愛の醸成を図り、「環境を保全する行動」へと導かれるよう、環境にやさしい人づくりを目指します。

➤ すべての市民が楽しく参加できる環境学習を進めます。

### ◎ 環境学習基本方針の策定

子どもから大人まで、家庭や地域、学校、職場など様々な場で環境問題を理解し、自ら考えて環境を守るために行動する人づくりを進めるため、環境学習の考え方や方向性を示した「浦安市環境学習基本方針」を策定し、本方針に基づき、環境学習を推進しています。

### ◎ 環境学習アドバイザー制度の創設（地域環境リーダーの育成と活用）

学校、市民団体、事業者、自治会などが主催する環境の保全に関する研修会、後援会等に環境に関する専門的な知識や経験を有する環境学習アドバイザーを派遣することで、幅広いニーズにおける環境学習の機会を提供しています。

さらに、市民大学の講座などを通じて、環境に関する専門的な知識等の習得や、自らの家庭におけるエコライフの実践により、広く市民に対して環境学習講座を開催できるようになる人材の発掘と育成を行っています。

### ◎ 環境学習推進のための体制づくり

#### ◎ ボランティア、環境活動団体、大学、事業者との連携

ボランティア、環境に関する市民活動団体、大学、事業者など、豊富な経験や高度な知見を活かした担い手との連携を強化し、こどもから大人まであらゆる市民が参加でき、楽しく学べる環境学習の体制づくりを進めています。

学校や郷土博物館が相互に連携し、「郷土博物館活用の手引き」を作成し、情報を共有しながら環境学習の推進を図っています。

幼稚園や小・中学校では、地域の方々と連携し、自然などを活用した環境学習や環境教育、さらには清掃活動による環境活動を通して、子どもたちが環境について学ぶ機会の創出を図っています。

また、平成 21 年度に策定した「浦安市環境学習基本方針」に基づき、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する「環境学習アドバイザー派遣制度」を始め、人材の発掘、育成と幅広い環境学習の機会の提供を行っています。



ソーラークッキング講座

さらに、学校教育における郷土博物館の具体的な活用方法、環境学習の展開例をまとめた「郷土博物館活用の手引き」を作成し、相互に連携した体制を構築し、環境学習の推進を図っています。

## ➤ 浦安市すべてをフィールドにした郷土環境学習の推進

### ◎ 社会教育施設などを活用した体験学習の推進

#### ◎ こどもの体験学習の推進

学校や公民館、郷土博物館、市民活動団体などと連携を深め、社会教育施設において、海苔すき体験、紙すき体験、エコクッキング、ピオトープ整備、境川乗船体験などの体験学習の機会を提供しています。

海、川、緑、歴史、文化施設等の様々なフィールドを舞台に、学校の教育課程における自然体験や生活体験を通じて、こどもへ「人と郷土の環境との関わりを知る機会」を提供しています。

#### ◎ 環境学習教材の整備と提供

郷土博物館の教育用コンテンツ「郷土学習BOX」で、浦安の歴史、文化、海の生物などについて紹介し、子どもたちの学習を支援した。

学校や公民館、郷土博物館、市民活動団体などと連携を深め、身近な自然環境から、かつて浦安の地場産業であった海苔養殖や、境川での乗船体験、三番瀬などを活用した体験学習の機会の提供と支援を推進しています。

また、郷土博物館における自然観察会や歴史・文化の体験事業が、ボランティア団体の運営・協力等により進められ、さまざまなフィールドを舞台に、関係機関と連携を図りながら生活文化の伝承などが行われています。



乗船体験（郷土博物館）

## ➤ 環境学習を通じた環境にやさしい人づくりの推進

### ◎ 環境学習広域ネットワークの構築・環境保全行動への誘導

広域的な環境学習の場として、群馬県高崎市倉渕町に「浦安市民の森」を設置し、市民に自然体験を通して森林の持つ機能や働き・効果・必要性などを学ぶ機会として、「森林と親しむ講座」を開催しています。

#### ◎ 環境体験交流の実施

環境学習の広域ネットワークを構築するため、高崎市倉渕町との水源を通じた交流事業として、本市の小学生が水源を訪れる林間学校の開催や、倉渕町の小学生を本市に招き、海辺の自然環境体験や浦安の歴史・文化など環境学習の実施など環境体験を通じた交流を行っています。

高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」や市内ピオトープ、境川などを活用し、環境学習や自然体験ができる機会の充実を図っています。

「浦安市民の森」は、平成18年1月、群馬県高崎市倉渕町に設置し、住民間の交流を図るとともに、林間学校などの森林体験活動に活用しています。市民に、自然体験を通して森林の持つ機能や働き・効果・必要性などを理解していただくため、浦安市民の森を活用し「森林と親しむ講座」を開催しています。



森林と親しむ講座

また、水源及び上流域である倉渕町と下流域にあたる本市の異なる環境を学び、理解し合うことで、双方の環境学習の推進を図るとともに、地域間交流を図ることを目的に、本市と倉渕町の小学校間で交流事業を実施しています。

### Ⅲ 循環型都市形成プロジェクト

～みんなの協働により、ごみの減量・資源化を進め、循環型都市を形成します～

ごみの減量・再資源化に全市をあげて取り組むため、「ビーナズ計画」に基づいて、市・市民・事業者等が一体となっておごみの減量と再資源化を推進し、**Refuse**（ことわる）、**Reduce**（少なくする）、**Reuse**（再使用する）、**Recycle**（再生利用する）の4Rを基本に、ごみの分別やリサイクル※に取り組み、循環型都市の形成を目指します。

#### ➤ 市民・事業者・滞在者等のごみ減量・資源化の関心の向上及び取り組みの推進

##### ◎ PR情報紙の発行・出前ビーナズの実施

市民・事業者・市で3者一体となったごみ減量・再資源化に向けた「ビーナズ計画」に基づき、市民の意識と行動の定着を図るため、PR紙「ビーナズニュース」を発行するなど、「出前ビーナズ」など市民への説明会、キャラクターによるPRキャンペーンを実施しています。

##### ◎ 買い物袋・生ごみ処理容器などの普及促進

レジ袋の削減を図るため、買い物時に買い物袋を持参するようにPRするとともに、ごみの減量や再資源化などに積極的に取り組んでいる小売販売店を「エコショップ」として認定し、支援・奨励することで、ごみの減量・再資源化を促進しています。

生ごみ処理容器等購入費補助金制度を継続して実施し、家庭における生ごみの自家処理の促進を図ります。

##### ◎ 事業系ごみの減量化の促進（有料事業系指定ごみ袋の導入）

事業系ごみについては、自己処理責任の徹底を基礎に、多量排出事業者などへの排出指導の強化や発生・排出抑制、紙類、食品残渣の再資源化を推進するためのマニュアルの周知などにより減量化の促進を図ります。

ごみの減量・リサイクルは、市民の参加があつてこそ進めることができます。ごみ処理の限界を超えるリスクを回避するとともに市民との信頼関係を構築するために、あらゆる段階で「市民参加を促す仕掛け」を織り込んだ「ビーナズ計画」に基づき、市民の意識と行動の定着を目指して継続しています。

また、市民の集会等への「出前ビーナズ※」など、ごみの減量・再資源化についての説明会を開催するとともに、クルンちゃんなどのキャラクターによるごみの減量・再資源化についてのPRキャンペーンなどを展開しています。

また、多量にごみを排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および減量計画書の提出を求め、必要に応じて立入調査を行うなど、事業系ごみの減量に向けた取り組みを促進しています。





➤ **ごみ減量・再資源化のシステムへの市民参加の促進**

◎ **ごみ分別の周知徹底**

◎ **集団資源回収の推進**

ごみ分別回収事業の推進や補助金交付制度に基づく集団資源回収補助事業を実施しています。広報、市ホームページ、ビーナスニュースなどを活用したPRを推進し、ごみ分別や集団資源回収に対する理解と協力を求め、ご推進しています。

◎ **廃棄物減量等推進員との連携**

市民レベルでのごみ減量・再資源化に取り組むため、各自治会からビーナス推進員を選出し、自治会内で活動していただいています。ビーナス推進員との協働により、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発します。また、有効な取り組みを行っているビーナス推進員の事例を紹介していただき、全てのビーナス推進員が情報を共有し、実践することにより市内全域に広がっていきます。

◎ **事業者の環境保全行動の情報の共有化**

多量にごみを排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、必要に応じて現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取り組みを促進しています。

◎ **市・市民・事業者が連携できる仕組みづくり**

一般廃棄物の減量などに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、浦安市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会にて、市民、事業者、学識経験者の意見を反映しながら計画作成・見直し、新たな施策の検討などを行います。

地域に密着したごみの減量・再資源化を進めるため、地域のリーダーであるビーナス推進員は、日常生活の中で自らがごみの減量・再資源化を実践するとともに、ごみの出し方や分別方法の指導をしています。

また、多量にごみを排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、必要に応じて現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取り組みを促進しています。

さらに、市民、事業者、廃棄物処理業者、学識経験者で構成される廃棄物減量等推進審議会では、本市のごみの減量等に関する事項について、市・市民・事業者が連携して調査・審議を行っています。

## ➤ ビーナズプラザを拠点とした市民のリサイクル活動の促進

### ◎ ビーナスプラザの活用の推進

ビーナスプラザでは、ごみの減量、資源の再利用を目的としたさまざまな講座やセミナーを開催しています。また、資源物として収集された廃びんからガラス工芸品を作る「ガラス工房」などの5つの工房があり、それぞれの再資源化等の事業を展開しています。

### ◎ リサイクル活動実践への誘導

再資源化・減量化対策として、衣類のリフォーム、古布利用のぞうり作り等のリサイクルや、ごみ減量を目的とした講座を開催した。

ビーナスプラザは、市民が主役となってリサイクル活動を実践する場で、さまざまな不用品が補修・再生・有効活用されています。

資源物として収集された廃びんからガラス工芸品を作る「ガラス工房」、古着などの再生を行う「衣類リフォーム工房」、廃食油を利用して石鹼を作る「石鹼工房」、粗大ごみとして出された家具や自転車の修理・再生を行う「家具・自転車再生工房」、牛乳パックからはがき作りなどを行う「多目的工房」の5つの工房があり、それぞれの事業を展開しています。

また、市民を対象としたリサイクルに関する各種教室を開催し、ものを大切に作る心を養っています。



ガラス工房

## IV エネルギー有効利用推進プロジェクト

～エネルギーの有効利用を進め、地域から地球規模に環境保全の輪を広げます～

資源・エネルギーの消費による温室効果ガス排出を削減するため、市の率先行動として、「地球温暖化対策実行計画」や環境マネジメントシステムの活用により、省資源・省エネルギーに取り組むとともに、環境負荷の少ない新エネルギーの導入を進め、市民、事業者とともに「地球にやさしい環境負荷の少ないまちづくり」を進めます。

### ➤ 省エネルギーの取り組みの推進

#### ◎ 「浦安市クリーンエネルギービジョン」の策定

省エネルギーを推進するためのハード、ソフト面での取り組みや、新エネルギー設備導入などについての市・市民・事業者・滞在者等（各主体）の方針や方策を示した「浦安市クリーンエネルギービジョン」を策定し、各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進しています。

#### ◎ 公共施設での省エネルギーの率先対策の推進

市の率先行動として、公共施設の計画・施工及び運用における環境配慮事項をまとめた「浦安市環境配慮指針」を「地球温暖化対策実行計画」にまとめ、これに基づき公共施設における省エネルギーの取り組みを推進しています。

#### ■ 総合体育館ESCO事業

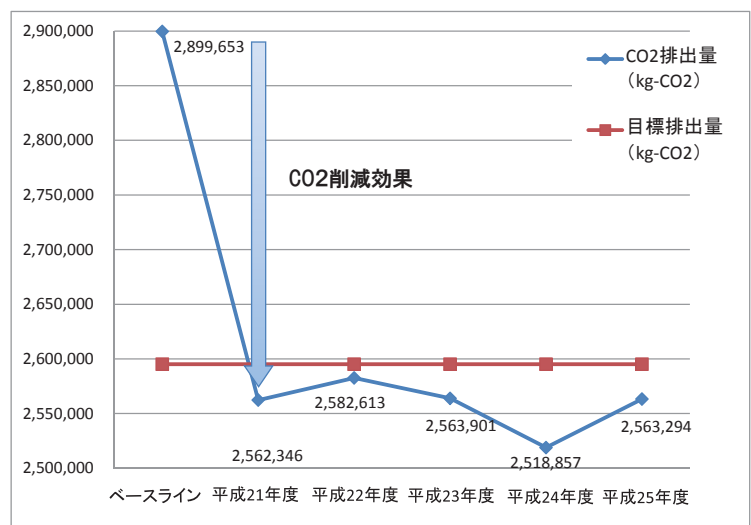
ESCO事業とは、エネルギー管理を専門とするESCO事業者が、市が保有する公共施設に対し、熱源や空調などエネルギー設備を省エネルギー型へ改修することで、それまでの施設機能を損なうことなく「省エネルギー化」を実現する事業です。ESCO事業者は、熱源や空調等エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果を保証するため、設備の改修費用は、削減した省エネルギーコスト（光熱水費）からまかなえ、経済的なメリットもあります。

市では、平成21年度よりエネルギー消費量が多い総合体育館・屋内水泳プールにESCO事業を県内市町村で初めて導入しました。ESCO事業者として選定された

京葉瓦斯株式会社「ガスコージェネレーションシステム」を活用した電熱併給および空調機のインバータ制御などにより、光熱水費、エネルギー使用量を削減し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。また、市の率行的な取り組みをアピールすることにより、市民や事業者への地球温暖化対策の推進も図っています。

平成25年度までの5か年における温室効果ガス削減効果は、いずれの年も目標排出量を下回っており、排出量と光熱水費の削減によりESCO事業の効果が上がっています。

平成25年度 ESCO事業の削減効果		
省エネルギー率	15.1%	原油換算 268.6 kℓ
CO <sub>2</sub> 削減率	11.6%	CO <sub>2</sub> 削減量 336,359kg-CO <sub>2</sub>
光熱水費削減額	4,823万円	



## ➤ 環境負荷の少ないエネルギーの導入の推進

### ◎ 太陽光発電、風力発電など新エネルギーの公共施設への導入

市では、温室効果ガス削減を目的に、既存の公共施設において、太陽光や風力等を活用した再生可能エネルギー設備の設置を進めています。

また、公共公益施設の新築時及び大規模改修時等における再生可能エネルギーおよびLED照明等の設備導入基準として、「太陽光発電設備及びLED照明設備の導入方針」を策定し、施設の更新等に合わせ積極的な導入を進めています。

### ◎ 太陽光発電システム設置への補助など市民の新エネルギー導入促進

市民への太陽光発電システムなどの省エネ設備を自ら居住し、または居住しようとする住宅を対象設備を設置する方に、その設置費用の一部の補助を行う浦安エコホーム事業を実施しています。

平成25年度より、家庭用燃料電池（エネファーム）、リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム（HEMS）の創蓄省エネルギー設備を補助対象として拡充し、住宅の新エネルギー導入を促進しています。

### ◎ 学校教育、生涯学習における省エネルギー教育の推進

#### ◎ 省エネルギーに関する情報提供の推進

小中学生や市民を対象に、学校教育や公民館講座、出前講座などにて、職員や環境学習アドバイザーを派遣し、自然体験教室、環境を考える講座、省エネルギー講座等を開催しています。

また、市民向け、事業者向けの環境配慮指針（浦安エコファミリー、浦安エコチャレンジ、浦安エコカンパニー）を活用し、省エネルギー行動の普及啓発を行っています。

市民へ住宅用太陽光発電システム等の普及促進のため、平成15年7月より住宅用太陽光発電システム設置費の助成制度を創設し、設置費用の一部補助を開始しています。

太陽光発電システム等の補助を開始してから、平成25年度まで11年間での補助件数は、延べ600件となりました。特に、東日本大震災の経験から、市民の環境への配慮および省エネルギー意識の向上から、住宅を新築（改修）する機会と併せて、太陽光発電システムを導入する住宅が多くみられました。

平成25年度から、新たに、家庭用燃料電池（エネファーム）、リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム（HEMS）を対象設備に加え、事業を拡充しています。今後も、住宅用太陽光発電システムや省エネルギー機器設置への補助事業を継続し、大型分譲などを中心に市内住宅への普及、促進を図っていきます。

また、小・中学校、公民館において、職員や環境学習アドバイザーなどが講師となって、自然体験、省エネルギーなどに関する講座を行いました。今後も、市民向けや事業者向けの環境配慮指針（浦安エコファミリー、浦安エコチャレンジ、浦安エコカンパニー）を活用しながら、新エネルギーや省エネルギー等に関する教育および情報の提供を推進します。



# 第1章 浦安市の 概況

- 1 沿革
- 2 自然的状況
- 3 社会的状況
- 4 東日本大震災被害からの復旧・復興



# 1 沿革

## ■ 市の沿革と環境施策

年 月	主 な 内 容
明治 22 年 4 月	・堀江、猫実、当代島三村が合併、浦安村誕生
明治 42 年 9 月	・町制施行、浦安町誕生
昭和 29 年 11 月	・3.75 t 塵芥焼却炉の建設
昭和 33 年 4 月	・本州製紙江戸川工場悪水放流事件※が起り、漁民の漁業権放棄と公有水面埋め立て事業の引き金となる（「公共用水域の水質の保全に関する法律※」、「工場排水等の規制に関する法律※」の水質二法を生むきっかけとなる。昭和 45 年に水質二法に代わって、「水質汚濁防止法」制定）。
昭和 37 年 3 月	・漁民の漁業権一部放棄と公有水面埋め立て事業開始
昭和 41 年 3 月	・10 t 塵芥焼却場の竣工
昭和 43 年 4 月	・紙袋収集モデル地区の設定（5 カ月間試行）
昭和 44 年 3 月	・営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線の開通
昭和 45 年 4 月	・全域紙袋収集、週 2 回の収集を実施
8 月	・し尿の委託収集を実施
12 月	・50kℓ/日の処理能力を持つ浦安町衛生処理場を弁天地区に建設
昭和 46 年 4 月	・漁業権全面放棄
10 月	・弁天地区に 30 t の焼却能力を持つ塵芥焼却場が完成
昭和 47 年 3 月	・「浦安町公害防止条例」制定
3 月	・「浦安町公害対策審議会条例」制定
5 月	・一部委託によるごみの収集
昭和 49 年 4 月	・市内全域のごみの委託収集
昭和 50 年 11 月	・第一期埋め立て事業（面積約 873ha）完了
昭和 53 年 3 月	・120 t の焼却能力を持つ準連続燃焼式清掃工場の建設
3 月	・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 3 分別収集
11 月	・発砲スチロール溶解処理機の導入
昭和 56 年 2 月	・ベルトコンベヤー方式不燃物選別機
3 月	・第二期埋め立て事業（面積約 563ha）が完了し、市域面積が 16.98 km <sup>2</sup> となる。
4 月	・市制施行、浦安市誕生
昭和 63 年 12 月	・JR 京葉線が開通し、新浦安駅と舞浜駅開設
平成 2 年 4 月	・新聞、雑誌等の紙類の資源ごみ収集の実施
平成 3 年 11 月	・「ビーナス計画※」開始
平成 6 年 3 月	・「浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害※防止に関する指導要綱」制定
平成 7 年 4 月	・びん・缶の分別収集の実施
4 月	・1 日最大 270 t の焼却能力を持つ流動床焼却施設と 1 日最大 70 t の処理能力を持つ不燃・粗大ごみ処理施設を配置したクリーンセンターが本格稼働

年 月	主 な 内 容
平成 9 年 3 月	・クリーンセンター内に 35kℓ/日の処理能力を持つ高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設が完成
平成 10 年 1 月	・「容器包装リサイクル法」施行に併せペットボトルの分別収集実施
平成 11 年 4 月 8 月	・クリーンセンター内に 41 t / 5 h の処理能力を持つ再資源化施設が本格稼働 ・クリーンセンター内にビーナスプラザをオープン
平成 13 年 3 月 4 月 7 月 10 月 11 月	・「浦安市地球温暖化対策実行計画 <sup>※</sup> 」策定 ・エコセメント <sup>※</sup> 化の推進 ・組織改正により環境部新設 ・粗大ごみ収集の電話申込制有料化実施 ・「環境マネジメントシステム <sup>※</sup> ISO14001 <sup>※</sup> 」認証取得
平成 14 年 3 月	・「浦安市一般廃棄物処理基本計画 <sup>※</sup> 」策定
平成 15 年 1 月 10 月	・「ビーナス計画」が、(社)日本パブリック・リレーションズ協会主催の第 5 回日本 P R 大賞「P R アワードグランプリ」最優秀賞受賞 ・「浦安市環境基本条例」制定
平成 16 年 2 月 4 月 5 月	・「ビーナス計画」が、国際 P R 協会主催の第 14 回「I P R A ゴールデン・ワールド・アワード」地域広報部門の最優秀賞受賞 ・「浦安市環境基本条例」施行 ・羽田空港 D 滑走路の角度変更により浦安市上空の飛行を回避
平成 17 年 1 月	・「浦安市環境基本計画」策定
平成 18 年 1 月 1 月 3 月 4 月 6 月	・指定ごみ袋 <sup>※</sup> 制の導入 ・「浦安市民の森」設置 ・「第 2 次浦安市地球温暖化対策実行計画」策定 ・もったいないプロジェクトの開始 ・チームマイナス 6 % への登録
平成 19 年 3 月 3 月 4 月	・「浦安市一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「クリーンエネルギービジョン」、「環境配慮指針」の策定 ・「イベントごみ減量ガイドライン」策定
平成 20 年 4 月 12 月	・「環境マネジメントシステム ISO14001」自己宣言 <sup>※</sup> ・「浦安市環境保全条例 <sup>※</sup> 」制定
平成 21 年 1 月 4 月 7 月	・クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物(事業ごみ・家庭ごみ)の処理手数料改正(一律 210 円/10 kg) ・浦安市総合体育館 E S C O 事業開始 ・「浦安市環境保全条例」施行
平成 22 年 2 月 3 月	・羽田空港の深夜早朝時間帯(23 時～6 時)南風悪天時の飛行ルートがさらに海寄りに変更 ・「浦安市環境学習基本方針」策定
平成 23 年 3 月 9 月	・東日本大震災 ・「第 3 次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画」策定
平成 24 年 3 月	・「浦安市復興計画 <sup>※</sup> 」策定
平成 25 年 3 月	・「浦安市一般廃棄物処理基本計画」改定
平成 26 年 3 月	・「浦安市第 2 次環境基本計画」策定

※ **ゴシック体**で記した文字は、「市の沿革」を表しています。  
明朝体で記した文字は、「環境施策」を表しています。

## 2 自然的状況

### (1) 位置・地勢

本市は、東京湾の最奥部、千葉県北西部に位置し、東京都に隣接しています。北は市川市と陸続きで接し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面しています。

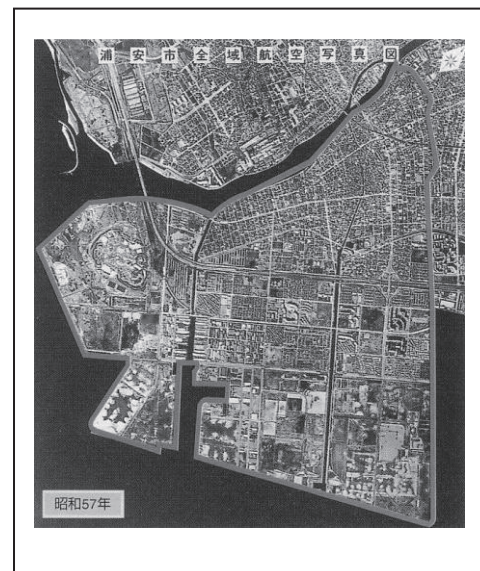
本市は、旧江戸川河口に位置する集落を中心として発展し、昭和 39 年からの大規模な海面埋め立て事業により、市域は約 4 倍に拡大し、現在では、面積 16.98 km<sup>2</sup>、東西距離は 6.06km、南北距離は 6.23km となっています。

土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積低地と埋立地からなり、概ね平坦な地形となっています。

#### ■ 市域の変遷



昭和 23 年(1948 年)



昭和 57 年(1982 年)

### (2) 気象

平成 25 年の本市年間平均気温は 16.4℃で、全国平均の 15.6℃と比べるとやや高くなっており、おおむね温暖な海洋性気候です。また、本市年間降水量は 1323.5mm で、全国平均の 1715.3mm と比べると少なくなっています。

	浦安市	千葉県	全国
年間平均気温	16.4℃	16.6℃	15.6℃
年間降水量	1323.5mm	1446.5mm	1715.3mm

出典：「浦安市統計書」  
「指標で知る千葉県」



### 3 社会的状況

#### (1) 人口

本市の人口は、営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線開通後の昭和 44 年以降、旧市街地の宅地化や住宅環境の整備、新市街地の大規模な住宅開発の進展、千葉県と東京都を結ぶ首都高速道路湾岸線、一般国道 357 号の開通による都心への交通の利便性の向上により増加しました。

その後、昭和 56 年 4 月に市制を施行し、千葉県下の 27 番目の市として「浦安市」が誕生しました。

現在の市の人口は、人口減少、都心回帰といった中長期的要因や震災の被害という短期的要因が相互に影響し、平成 24 年に人口、世帯数が減少しましたが、平成 25 年以降徐々に下げ止まり、平成 26 年より増加に転じています。

平成 26 年 3 月末現在、162,952 人となっています。

#### (2) 土地利用

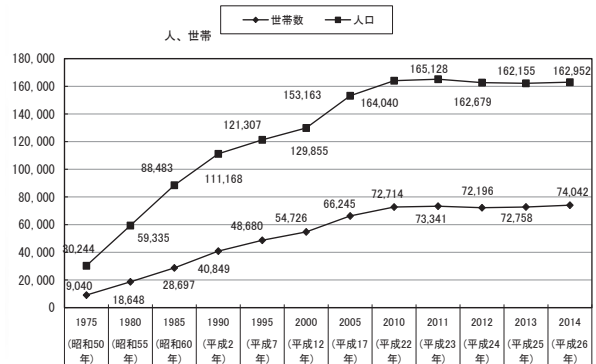
本市は、著しい都市化の進展に伴い、急速に宅地が増加してきました。土地の地目別面積のうち、半分以上が宅地となっています。

土地利用状況を地区別に見ると、元町地域\*と中町地域\*・新町地域\*・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンで大きく用途が異なります。

元町地域は住宅を中心としながら、商業・工業系の施設が混在しています。そのなかで、堀江・猫実・当代島地区の一部では老朽した木造家屋が密集しています。また、北栄地区の一部では工場跡地などでマンションなどの立地がみられます。

一方、市域の約 4 分の 3 を占める埋立地である中町・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンは、住宅地・工業地・レクリエーション用地が明確に区分されています。

■ 人口、世帯数の推移



\* 人口・・・昭和 60 年までは、住民基本台帳人口による。  
平成 2 年から平成 24 年までは住民基本台帳人口及び外国人登録者数による。  
平成 25 年からは住民基本台帳人口による。(平成 24 年 7 月 9 日住民基本台帳法一部改正)  
\* 各年の値は、3 月末現在の数値である。



### (3) 産 業

産業別人口で見ると、第一次産業（農業、漁業）の就業者は海面埋め立て事業や農地の宅地転用などにより減少し、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は近年では就業者数が減少しています。その反面、第三次産業（卸売業、小売業、サービス業）の就業者は概ね 80%を占めています。

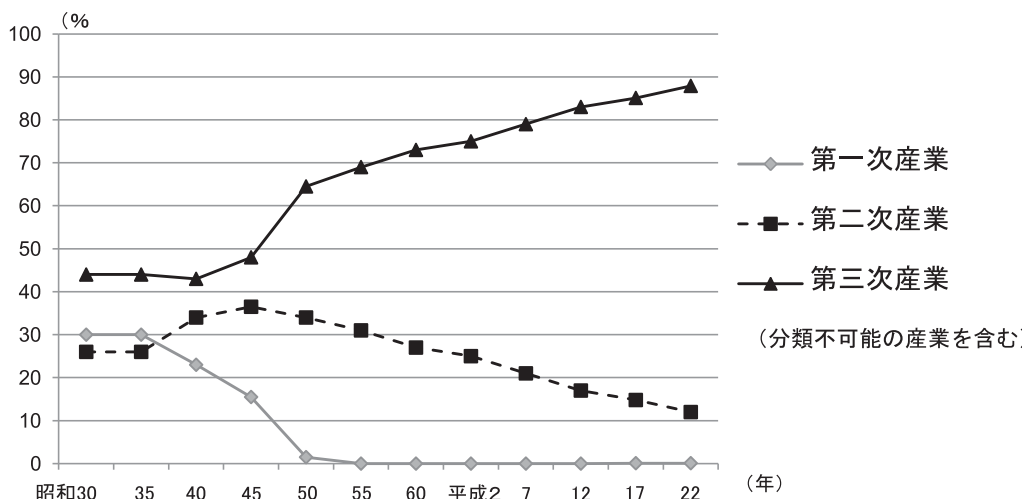
資料：「平成 22 年国勢調査」

産業構造を事業所数で見ると、卸売業・小売業（25.7%）、宿泊業・飲食サービス業（13.4%）、建設業・製造業（12.2%）、不動産業・物品賃貸業（9.2%）などとなっており、第三次産業の割合が非常に高くなっています。

資料：「総務省 平成 21 年経済センサス基礎調査」

また、アーバンリゾートにおける東京ディズニーリゾートを中心としたサービス産業の集積、工業ゾーンにおける鉄鋼団地、千鳥地区の物流・配送センター集積の 3 つが大きな産業として発達しているのが、大きな特徴となっています。

■ 第一次・第二次・第三次産業就業者構成比の推移



### (4) 観 光

観光については、舞浜地区に、東京ディズニーリゾートを核とした国際的な観光リゾートが形成されています。昭和 58 年春に開園して以来、毎年 1,000 万人以上の来場者数を記録してきた東京ディズニーランドは、平成 13 年に開園した東京ディズニーシーと合わせ、その来場者数は同年度には約 2,200 万人となり、平成 25 年度では 3,129 万人を数えるまで増加し賑いをみせています。

また、中町地域において、新浦安駅前には浦安市観光インフォメーションマールが開設されており、市内の観光案内が充実しています。元町地域では、屋形船や釣り船、ボランティアガイドによる市内観光を中心に、浦安魚市場や名産品店などでの海産物などのショッピングを楽しむことができます。

## 4 東日本大震災被害からの復旧・復興

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード (Mw) 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、本市においても震度 5 強を観測しました。

### (1) 浦安市内の被害状況

東北地方太平洋沖地震とその余震により、埋め立てにより造成された中町地域および新町地域を中心に市域の 86% にもおよぶ範囲で地盤の液状化現象が発生し、多くの場所で土砂の噴出や地盤沈下が発生しました。

幸いにも、死者など重大な人的被害はありませんでしたが、液状化に伴い、道路や公園、上下水道、電気、ガスなどの都市基盤施設が被害を受けるとともに、住宅地では、戸建住宅が沈下や傾斜の被害を受けたほか、集合住宅では、杭の抜け上がりや敷地内のガス、電気などの設備が損壊するなど多くの被害を受けました。

液状化した範囲を本市の都市構造からみると、住宅地である中町地域および新町地域のほか、鉄鋼流通基地を主体とする工業ゾーン、本市の観光の中核を担うアーバンリゾートゾーンの 2 つの産業ゾーンとなっています。

#### ■浦安市における液状化発生範囲



#### ■東日本大震災直前の浦安市の概要

人口*1	160,948人
世帯数*1	70,933世帯
市域面積	約1,698ha

#### 東日本大震災による被害の概要

被災者数*2	96,473人
被災世帯数*2	37,023世帯
液状化面積*3	約1,455ha

出典：浦安市復興計画

\*1 人口および世帯数は、平成 23 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

\*2 被災者数および被災世帯数は、平成 23 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

\*3 航空測量で作成した地図からコンピュータ処理により算出した。

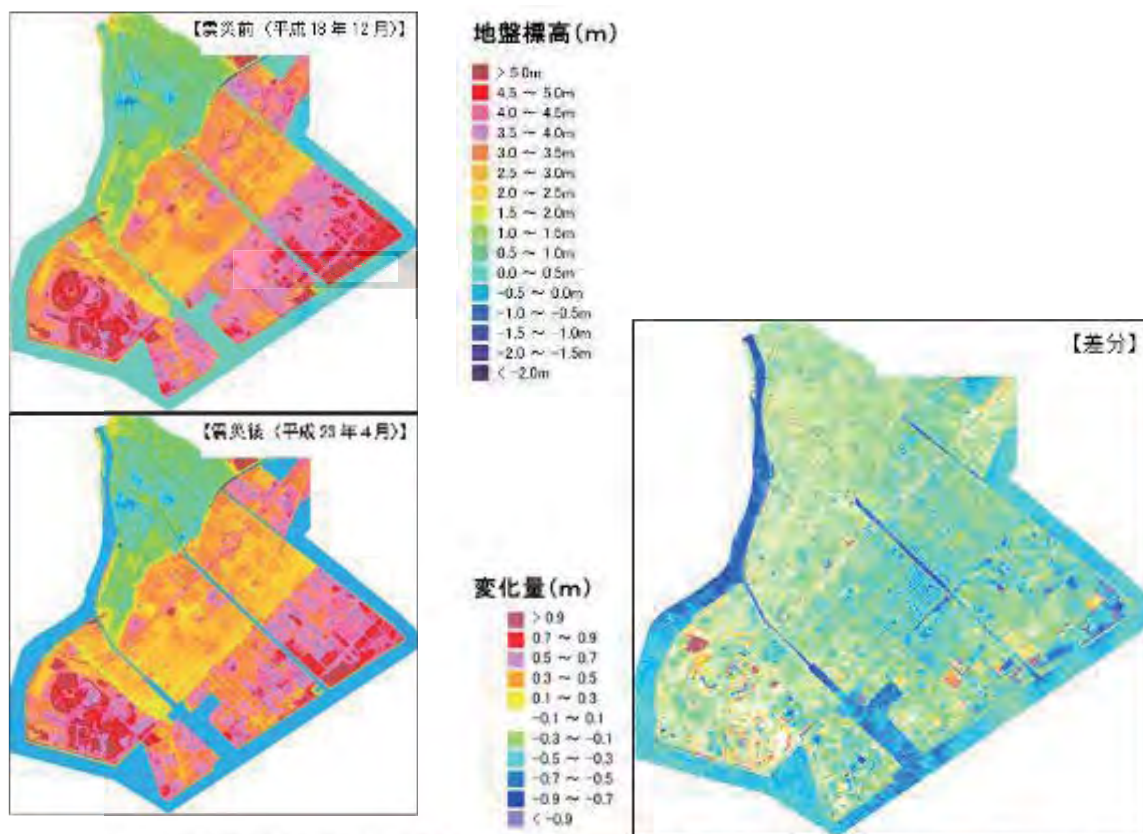
## (2) 噴出土砂・地盤沈下

液状化に伴う噴出土砂や地盤の変動は、今回の震災による本市の被害の大きな特徴となっています。液状化に伴う噴出土砂は、道路の通行障害を招いたほか、下水道管などへの流入により管の閉塞を引き起こし下水道の使用制限を招きました。噴出土砂の処理は、ライフライン施設などの復旧作業への支障となり、高齢者世帯などでは宅地内の噴出土砂を自力では処理できないなど、直接的、間接的にさまざまな問題を引き起こす要因となりました。

噴出した75,000 m<sup>3</sup>の土砂は、現在、一時的に日の出地区および千鳥地区の公園予定地に仮置きされています。

また、今回の震災では、液状化に伴う地盤沈下や側方流動による被害も発生しています。地盤沈下に伴う道路の不同沈下は、降雨時に大規模な道路冠水を引き起こすほか、住宅敷地の沈下は、道路から宅地への雨水の流入、浸水などといった被害の原因となっています。さらに、液状化に伴う側方流動により、道路や公園の地割れが発生したほか、道路と宅地の境界のずれも発生しています。

### ■ 航空レーザー計測による震災前と後の標高値



- 注意) ・現時点で国土地理院が基準点成果を一時利用停止していることから、本図面の作成に当たっては、震災前の基準点位置座標を用いて作成している。  
 ・今後、国土地理院から新座標が公開され次第、再計算を行い改めて作成を行うこととする。  
 ・従って、本図面については、暫定のものであるので注意すること。  
 ・データの精度は±15cm  
 ・海・河川は計測外となっているので特に色の意味はない。

出典：第1回液状化対策技術検討調査委員会 (H23-7-22) 資料



### (3) 都市基盤施設の被害

今回の震災では、中町地域および新町地域で発生した液状化現象により、道路や上下水道などの都市基盤施設が被害を受け、災害発生直後の応急対策活動や市民の避難行動をはじめ、災害発生以降の市民生活や産業活動に大きな影響を及ぼしました。

#### ■道路種別と被災延長

道路種別	延長 (km)	被災延長 (km)
国道	4.5	0
県道	7.0	1.9
市道 (幹線)	28.0	12.0
市道 (その他)	195.0	66.0



千鳥地区の液状化の様子

#### ■橋梁の被害状況

区分	施設数 (橋)	被災数 (橋)	うち液状化被害 (橋)
歩道橋	18	10	10
車道橋	24	4	4
合計	42	14	14
市道 (その他)	18	10	10



境川沿いの歩道

#### ■公園の被害状況

区分	施設数 (箇所)	被災数 (箇所)	うち液状化被害 (箇所)
街区公園	106	57	48
近隣公園	11	11	11
地区公園	3	3	3
その他	21	10	10
合計	141	81	72



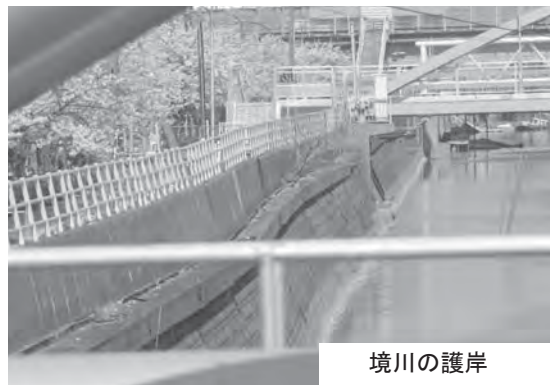
高洲中央公園 (耐震性貯水槽)

■護岸の被害状況

被害護岸	海岸保全施設としての被害状況	
	天端高	構造物の安定性
見明川	護岸の天端高はほとんど沈下していない。	本体が傾斜、損傷しており安定性に問題がある。
境川	被災後の護岸の天端高が被災前より 10～20 cm 程度低くなっている。	本体が傾斜、損傷しており安定性に問題がある。
浦安海岸 (日の出 1)	被災後の護岸の天端高が被災前より 70 cm 程度低くなっている。	本体の変位および地盤の変形が生じており、安定性に問題がある。
浦安海岸 (日の出 2)	水たたき、階段コンクリートが被災した程度で、天端高はほとんど沈下していない。	護岸本体は特に被災していないため安定している。
浦安海岸 (舞浜)	水たたき、階段コンクリートが被災した程度で、天端高はほとんど沈下していない。	護岸本体は特に被災していないため安定している。
浦安海岸 (高洲)	被災後の擁壁の天端高が被災前より 10 cm 程度低くなっている。	本体が傾斜、損傷しており安定性に問題がある。

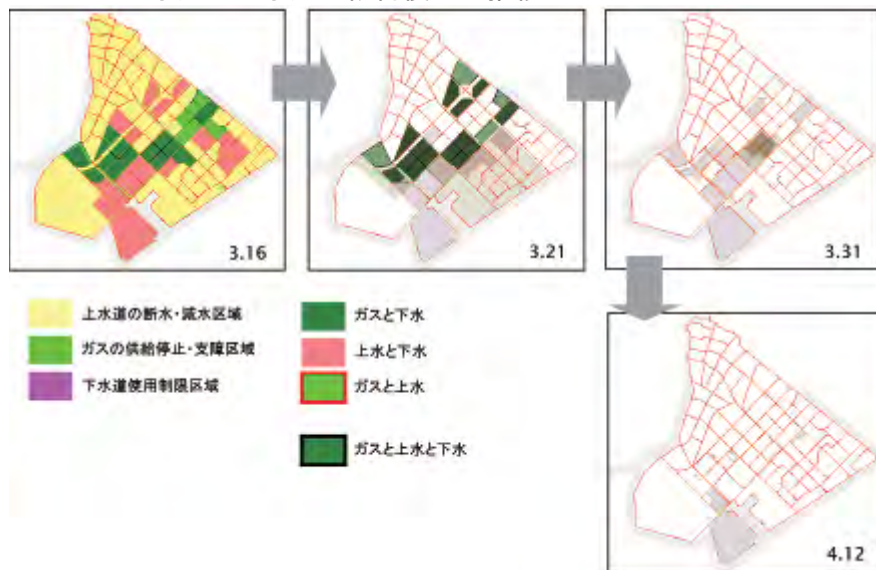


日の出護岸



境川の護岸

■ガス・上水道・下水道の被害復旧の推移



出典：第 1 回液状化対策技術検討調査委員会（H23. 7. 22）資料

## (4) 復旧・復興事業

市では、東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針となる復興計画（平成 24 年 3 月）を策定しました。

この復興計画を踏まえ、第 2 次実施計画《改訂版》（平成 25 年度から 27 年度）に主要な事業を位置づけ、中・長期の財政見通しを持って、効率的・計画的に復旧・復興事業を推進しています。

平成 25 年 5 月に国の災害査定や復興交付金などの復旧・復興事業費の総額が定まり、平成 25 年 8 月より本格的な復旧・復興工事に着手しました。平成 26 年 3 月末には、シンボルロードや新浦安駅前広場、舞浜駅前広場の復旧工事、液状化対策工事が終了し、美しい景観を取り戻しています。

### ■公共インフラの復旧・復興進捗状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

公共インフラは応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興計画に基づき、着実に整備を推進しています。

被害状況と事業内容によって、進捗状況に差がありますが、概ね復興計画の通りに進んでいます。

項目		進捗率	復旧・復興の状況／被害の状況
道路	本復旧工事及び液状化対策工事が完了した道路工事の割合	28%	本復旧工事及び液状化対策工事の出来高額
			災害復旧工事及び液状化対策工事の全体額
下水道	本復旧工事及び耐震対策工事に着工した下水道工事の割合	45%	本復旧工事及び耐震対策工事の出来高額
			災害復旧工事及び耐震対策工事の全体額
雨水排水施設	本復旧工事及び貯留施設設置工事に着工した雨水管工事の割合	57%	本復旧工事及び貯留施設設置工事に着工した額
			災害復旧工事及び貯留施設設置工事の全体額
水道	本復旧工事が完了した水道工事の割合	92%	本復旧工事が完了した水道管延長 12.3 km
			被災した水道管の延長 13.4km (一部県道を含む)
ガス	本復旧工事に着工したガス工事の割合	91%	本復旧工事に着工したガス管延長 41.2 km
			ガス管入れ替え計画延長 45.2 km
東京電力	本復旧工事が完了した電柱の割合	99%	本復旧が完了した電柱の数 633 本
			被災した電柱の数 642 本
NTT	本復旧工事が完了した電信柱の割合	99%	本復旧が完了した電信柱の数 311 本
			被災した電信柱の数 312 本

### ■公園

震災により被災した公園の災害復旧工事は、全面閉鎖をしていた交通公園、日の出海岸沿い緑道なども含め、平成 25 年度中に完了しました。

### ■護岸

境川や浦安護岸（日の出1／高洲）では、被災後の護岸の天端高が被災前より 10～70cm 程度低くなり、構造物本体が傾斜、損傷しており安定性に問題がある状況でしたが、平成 24 年度中に復旧工事を完了しました。



日の出護岸

### ■浦安絆の森事業

浦安絆の森は、市内の沿岸部に東日本大震災による液状化現象で発生した噴出土砂を有効利用してマウンド（土塁）を築き、その上に浦安の気候に合った多種類の樹木のポット苗（ビニールポットで育てた樹木の若木）を植えることで森を作ります。森づくりは都市生活に憩いや潤いを与えてくれる緑を増やすとともに、沿岸部に作ることで、海からの強風や潮風を和らげ、万一、高潮が起こった時にはその被害を軽減する減災効果を期待しています。

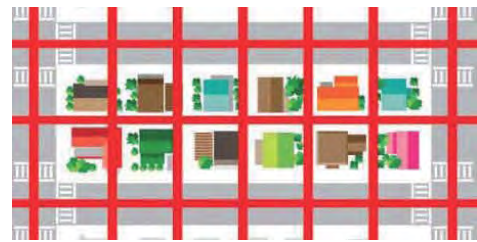


生命と育ちの森プロジェクト

平成 25 年度から、市と市民団体との協働事業として、市と市民・地域・子供たちと協力し「絆の森」に植樹する苗を実・ドングリから育て、植樹し、森を創る「生命と育ちの森プロジェクト」をスタートしています。

### ■市街地液状化対策事業

市では、東日本大震災を契機に国が創設した「市街地液状化対策事業」（道路などと宅地の一体的な液状化対策事業）の制度を活用することを念頭に、震災以後 2 年間にわたり、さまざまな検討を行った結果、浦安市の地盤条件において、実現可能性のある工法として、「格子状地中壁工法」が適切であると判断しました。



格子状地中壁工法

市街地液状化対策事業では、道路部分は、公共で負担し、宅地部分は、原則個人負担になります。このため、中町・新町地域の戸建て住宅地の住民や宅地所有者に対して、説明会を実施し、事業の実施に向け具体的な検討を進めたいと考える地区を募り、それぞれの地区の状況を踏まえた形で個別勉強会を行いました。

「液状化対策事業計画案」の策定に向けた合意形成作業が完了した地区については、国との調整を図りながら他地区に先行し、地盤調査を実施したうえで、「液状化対策事業計画案」の策定調査に着手します。





# 第2章 環境施策 の推進

## 環境基本計画の基本目標

- 1 安心して暮らせる生活環境が保たれ、健やかに暮らせるまち
- 2 水と緑や歴史・文化とふれあえる、潤いと安らぎのあるまち
- 3 環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会をめざすまち
- 4 協働で進める、環境保全に積極的に取り組むまち



# 環境基本計画の基本目標

- 1 安心して暮らせる生活環境が保たれ、  
健やかに暮らせるまち

## 1. 大気環境

## 2. 水環境

## 3. その他の生活環境

【平成 26 年度環境ポスター展入賞作品】《小学校低学年の部》

〔最優秀賞〕 廣岡 久実さん



〔優秀賞〕 坂野 ゆめさん



〔優秀賞〕 内山 有怜さん



1 安心して暮らせる生活環境が保たれ、  
健やかに暮らせるまち

# 1.大気環境

## ～さわやかで、すがすがしい大気環境を確保する～

国レベルにおける大気環境の状況としては、大気汚染防止法<sup>※</sup>などに基づくさまざまな対策により、工場など固定発生源による大気汚染は大幅に改善されていますが、近年では、自動車交通量の増加により窒素酸化物<sup>※</sup>や粒子状物質<sup>※</sup>などによる大気汚染が課題となっています。

市には、大気環境を常時監視している測定局が猫実一般環境大気測定局<sup>※</sup>（郷土博物館内、以下「猫実測定局」という。）と美浜自動車排出ガス測定局<sup>※</sup>（美浜東第三児童公園内、以下「美浜測定局」という。）の2カ所あります。猫実測定局では、二酸化硫黄<sup>※</sup>、二酸化窒素<sup>※</sup>、浮遊粒子状物質<sup>※</sup>、光化学オキシダント<sup>※</sup>、一酸化炭素<sup>※</sup>、微小粒子状物質（PM2.5）<sup>※</sup>、ベンゼン<sup>※</sup>などを測定しており、また、美浜測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素などを測定しています。

微小粒子状物質（PM2.5）については、国より健康影響に係る濃度水準としての暫定的な指針が示されたことを受け、市民への高濃度予想の注意喚起に関する情報提供を行うため、平成25年の6月に測定装置を整備し、観測を開始しました。

両測定局で測定している物質の平成25年度の測定結果については、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）を除いてすべて環境基準<sup>※</sup>を達成しました。ただし、二酸化窒素については、環境基準は達成しているものの、千葉県環境目標値は達成することができませんでした。

光化学オキシダント未達成の要因としては、本市には、大規模な工場や事業所は少ないものの、首都高速道路湾岸線や一般国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いため、自動車排出ガスによる影響を受けやすいことなどが考えられます。また、微小粒子状物質（PM2.5）については、物の燃焼等により直接発生するほか、大気中での化学反応によって発生する等、発生のメカニズムについては解明されていない点も多く、国及び県において現在研究中であり、測定開始から間もないため現時点での評価は難しいことから、今後も推移を注視していきます。

市では、自動車排出ガス削減を推進するために、低公害車<sup>※</sup>の導入をはじめ、アイドリングストップ<sup>※</sup>などのエコドライブ<sup>※</sup>や自転車の利用などの率先行動に努めるとともに、公共交通網の整備やアイドリングストップに係る啓発などにより、市民、事業者の取り組みを促進しています。自動車排出ガスの大気への影響は大きいことから、引き続き、大気環境の監視を継続的に行いながら、自動車排出ガス対策を中心に大気汚染防止対策を進めます。

## 環境指標

項目 A	指標 B	平成25年度 C	指標 の評価 D	指標との比較 E
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm※以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.004ppm	○	-0.036
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.042ppm	○	-0.018
		美浜測定局 0.044ppm	○	-0.016
	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下【千葉県の環境目標値】	猫実測定局 0.042ppm	×	+0.002
		美浜測定局 0.044ppm	×	+0.004
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.061mg/m <sup>3</sup>	○	-0.039
		美浜測定局 0.057mg/m <sup>3</sup>	○	-0.043
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下【環境基準(短期的評価)】	猫実測定局 環境基準超過日数 42日	×	光化学スモッグ 注意報発令日数* 7日
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.8ppm	○	-9.2
		美浜測定局 0.6ppm	○	-9.4
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 年平均値 13.9μg/m <sup>3</sup> 日平均値 40.3μg/m <sup>3</sup>	×	年平均値 -1.1 日平均値 +5.3
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.00135mg/m <sup>3</sup>	○	-0.00165
トリクロロエチレン※	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.00072mg/m <sup>3</sup>	○	-0.19928
テトラクロロエチレン※	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.00017mg/m <sup>3</sup>	○	-0.19983
ジクロロメタン※	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下【環境基準(長期的評価)】	猫実測定局 0.00138mg/m <sup>3</sup>	○	-0.14862
ダイオキシン類※	年平均値が0.60pg※-TEQ※/m <sup>3</sup> 以下【環境基準】	浦安市役所 0.027pg-TEQ/m <sup>3</sup>	○	-0.573
アスベスト※	大気1ℓ中に含まれるアスベストの繊維が10本を下回る事【環境目標値】	①当代島公民館 夏季:0.16本 冬季:0.087本	○	夏季:-9.84 冬季:-9.913
		②日の出公民館 夏季:0.15本 冬季:0.12本	○	夏季:-9.85 冬季:-9.88
大気に関する 公害苦情件数	-	10件	-	※前年比+2件

\*光化学スモッグ注意報は、葛南地域(市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市)において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令する。

\*アスベストには環境基準が設定されていないため、大気汚染防止法に基づくアスベスト濃度を環境目標値とする。

\*D列:指標B列の環境基準および環境目標値から平成25年度C列を評価し、環境基準および環境目標値の達成状況を表す。「○」印は達成、「×」印は未達成。なお、「-」印は、指標の達成状況の評価に適さないことから、ここでは評価しないことを表す。

### 環境基準の評価方法

#### (1) 短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

#### (2) 長期的評価

##### ア 二酸化窒素および微小粒子状物質(PM2.5)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

##### イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄および一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

# 環境の現状

## (1) 大気監視体制の充実

市では、猫実測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、炭化水素\*、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの常時監視と酸性雨\*、風向、風速、温度、湿度の測定を行っています。また、市内各所において、一般環境大気中のダイオキシン類、アスベストの調査を行っています。

また、千葉県では、美浜測定局において、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の常時測定を行っています。

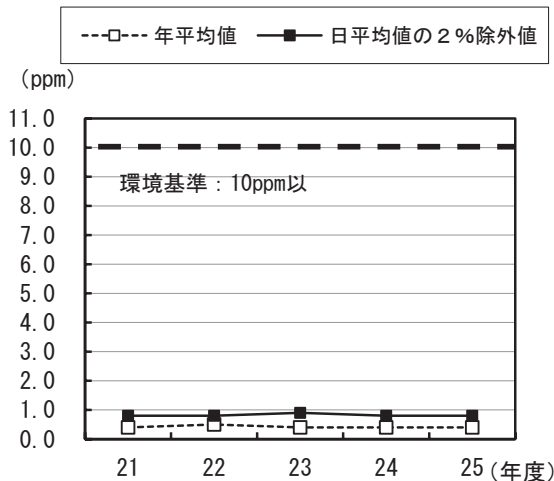
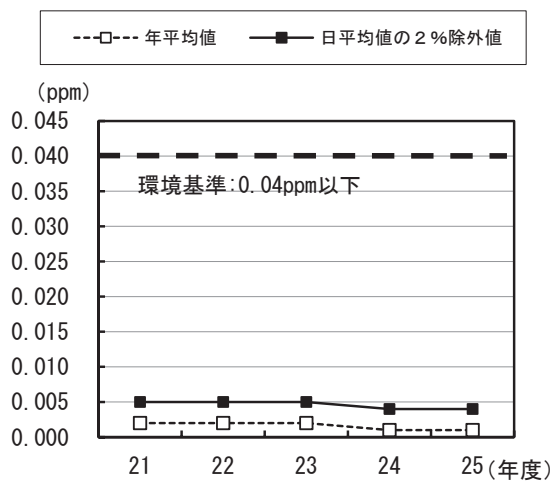
### 【二酸化硫黄、一酸化炭素】

二酸化硫黄と一酸化炭素は、全国的に環境基準を達成している地点がほとんどで、平成25年度は、猫実測定局で両項目ともに環境基準を達成しました。また、美浜測定局においても、一酸化炭素の測定を行い、環境基準を達成しました。

また、前年度との比較では、二酸化硫黄、一酸化炭素ともに横ばいという結果になりました。

■ 二酸化硫黄の経年変化  
「猫実一般環境大気測定局」

■ 一酸化炭素の経年変化  
「猫実一般環境大気測定局」



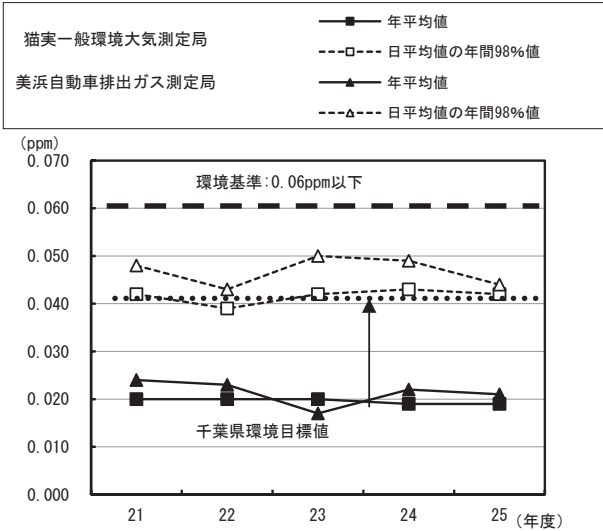
### 【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、自動車排出ガスが主な原因とされています。平成25年度は、猫実測定局および美浜測定局において、いずれの物質も環境基準を達成しました。

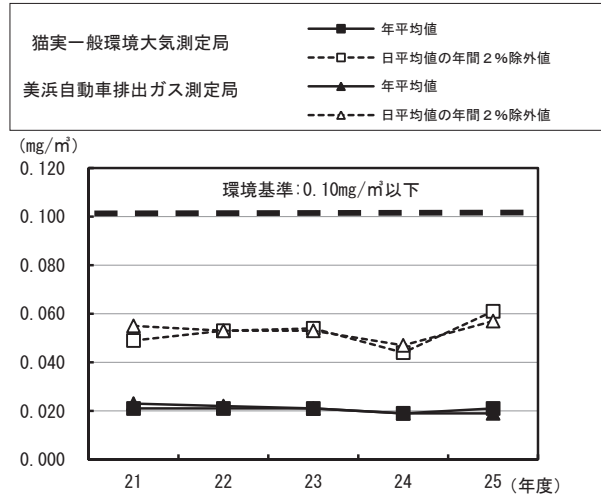
ただし、二酸化窒素は、猫実測定局、美浜測定局ともに千葉県で定めている環境目標値を達成できませんでした。今後は、二酸化窒素の主な発生原因である自動車排出ガス抑制のため、低公害車の導入をはじめ、アイドリングストップなどのエコドライブや、自転車の利用などの率先行動に努めるとともに、市民、事業者との取り組みを促進していきます。

なお、前年度との比較では、ほぼ横ばいの結果となりました。

## ■二酸化窒素の経年変化



## ■浮遊粒子状物質の経年変化



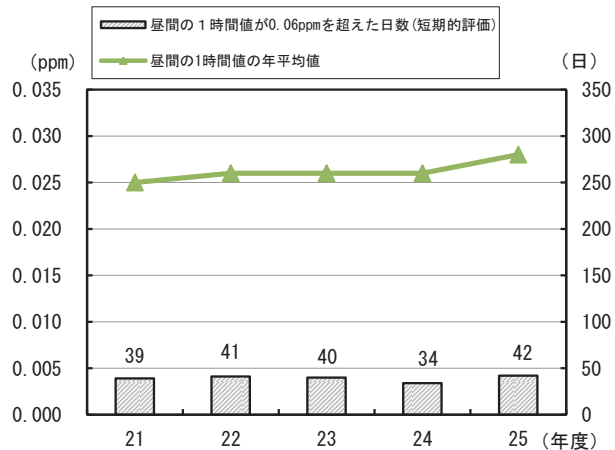
### 【光化学オキシダント】

光化学オキシダントは、自動車などから排出される窒素酸化物※（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物※（VOC）が太陽の光を受け、光化学反応により生成される酸化性物質などの総称です。全国的に環境基準の達成状況は極めて低くなっており、平成25年度、猫実測定局においても、環境基準が達成できなかった日数が42日ありました。

平成25年度における葛南地域の※光化学スモッグ注意報等の発令は7回ありました。

平成25年度の県内の光化学スモッグ注意報の発令日数は14日で、平成24年度（8日）を上回りましたが、過去10年間の平均発令日数（14.4日）と同程度の日数でした。

### ■光化学オキシダントの経年変化 「猫実一般環境大気測定局」



### ■光化学スモッグ予報・注意報・警報発令状況（葛南地域）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予報(日)	0	0	0	0	0
注意報(日)	0	8	5	5	7
警報(日)	0	0	0	0	0

\*葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市



### 【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさ（粒径）が2.5μm（マイクロメートル）以下の非常に細かな粒子のことをいいます。物の燃焼などによって工場や自動車などから直接排出されるもののほかに、工場や自動車などから排出された硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物\*（VOC）等が太陽の光を受け、光化学反応により生成されるものもあり、その成分も炭素や硫酸塩、硝酸塩等の無機元素など様々な成分や粒径のものが含まれますが、地域や季節、気象条件等によって組成も変動します。

#### <環境基準による評価>

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、「1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>（マイクログラム/立方メートル）以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること」と定められており、1日平均値の年間98%値による長期的評価を行います。

#### ■微小粒子状物質（PM2.5）の測定と評価

有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数
				(日)	(%)			
302	7,249	13.9	54.3	11	3.6	90	40.3	5

環境基準のうち「1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下」については満たしていますが、「1日平均値（日平均値の98%値）が35μg/m<sup>3</sup>以下」による評価については、年間98%値が40.3μg/m<sup>3</sup>となり、基準を超えた日数が5日ありました。

#### <注意喚起の実施>

粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されているため、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」において、「健康への影響を与える可能性がある濃度水準として、1日平均値70μg/m<sup>3</sup>」と注意喚起のための暫定的な指針となる値が示されたことを踏まえ、市民への注意喚起を実施していますが、平成25年度において注意喚起を行ったのは、1回でした。



### 【有害大気汚染物質】

有害大気汚染物質のうち、ベンゼンについては、平成 15 年度から猫実測定局近傍で調査を行っており、平成 18 年度からは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 3 物質を追加し調査を行っています。

これらはいずれも、調査を開始して以降これまですべての年度において環境基準を達成しています。

### ■有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化 （単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ベ ン ゼ ン	1.40	1.00	1.29	1.29	1.35
トリクロロエチレン	0.89	0.88	1.27	1.37	0.72
テトラクロロエチレン	0.18	0.14	0.32	0.34	0.17
ジクロロメタン	1.40	1.30	2.13	2.37	1.38

### 【ダイオキシン類】

大気中のダイオキシン類は、平成 21 年度までは 4 地点で調査を実施していましたが、各地点で環境基準を大幅に下回る測定結果が続き、数値的にも安定しているため、平成 22 年度より調査地点を浦安市役所の 1 地点に変更しました。なお、平成 25 年度の測定結果については、引き続き環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の  
大気環境基準

年平均値が  $0.60\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  以下であること。

\*pg は、1 兆分の 1g

### ■大気中のダイオキシン類の濃度測定結果 （平成 25 年度測定）

	③浦安市役所
春 季	0.012
夏 季	0.016
秋 季	0.029
冬 季	0.049
年平均値 ( $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )	0.027

\*大気試料採取期間：平成 25 年 5 月 22 日～5 月 29 日 平成 25 年 7 月 16 日～7 月 23 日  
平成 25 年 10 月 18 日～10 月 25 日 平成 26 年 1 月 7 日～1 月 14 日

## 【アスベスト】

大気中のアスベスト濃度を把握するため、平成 18 年度から、市内 4 地点で一般環境大気中アスベスト濃度の測定を行っています。アスベストは環境基準が定められていませんが、大気汚染防止法で規定されている基準を指標として評価したところ、基準値を下回り、数値的にも安定しているため、平成 24 年度より調査地点を当代島公民館と日の出公民館の 2 地点に変更しました。

平成 25 年度の測定結果は、どの地点も基準値（敷地境界基準）を下回っており、指標を達成しました。

アスベスト濃度レベルの指標	大気 1 リットル中に含まれるアスベストの繊維が 10 本を下回ること。
---------------	--------------------------------------

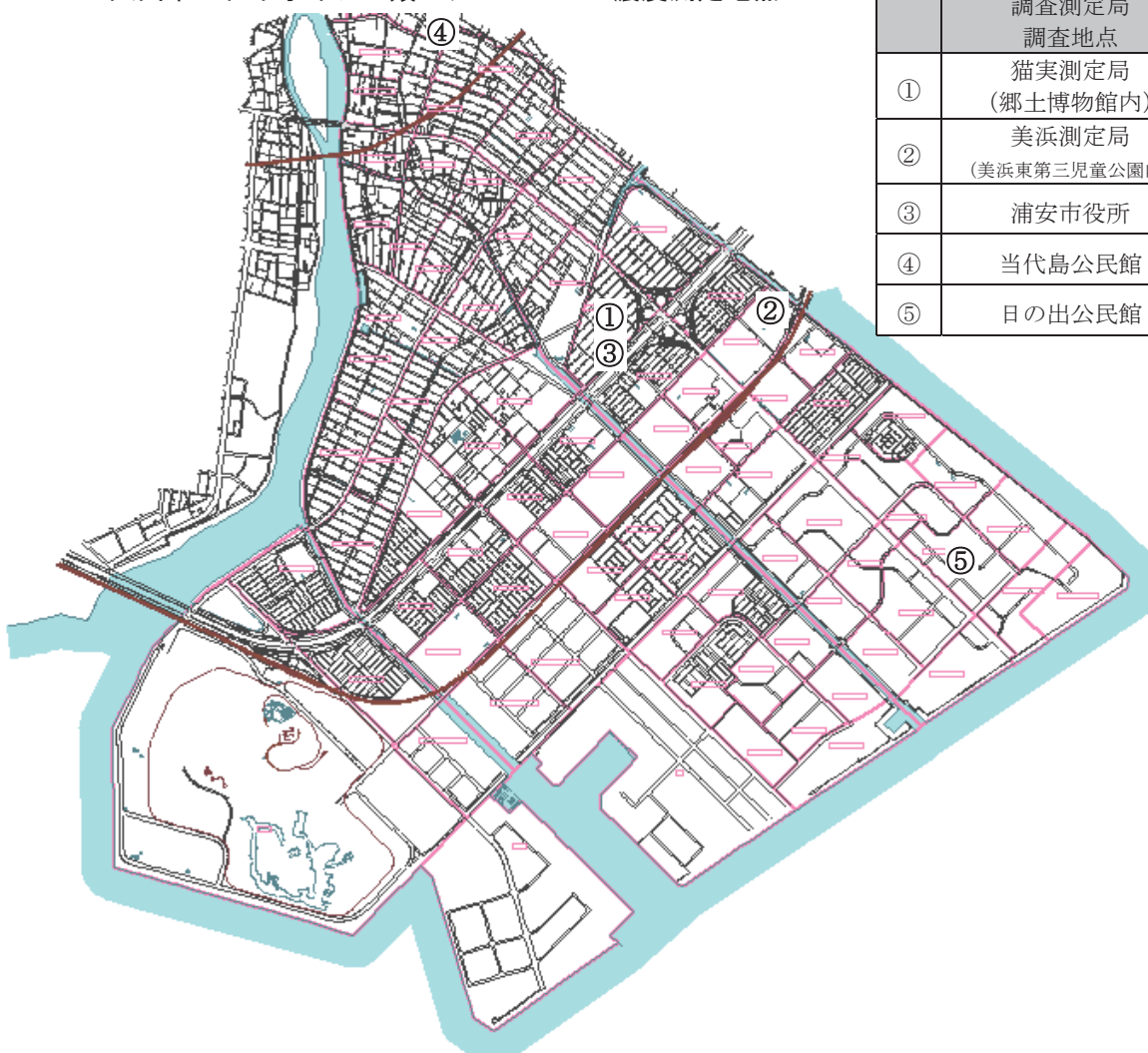
\*アスベストについては環境基準が定められていないが、大気汚染防止法で規定されている工場等との敷地境界の基準を指標として評価をしている。

### ■大気中のアスベストの濃度測定結果（平均値）（平成 25 年度測定）

時 期		地 点	
		④当代島公民館	⑤日の出公民館
アスベスト (本/ℓ)	夏季	0.16	0.15
	冬季	0.087	0.12

\*大気試料採取期間 平成 25 年 7 月 9 日～11 日 平成 26 年 1 月 21 日～23 日

### ■大気中のダイオキシン類・アスベストの濃度測定地点



	調査測定局 調査地点	調査種別
①	猫実測定局 (郷土博物館内)	一般環境大気
②	美浜測定局 (美浜東第三児童公園内)	自動車排出ガス
③	浦安市役所	ダイオキシン類
④	当代島公民館	アスベスト
⑤	日の出公民館	アスベスト

## (4) 放射能対策

### 【放射線量の測定】

#### ■東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能問題の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質<sup>\*</sup>は福島県外まで広く飛散し、千葉県内においても降下物として検出されました。

市が実施してきた大気中の放射線<sup>\*</sup>量の測定により、市内の平均放射線量は年間 1 ミリシーベルト<sup>\*</sup>（毎時 0.23 マイクロシーベルト<sup>\*</sup>）を下回っていることが確認でき、独立行政法人放射線医学総合研究所から、「現状の浦安市の放射線量で健康に被害が出るとは考えられず、普通に生活して問題ない」との見解を得ています。

平成 24 年度から、市内 3 地点（当代島公民館・市役所第二庁舎・総合公園）における週 1 回の定点測定を実施し、市ホームページにて測定結果を公表するとともに、市民が自身で測定を行えるように簡易測定器の貸し出しを行っています。

#### ■千葉県測定

市川市環境放射線モニタリングポスト<sup>\*</sup>の各月平均値（測定高 1 メートル）

平成 25 年

単位： $\mu\text{Sv/h}$ <sup>\*</sup>

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
0.085	0.084	0.082	0.077	0.075	0.072	0.074	0.074	0.073

平成 26 年 単位： $\mu\text{Sv/h}$

1 月	2 月	3 月
0.072	0.065	0.069

#### ■浦安市測定

定点 3 地点の年平均値（測定高 50 センチメートル）

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ<sup>\*</sup>（日立アロカメディカル株式会社製 TCS-172B）

単位： $\mu\text{Sv/h}$

地点名	平成 25 年度の年平均値
当代島公民館	0.11
市役所第二庁舎	0.08
総合公園	0.05

#### ■簡易測定器の貸し出し状況

市民の皆さんがご自身で自宅の空間線量を測定できるよう、20 歳以上の市内在住者を対象に、簡易測定器（株式会社堀場製作所 PA-1000 Radi）の貸し出しを行っています。平成 25 年度中の貸出件数は 32 件となっています。

平成 25 年度の主な取り組み

(1) 大気監視体制の充実

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
大気汚染常時測定 (環境保全課)	猫実測定局(市)と美浜測定局(県)の2地点において一般環境大気と自動車排出ガスを常時測定する。	猫実一般環境大気測定局:一般環境大気の常時測定(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、炭化水素、微小粒子状物質(PM2.5)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) 美浜自動車排出ガス測定局:自動車排出ガスの常時測定(一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)
大気監視、測定体制の見直し (環境保全課)	測定結果の推移など見極め、より効果的な監視・測定となるよう監視・測定体制の見直しを検討する。	平成 25 年度より新たに微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始。

(2) 自動車排出ガス対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
低公害車導入推進事業 (環境保全課)	低公害車の導入を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車保有台数 75 台(累積台数)</li> <li>・低公害車新規導入台数 ハイブリッド 1 台 プラグインハイブリッド 2 台 ガソリン/LPG 5 台 軽油 2 台</li> </ul>
自動車排出ガス削減のための市自らの率先行動 (環境保全課)	公用車の排出ガス削減を推進するため、リサイクル自転車を活用して、職員の業務での使用に係る貸し出しを集中管理する。	自転車貸し出し年間件数 418 件 (前年比 154 増)
アイドリングストップ啓発 (環境保全課)	冬期対策期間中、職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行う。	公用車などの使用の抑制や、アイドリングストップ等の周知の実施。 浦安駅前および新浦安駅前にてアイドリングストップ等の大気汚染防止キャンペーンを実施し、啓発を実施。
事業者への周知・啓発 (環境保全課)	事業者に対し、大気汚染防止のための冬期対策(アイドリングストップなどのエコドライブ、自家用車による通勤の自粛など)の実施協力の依頼、啓発用ポスターの送付などを行う。	協力依頼件数 24 事業者 1 団体
交差点改良事業 (道路整備課)	交通渋滞の解消を図るため、警察と協議を行い、右折レーンの設置などの交差点改良を行う。	平成 24 年度までは、震災普及工事を優先し、実施していなかったが、平成 25 年度は、港、鉄鋼通りの接続道路の整備を進めた。

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
コミュニティバス事業 (都市政策課)	バス交通の不便地域の解消や高齢者などの移動制約者の利便性を確保するため、鉄道駅・病院・市役所や公民館などの公共施設を結ぶコミュニティバス（低公害車）を運行する。	<医療センター線> 利用者数：592,362 人（前年比 10,109 増） 1 日あたり便数：80 便 1 便あたり利用者数：20.3 人 <舞浜線> 利用者数：770,121 人（前年比 21,758 増） 1 日あたり便数：80 便 1 便あたり利用者数：26.4 人 バス業者との協議 月 1 回以上

### （３）固定発生源対策等の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
苦情対応 (燃烧行為) (環境保全課)	苦情対応の際に、大気の排出基準及び小規模焼却炉での燃烧行為について、法令に基づき指導する。	指導件数 (焼却炉における燃烧行為) 0 件
ばい煙等大気 の排出基準周知・指 導 (環境保全課)	「大気汚染防止法」「浦安市環境保全条例」などに基づき、事業者などに対して、ばい煙などの発生の抑制に関する周知徹底を図るとともに、大気の排出基準について指導する。	公害苦情件数(大気汚染) 10 件 うち指導件数 0 件
廃棄物の屋外で の燃烧行為に関 する規制の周 知・指導(環境保 全課)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の野外での償却など、屋外での燃料行為の規制に関する周知及び指導を徹底する。	公害苦情件数 (屋外での燃烧行為) 1 件 うち指導件数 1 件

### （４）放射能対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
放射能測定	市内 3 地点を定点として、大気中の放射線量を継続的に測定する。	放射能定点測定(市内 3 地点 毎週 1 回) 測定値(年平均値)： 当代島公民館 0.11 $\mu$ Sv/h 市役所第二庁舎 0.08 $\mu$ Sv/h 総合公園 0.05 $\mu$ Sv/h
放射能簡易測定 器の貸し出し	市内在住者を対象に簡易測定器の貸し出しを実施する。	簡易測定器の貸し出し件数 32 件



## 2. 水環境

### ～清らかで美しい海と川を確保する～

本市は、三方を水に囲まれており、市に接して流れる旧江戸川を含め5つの河川が流れています。市域内部の河川のうち猫実川と堀江川については、定常的な水源がなく、降雨や生活排水が水源となっており流量が少ないことや、境川については水門で流れが管理されていることから、汚濁物質が蓄積しやすくなっています。

一方、本市に接する旧江戸川や市域内部の見明川は、流れがあることなどから汚濁物質が蓄積しにくくなっています。また、東京湾は閉鎖性海域<sup>\*</sup>であるため汚濁物質が蓄積しやすくなっています。

近年の水質の状況として、平成25年度では、市内4河川すべての測定地点で環境目標値を達成しました。また、旧江戸川については、大腸菌群数以外の各項目において環境基準を達成しました。大腸菌群数が高くなる原因としては、糞尿等の生活排水によるものだけでなく、水中や土壌など自然環境によるものもあり、原因の断定には至っていません。今後も情報収集に努めるとともに、推移を注視していきます。

また、東京湾における水質についてはCOD（化学的酸素要求量）のみ、環境基準を達成することができていません。都市部における人口の集中による生活排水が主な原因となっており、東京湾内湾部で濃度が高い傾向にあります。

市域内部の河川については、下水道の普及促進による生活排水の河川への流入の抑制、閉鎖性の高い河川に他の河川水を導水する事業などさまざまな対策を行っていますが、より効果が現れるよう事業の展開が必要となっています。

## 環 境 指 標

水域・測定地点 A	項目 B	指標 C	平成 25 年度 D	指標 の評価 E	指標との 比較 F (C-D)
旧江戸川 (河川B類型※)	水素イオン濃度指数※(pH)	6.5以上8.5以下 【環境基準】	7.5	○	—
	浮遊物質※(SS)	25mg/ℓ※以下 【環境基準】	9 mg/ℓ	○	-16
	生物化学的酸素要求量※(BOD)	3 mg/ℓ以下 【環境基準】	1.8 mg/ℓ	○	-1.2
	溶存酸素量※(DO)	5 mg/ℓ以上 【環境基準】	8.6 mg/ℓ	○	+3.6
	大腸菌群数	5000MPN/100ml以下 【環境基準】	8,900MNP/100ml	×	+3,900
	人の健康の保護に関する環境基準(27項目)	各項目の環境基準	全項目達成	○	—
猫実川	生物化学的酸素要求量(BOD)	10mg/ℓ以下 【環境目標値】	3.9mg/ℓ	○	-6.1
堀江川			5mg/ℓ	○	-5
境川		5 mg/ℓ以下 【環境目標値】	2.5mg/ℓ (A地点)	○	-2.5
			3.0mg/ℓ (B地点)	○	-2.0
見明川			2.4mg/ℓ	○	-2.6
東京湾 海域B類型※ ・ 海域IV類型	水素イオン濃度指数(pH)	7.8以上8.3以下 【環境基準】	8.3	○	—
	化学的酸素要求量※(COD)	3 mg/ℓ以下 【環境基準】	3.5 mg/ℓ	×	+0.5
	溶存酸素量(DO)	5 mg/ℓ以上 【環境基準】	9.1 mg/ℓ	○	+4.1
	全窒素※(T-N)	1 mg/ℓ以下 【環境基準】	0.94 mg/ℓ	○	-0.06
	全りん※(T-P)	0.09mg/ℓ以下 【環境基準】	0.078 mg/ℓ	○	-0.012
	人の健康の保護に関する環境基準(27項目)	各項目の環境基準	全項目達成	○	—
生活排水処理率		98.5%(H32まで)	96.7%	×	-1.8
下水道人口普及率		100%(H29まで)	99.6%	—	-0.4
下水道面積普及率		100%(H27まで)	93.3%	—	-6.7
水質に関する公害苦情件数		—	0件	—	—

\*市内4河川(猫実川、堀江川、境川、見明川)は、県より類型指定されていないことから、生活環境の保全に関する環境基準は適用されないが、河川の水質の環境目標の達成状況の目安とするため、猫実川・堀江川はBOD10mg/ℓ以下でE類型、境川・見明川はBOD5mg/ℓ以下でC類型を環境目標値として設定している。

\*pH、SS、DO、全窒素(T-N)、全りん(T-P)は、日間平均値の年平均値で環境基準の達成状況の評価した。

\*BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況の評価した。

\*E列：指標C列の環境基準および環境目標値から平成25年度D列を評価し、環境基準および環境目標値の達成状況を表す。「○」印は達成、「×」印は未達成。「—」印は、指標の達成状況の評価に適さないことから、ここでは、評価しないことを表す。

\*F列：指標C列と平成25年度D列を比較する。

\*生活排水処理率=下水道水洗化人口+合併浄化槽人口÷行政人口

## 環境の現状

### (1) 水質汚濁の状況

市では水質汚濁の状況を把握するため、猫実川、堀江川、境川、見明川において定期的に水質調査を行っています。また、東京湾、旧江戸川については、千葉県および東京都が調査を行っています。

#### 【河川】

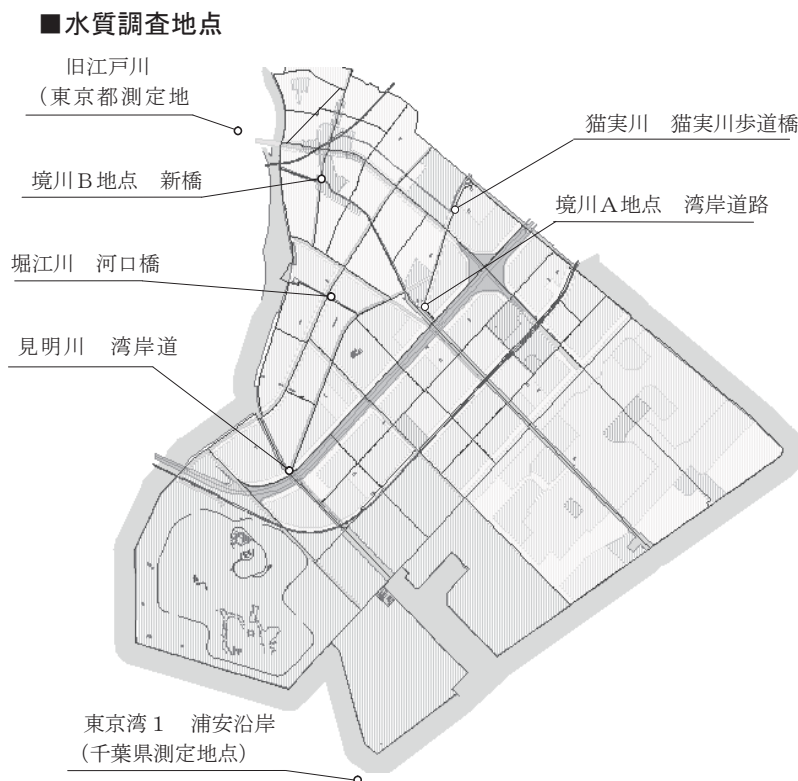
旧江戸川の生活環境の保全に関する環境基準<sup>\*</sup>はB類型に指定されており、pH（水素イオン濃度指数）、SS（浮遊物質質量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数および人の健康の保護に関わる項目については、最近5年間で、大腸菌群数を除くすべての項目において環境基準を達成しました。

大腸菌群が高くなる原因としては、上流地域からの糞尿等の生活排水によるものだけでなく、降雨等による水中や土壌など自然環境に存在するものもあり、原因の断定には至っていません。

国土交通省及び東京都が実施している江戸川流域の調査においても、観測地点のすべてで大腸菌群数の環境基準を超過しており、今後も情報収集に努めるとともに、推移を注視していきます。

猫実川、堀江川、境川、見明川は、環境基準の類型指定がないものの、pH、BOD、DO、全窒素、全りんなどの調査を行っています。河川の水質の状況を表しやすいBOD濃度の推移を見ると、平成25年度は、猫実川、境川A地点・B地点、見明川、堀江川の全地点において環境目標値を達成しました。

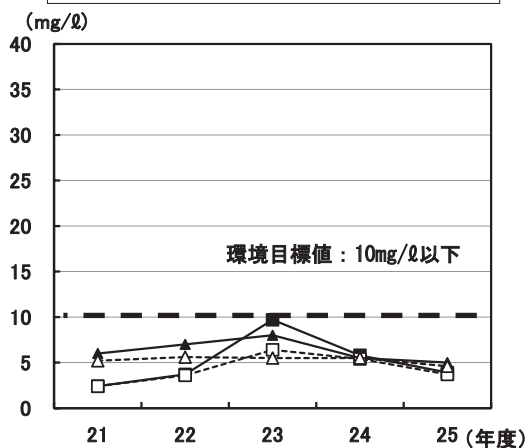
平成20年度に環境目標値を達成できなかった堀江川については、平成25年度においても、河川水の導水などの対策を行ったことで、水質は改善傾向を見せ、昨年度に引き続き環境目標値を達成しました。



## ■河川BODの経年変化

(猫実川・堀江川)

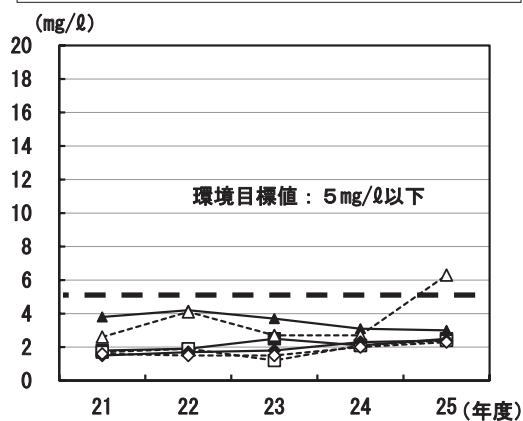
猫実川 —■— 75%水質値    ---□--- 年平均値  
堀江川 —▲— 75%水質値    ---△--- 年平均値



## ■河川BODの経年変化

(境川A地点・境川B地点・見明川)

境川(A地点) —■— 75%水質値    ---□--- 年平均値  
境川(B地点) —▲— 75%水質値    ---△--- 年平均値  
見明川 —◆— 75%水質値    ---◇--- 年平均値



- \*猫実川、堀江川の環境目標値：10mg/l以下。境川、見明川の環境目標値：5mg/l以下。
- \*河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。
- \*BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

### [河川等水質調査結果]

\*旧江戸川は東京都が測定したデータを転載しています。

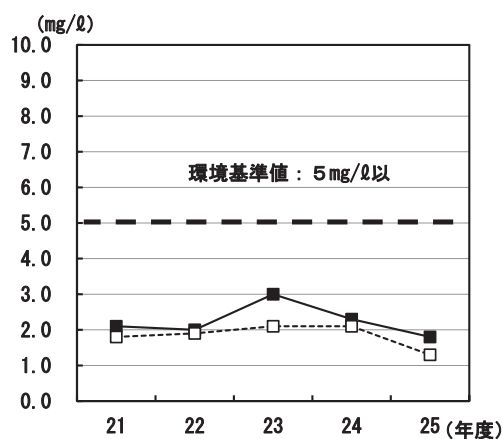
## ■旧江戸川BOD経年変化

\*平成19年度より東京都測定結果を使用。(単位：mg/l)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
75%値	2.1	2.0	3.0	2.3	1.8
年平均値	1.8	1.9	2.1	2.1	1.3

## ■旧江戸川BOD経年変化

—■— BOD75%値    ---□--- 年平均値



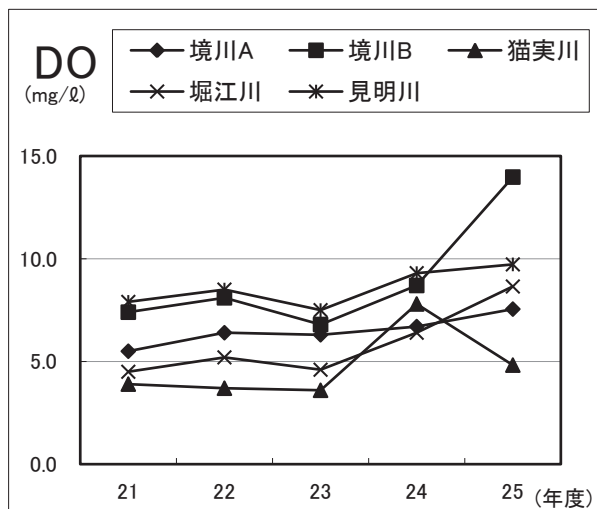
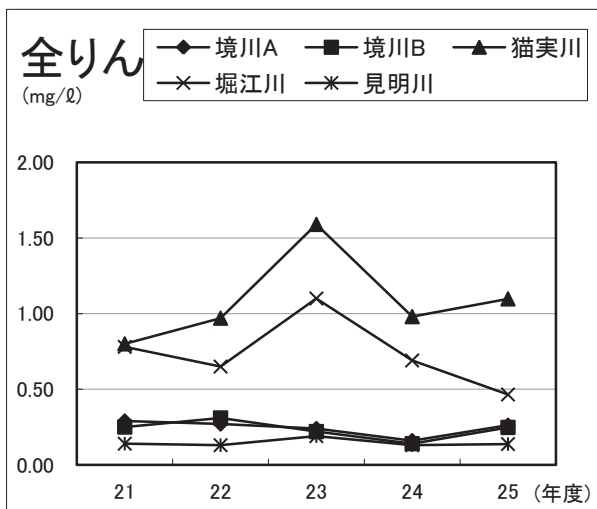
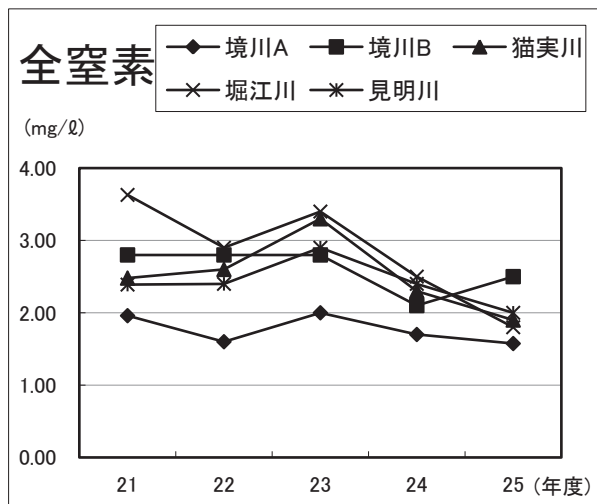
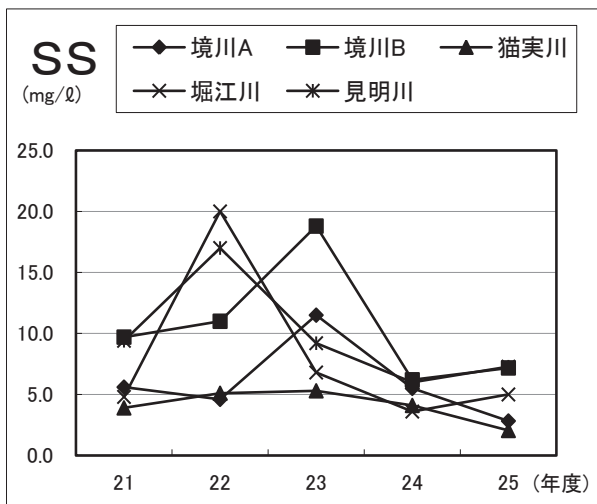
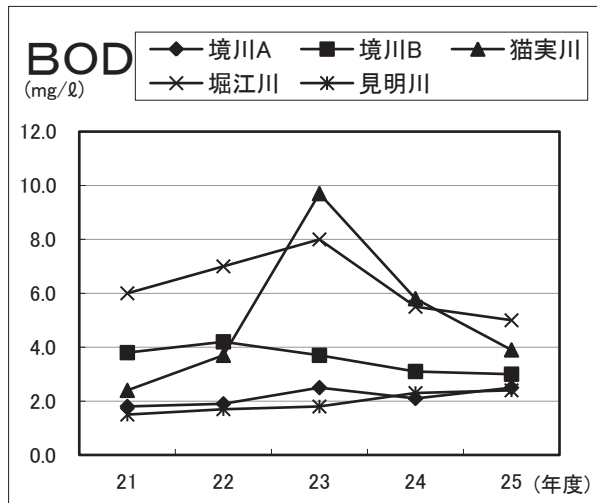
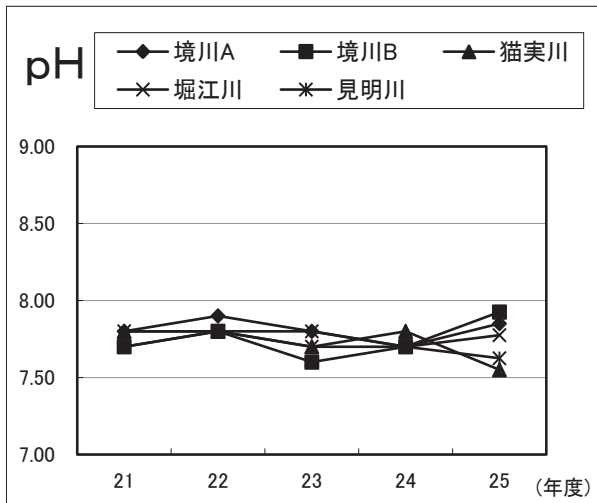
■河川等水質調査結果（経年変化）

単位：mg/ℓ（pH以外）

pH（水素イオン濃度指数）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	7.8	7.9	7.8	7.7	7.9
境川B	7.7	7.8	7.6	7.7	7.9
猫実川	7.8	7.8	7.7	7.8	7.6
堀江川	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8
見明川	7.8	7.8	7.8	7.7	7.6
BOD（生物化学的酸素要求量）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	1.8	1.9	2.5	2.1	2.5
境川B	3.8	4.2	3.7	3.1	3.0
猫実川	2.4	3.7	9.7	5.8	3.9
堀江川	6.0	7.0	8.0	5.5	5.0
見明川	1.5	1.7	1.8	2.3	2.4
SS（浮遊物質量）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	5.6	4.6	11.5	5.5	2.8
境川B	9.7	11.0	18.8	6.2	7.2
猫実川	3.9	5.1	5.3	4.1	2.1
堀江川	4.8	20.0	6.8	3.6	5.0
見明川	9.4	17.0	9.2	6.0	7.3
全窒素	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	2.0	1.6	2.0	1.7	1.6
境川B	2.8	2.8	2.8	2.1	2.5
猫実川	2.5	2.6	3.3	2.3	1.9
堀江川	3.6	2.9	3.4	2.5	1.8
見明川	2.4	2.4	2.9	2.4	2.0
全りん	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	0.29	0.27	0.24	0.16	0.26
境川B	0.25	0.31	0.22	0.14	0.25
猫実川	0.80	0.97	1.59	0.98	1.10
堀江川	0.78	0.65	1.10	0.69	0.47
見明川	0.14	0.13	0.19	0.13	0.14
DO（溶存酸素量）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
境川A	5.5	6.4	6.3	6.7	7.6
境川B	7.4	8.1	6.8	8.7	14.0
猫実川	3.9	3.7	3.6	7.8	4.8
堀江川	4.5	5.2	4.6	6.4	8.7
見明川	7.9	8.5	7.5	9.3	9.7



■河川等水質調査結果（経年変化）



## 【海域】

東京湾の生活環境の保全に関する環境基準はB類型およびIV類型に指定されており、水質汚濁防止法※第16条の規定に基づき、県では、毎年、公共用水域および地下水の水質測定計画を作成し、水質の状況について常時監視しています。本市近郊地点の東京湾1（浦安沿岸）では、人の健康の保護し生活環境を保全する上で望ましい基準に関わる項目（水質汚濁に係る環境基準：健康項目27項目・生活環境項目等10項目）および、pH、COD（化学的酸素要求量）、DO、全窒素、全りんなどの指標を調査しています。

pH、DO、全りんについては、過去5年間環境基準を達成しましたが、CODについては、環境基準を達成できていません。特に東京湾の内湾部においては、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化とともに、生活排水が水質汚濁の主要な原因となっており、濃度が高い傾向があります。なお、県の浦安市舞浜沿岸の調査結果では、人の健康の保護に関わる項目は、すべて環境基準を達成しました。

## [海域水質調査結果]

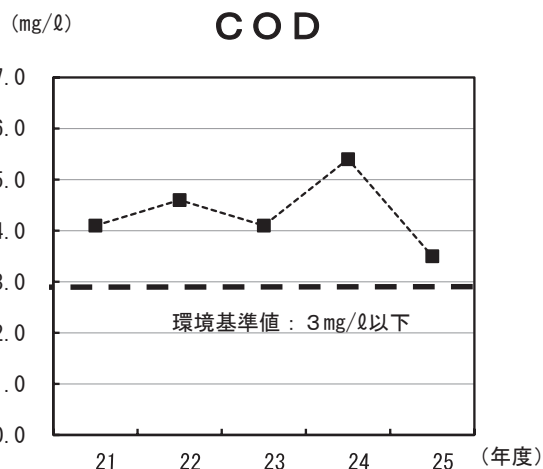
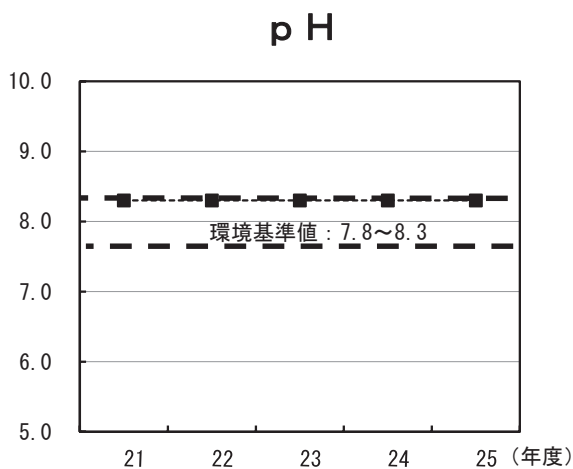
\* 東京湾水質測定結果は千葉県が測定したデータを転載しています。

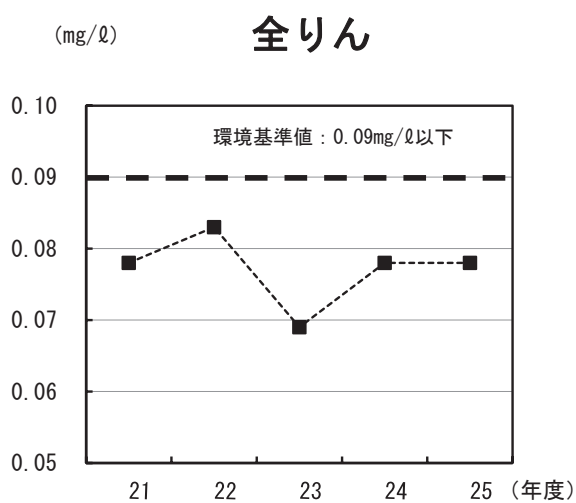
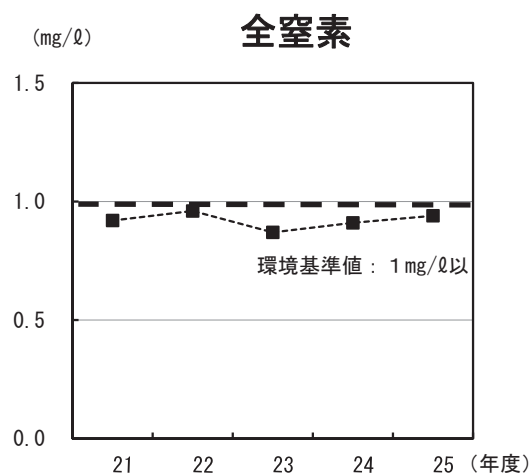
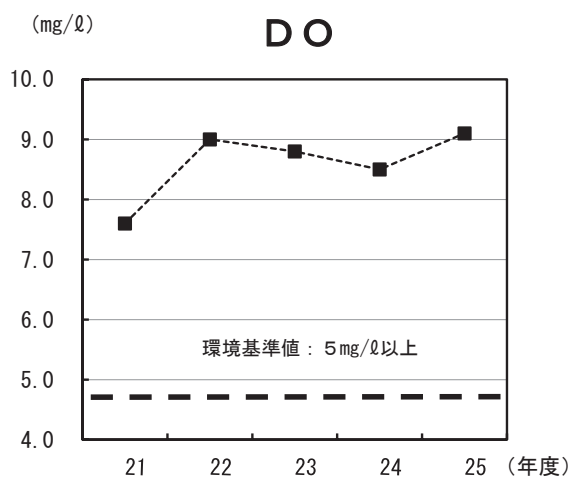
### ■ 東京湾水質測定結果（経年変化）

単位：mg/ℓ（pH以外）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	環境基準値
pH	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	7.8~8.3
COD	4.1 (75%水質値)	4.6 (75%水質値)	4.1 (75%水質値)	5.4 (75%水質値)	3.5 (75%水質値)	3mg/ℓ以下
DO	7.6	9.0	8.8	8.5	9.1	5mg/ℓ以上
全窒素	0.92	0.96	0.87	0.91	0.94	1mg/ℓ以下
全りん	0.078	0.083	0.069	0.078	0.078	0.09mg/ℓ以下

### ■ 東京湾水質測定結果（経年変化）





## (2) 生活排水・事業所排水対策

### 【公共下水道の整備状況】

公共下水道整備事業については、平成 24 年度より災害復旧工事を優先しているため、一時休止していますが、平成 25 年度末で人口普及率 99.6%、面積普及率 93.3%の普及率となっています。

市の下水道は、県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、市川市福栄にある江戸川第二終末処理場で汚水を浄化し、河川に放流されています。

## 平成 25 年度の主な取り組み

### (1) 水質監視体制の充実

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
河川水質測定 (環境保全課)	市内 4 河川における水質測定を定期的を実施する。	年 4 回 (5・8・11・2 月) に 4 河川において、水質測定を実施し、環境基準等の達成を確認した。
水環境情報提供事業	市民・事業者などに、水環境の情報を提供する。	環境フェアや市内小学校への環境学習において、境川の水質測定体験を行い、市内の水環境情報を周知した。

### (2) 生活排水・事業所排水対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
公共下水道整備 (下水道課)	公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道の未整備区域の面整備を推進する。	下水道の整備状況 (災害復旧優先のため一時休止) 人口普及率 99.6% 面積普及率 93.3%
公共下水道復旧事業 (下水道課)	大規模な災害時において防災拠点や避難所などの重要な施設につながる下水道施設や緊急輸送路に埋設されている下水道管きよの機能を確保するとともに、老朽化している下水道施設の計画的な更新を図るため、耐震化・長寿命化対策など、適正な維持管理を進める。	健全な下水道施設を維持するため、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年による継続事業にて、災害復旧工事を実施している。

### (3) 河川の水質改善対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
河川環境対策事業 (道路整備課)	堀江川沈砂池および河川部分の汚泥浚渫等を県と市が共同で行い、臭気の軽減に努める。	水質浄化のため設置した堀江川浄化ポンプの正常な運転を保持するための維持管理を行った。
	堀江川においては、境川に浄化ポンプを設置し、堀江川中流部に境川の河川水を導入する。猫実川においては、旧江戸川に浄化ポンプを設置し、猫実川上流部に旧江戸川の河川水を導入する。	水質浄化のため設置した境川及び旧江戸川浄化ポンプの正常な運転を保持するための維持管理を行った。
川をきれいにする市民活動の支援 (環境保全課)	江戸川の水質環境を保全するために、江戸川流域自治体と住民が連携しながら、江戸川の水質改善に努める。	江戸川を守る会に参加し、河川美化推進員会議や視察研修会への出席および会の機関紙の発行を行った。

# 3. その他生活環境

～静けさや心地よさが保たれ、健全に暮らせる生活環境を確保する～

都市化の進展、ライフスタイルや社会情勢の急激な変化などから、大気・水環境以外の生活環境における問題は日々複雑・多様化しています。

生活環境における問題は、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、土壌環境などの公害から、建造物などによるテレビ電波障害・光害\*・ビル風害\*、カラスによるごみの散乱、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、そして化学物質による生活環境問題（シックハウス症候群\*など）など多様です。

これらの問題の要因はさまざまなものが考えられますが、近年では、特に市民の日常生活から起こっているものが増えていることから、一人ひとりの環境に配慮した行動を促進するための対策がますます重要になっています。

## 環境指標

項目 A	指標 B	平成16年度 (基準年) C	平成25年度 D	指標 の評価 E	基準年 との比較 F	
公害苦情件数	騒音	基準年の数値より減	38件	31件	—	-7
	振動	基準年の数値より減	6件	6件	—	0
	悪臭	基準年の数値より減	11件	9件	—	-2
	電波障害	基準年の数値より減	2件	0件	—	-2
	その他 (カラス等)	基準年の数値より減	30件	40件	—	+10

\*その他（カラス等）には、土壌汚染を含む

\*E列：「—」印は、指標の達成状況の評価に適さないことから、ここでは評価しないことを表す。

\*F列：平成16年度(基準年)C列と平成25年度D列を比較する。



## 環 境 の 現 状

### (1) 騒音・振動防止対策

#### 【自動車騒音・振動】

本市では、市内の幹線道路において年2回、各3日間にわたり道路交通騒音・振動の要請限度調査を行っています。湾岸道路は東行き、西行きともに交通量が多く、平成25年度の調査では、湾岸道路西行きの夜間に騒音が要請限度\*を上回りました。

市では、自動車による騒音・振動の要請限度を超えるなど道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者に対して、騒音・振動の低減のための取り組みについて意見を伝えています。平成25年度は、前年の調査結果で環境基準・要請限度を超えた地点の道路管理者に対し、道路騒音振動測定結果を報告するとともに、今後の改善策について検討するよう要請しています。

また、平成24年度から、自動車騒音の常時監視に係る面的調査の実施を開始しています。平成25年度面的調査では評価区間の5区間について調査を行い、調査対象の総戸数1,929戸のうち、89.0%が環境基準を達成する結果となりました。

#### 【建設・解体工事、工場・事業場等の騒音・振動】

本市では、平成25年度中に37件の騒音・振動の苦情が発生しており、その原因の一つとなっているのが、建設・解体工事、工場・事業場等から発生する騒音や振動です。建設・解体工事、工場・事業場等から発生する騒音や振動については、騒音規制法\*、振動規制法\*、市環境保全条例による規制対象となっており、市ではこれらの法規に基づき、事業者に対して騒音・振動の低減について指導を行っています。

具体的には、各法律や条例で規定している騒音・振動を発生させる事業活動を行う際に、市への事前の届出を義務付け、市が事前に事業計画を把握することで、必要に応じた指導を行います。また、実際に苦情が発生した場合には、現場の状況を確認するとともに、原因者に対し規制基準\*の遵守や公害を防止するための必要な措置について指導を行います。

#### 【カラオケなどの近隣騒音\*】

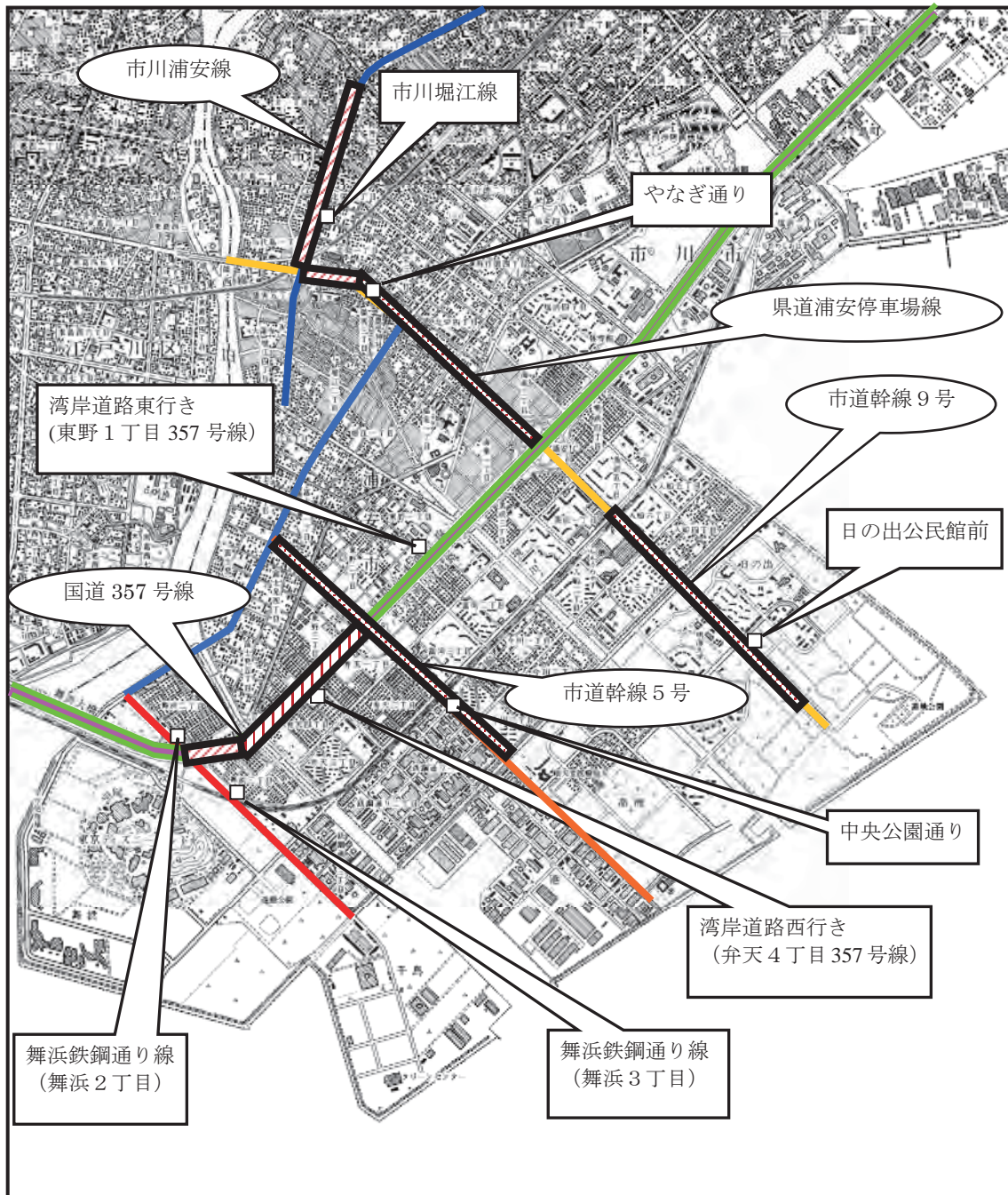
近隣騒音とは、人の話し声、ピアノ・テレビの音、飼い犬の鳴き声など、騒音源が近隣にあって、付近の住民の生活環境を損なう騒音のことをいい、近年の本市では、深夜営業に伴うカラオケ音に対する周辺住民からの苦情や、拡声機の使用などに対する苦情が横ばい傾向にあります。特にカラオケ音については深夜まで騒音被害が続くものが多く、近隣住民の良好な生活環境を損なうおそれの高いものであり、騒音問題における大きな課題となっています。

このような近隣騒音に対し、市では警察等の関係機関と連携を図り、効果的な対応ができるよう努めています。また、申出人には問題解決に向けての適切なアドバイスを行うとともに、簡易測定器の貸し出しなども行っています。

## ●道路交通騒音・振動に係る調査

市内の自動車騒音・振動の状況を把握するため、要請限度調査（幹線道路沿いで発生する騒音・振動が、道路管理者等に改善措置を要請できるレベルか否かを調査）および自動車騒音の常時監視に係る面的調査（幹線道路の沿道地域の建物について、騒音の環境基準を超過する割合を調査）を行いました。面的調査は、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音状況の常時監視に係る事務が県から移譲されたことにより、平成24年度より開始したものです。

### ■調査地点



□要請限度調査の測定地点

▨面的調査の評価区間

■要請限度調査の結果

(平成25年度測定)

地点		騒音 (dB)		振動 (dB)	
		昼 (6～22時)	夜 (22～6時)	昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
当代島三丁目 (市川浦安線沿い)	平均値	67	63	33	27
	要請限度	75	70	65	60
北栄三丁目 (やなぎ通り)	平均値	70	68	43	39
	要請限度	75	70	65	60
富岡一丁目 (湾岸道路西行き)	平均値	73	72	48	46
	要請限度	75	70	65	60
東野三丁目 (湾岸道路東行き)	平均値	71	70	47	47
	要請限度	75	70	65	60
弁天一丁目 (中央公園通り)	平均値	70	67	52	50
	要請限度	75	70	65	60
弁天二丁目 (若潮通り)	平均値	66	63	45	39
	要請限度	75	70	65	60
舞浜二丁目 (幹線6号沿い)	平均値	65	63	45	43
	要請限度	75	70	65	60
舞浜三丁目 (幹線6号沿い)	平均値	60	58	42	39
	要請限度	75	70	65	60

\*測定期間：平成25年11月7日(木)22時～11月10日(日)22時の3日間

\*当代島三丁目については、騒音計の故障により一部欠測となったことから、平成25年11月14日(木)22時～11月17日(日)22時を代替日として測定を行いました。

\*各地点の騒音の基準値：環境基準はすべての地点で、昼70dB、夜65dB。要請限度は、昼75dB、夜70dB。

\*各地点の振動の基準値：環境基準の設定はない。要請限度は、昼65dB、夜60dB。◎地点は昼70dB、夜65dB。

\*：要請限度をこえたもの

\*：要請限度を達成するが、環境基準をこえたもの

\*要請限度をこえている一般国道357号線湾岸道路西行きの地点は、防音壁が設置されていない場所で測定。

■自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果

(平成25年度測定)

路線名	区間延長 (km)	総家屋数	基準値内戸 数	達成率(%)
一般国道357号	1.6	962	668	69
県道浦安停車場線	0.6	329	329	100
市道幹線2号	0.4	1	1	100
市道幹線6号	0.5	61	47	77
市道幹線9号	1.0	576	576	100
5区間合計	4.1	1,929	1,621	89

\*測定期間：平成25年11月7日(木)22時～11月8日(金)22時。

\*市道幹線9号については道路工事の影響により測定ができなかったため、平成26年1月23日(木)22時～1月24日(金)22時を代替日として測定を行いました。



## ●航空機騒音

本市の周辺には従来から羽田空港を離着陸する航空機の飛行ルートが設定されており、航空機による騒音の影響を受けていました。羽田空港では、平成 22 年 10 月 21 日に 4 本目の滑走路となる D 滑走路が供用開始され、10 月 31 日には国際定期便が就航するなど、24 時間化や国際空港機能が大幅に拡充されました。そのため市では、羽田空港における騒音の状況を把握する実態調査を行うとともに、D 滑走路供用前後における騒音状況の変化を調査しています。

今後とも航空機騒音の監視に努め、管制技術の進展などによるさらなる航空機騒音の軽減について国土交通省と協議していきます。

### ■平成 25 年度東京国際空港（羽田空港）航空機騒音実態調査

本市における東京国際空港（羽田空港）の航空機による騒音の状況を把握するため、市独自の航空機騒音実態調査を実施しました。なお、航空機騒音実態調査の詳細な報告書は市ホームページに掲載しています。

<夏季> 平成 25 年 6 月 17 日（月）～6 月 23 日（日）（24 時間連続 1 週間測定）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数 ※3	週平均※4		最大発生騒音 レベル d B (A)
	N1	N2	N3	N4	計		L <sub>den</sub> (dB)	WECPNL	
千 鳥	46	459	82	30	617	1,465	50.5	61.6	76.4
日の出※1	56	671	241	36	1,004	2,314	50.9	62.2	75.3
明 海	56	590	223	53	922	2,349	48.7	60.5	77.0
今 川	16	199	64	6	285	611	38.4	49.1	64.6
高 洲※2	48	503	159	52	762	1,980	51.1	62.4	75.6
当代島※2	4	203	128	31	366	937	43.7	57.1	78.3

<冬季> 平成 25 年 12 月 30 日（月）～平成 26 年 1 月 5 日（日）（24 時間連続 1 週間測定）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数 ※3	週平均※4		最大発生 騒音レベル d B (A)
	N1	N2	N3	N4	計		L <sub>den</sub> (dB)	WECPNL	
日の出※1	55	770	154	0	979	1,782	46.0	57.4	70.6
今 川	7	326	54	1	388	568	39.3	50.0	66.0
高 洲※2	59	818	150	3	1,030	1,888	47.4	58.4	73.0

※1 国設置の測定局

※2 県設置の測定局

※3 時間別に重み付けした回数 N1(0時～7時)10倍、N2(7時～19時)、N3(19時～22時)3倍、N4(22時～24時)10倍

※4 週平均には、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として Lden（時間帯補正等価騒音レベル）及び、参考として平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）も記載している。

#### ■航空機騒音実態調査地点 夏季（6 地点）



#### 冬季（3 地点）



## (2) 地盤沈下・悪臭・土壌環境対策

### 【地盤沈下】

#### ○地下水採取

地盤沈下は、地表面が広域的に沈んでいく現象をいい、地下水や天然ガスかん水\*の汲み上げ、自然圧密\*、地殻変動、重量物による圧密が原因とされ、そのうち公害として取り上げられるのは、地下水および水溶性天然ガスかん水の過剰な汲み上げなど、人為的な要因によるものをいいます。

地盤沈下の防止を図るために、地下水の採取については、「工業用水法\*」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)\*」、「千葉県環境保全条例」で規制されるとともに、市環境保全条例でも一部届出を義務づけています。

市においては、市内 22 地点に地盤沈下観測用の精密水準点\*が設置され、県による監視が行われており、そのうち平成 26 年 1 月の測量結果では、10 地点で地盤沈下が見られました。県の調査によると、本市の地下水位は約 20 年間横ばい傾向にあるとされていることから、本市における地盤沈下は地下水採取によるものではなく、平成 25 年度については、東北地方太平洋沖地震の余効変動(地震後の緩やかな地殻変動)の影響が原因と考えられます。

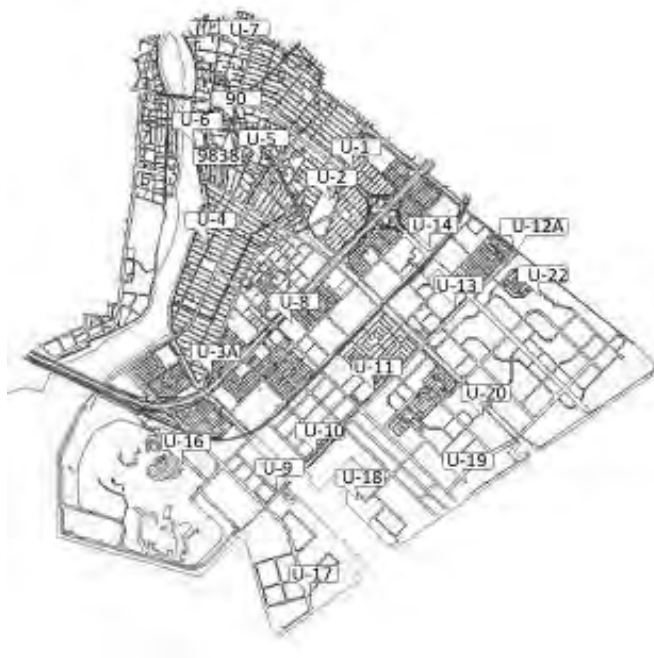
#### ○本市の地盤沈下変動

市内の地盤沈下の状況を把握するため、県が毎年 1 月 1 日を基準に測量をしています。平成 25 年度、葛南地域(浦安市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市)では 2 cm 以上の地盤沈下が認められた地点はありませんでした。

葛南地域における地盤沈下の面積は 71.6 km<sup>2</sup> であり、前年(116.9 km<sup>2</sup>) に比べ 45.3 km<sup>2</sup> 減少しました。

市内での最大地盤沈下地点は、千葉県立浦安南高等学校(U-19 水準点)のマイナス 12.6 mm で、前年度の同地点マイナス 8.1 mm に比べ、地盤沈下量は増加しました。

#### ■地盤沈下測定地点





標石番号	地点	標高 (mm) (平成 26 年 1 月現在)	変動量 (mm)					
			H22 年 1 月	H23 年 1 月	H24 年 1 月	H25 年 1 月	H26 年 1 月	
9838	旧浦安町役場前	467.8	-0.3	-2.2	-41.3	5.5	2.5	
90	中央公民館	320.8	-0.2	-1.7	-37.8	5.8	3.1	
U-1	海楽西児童公園	2,703.5	1.6	-3.3	-55.0	2.5	3.2	
U-2	東小学校	-318.7	0.6	-4.2	-43.7	1.1	3.0	
U-3A	富士見 5 丁目 26 堤防突端	2,379.5	-1.7	-5.8	-44.8	2.1	0.6	
U-4	南小学校	99.8	-0.8	-2.6	-40.6	5.1	2.7	
U-5	江川児童公園	606.6	-0.4	-2.4	-41.3	5.5	3.0	
U-6	堀江 4 丁目 8 緑地内	330.9	0.1	-1.8	-40.0	6.6	3.1	
U-7	善福寺	198.7	0.6	-2.7	-39.0	6.6	1.9	
U-8	中央公園	1,875.1	-4.5	-7.9	-85.9	-0.6	-1.2	
U-9	鉄鋼通り 3 丁目緑地内	1,432.6	-11.1	-14.8	-147.0	-4.7	-9.6	
U-10	鉄鋼通り 1 丁目緑地内	2,048.2	-8.5	-14.4	-50.7	-5.0	-5.8	
U-11	今川 3 丁目 9 緑地内	1,814.8	-8.0	-13.6	-120.9	-3.2	-4.6	
U-12A	入船 4 丁目 37 緑地内	1,514.9	-2.1	-9.4	-144.2	-5.7	-0.8	
U-13	入船 3 丁目 34 緑地内	2,199.0	-9.9	-17.1	-172.8	-6.8	-7.2	
U-14	美浜東第一児童公園	2,162.8	-1.1	-6.8	-139.0	0.9	1.7	
U-16	舞浜 1 丁目 2	3,288.1	-5.3	-7.1	-122.6	1.7	-5.0	
U-17	千鳥 9	1,728.8	平成 23 年度より観測を始めた 新観測地点				-5.5	-11.6
U-18	港 75	2,563.5					1.9	0.1
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3,685.4					-8.1	-12.6
U-20	高洲中央ポンプ場	3,089.6					1.8	-0.1
U-22	日の出小学校	3,469.7					1.7	0.7

\*各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。(例：旧浦安町役場前平成26年1月現在変動量＝平成25年度標高「467.8」－平成24年度標高「465.3」)

### 【悪臭】

市内には、悪臭の発生源となる工場のような施設は少なく、寄せられる苦情はほとんどが日常生活や飲食店などの事業活動から発生しています。市では、悪臭苦情の対応の際には、法令などに基づき悪臭の発生を抑制するよう指導しています。また、平成 21 年 8 月に千葉県 の指定により、臭気指数規制を導入しました。

また、近年は、東京湾上のタンカーによるガス抜き（ガスフリー）が原因と思われる異臭が年に数回発生しています。こうした異臭への対策として、県が全国内航タンカー海運組合に対し、適切な措置を行うよう要請するとともに、千葉海上保安庁に対しても同様の指導を同組合に行うよう要請しています。なお、平成 25 年度は、基準年と比べると、苦情件数は減少しました。

### 【土壌環境】

土壌汚染は、工場や事業所などの事業活動によって化学物質が地下に浸透することが主な原因で発生します。市では、県と連携しながら「水質汚濁防止法」の特定施設や「土壌汚染対策法※」の指定区域の把握と情報提供などを行い、土壌環境の保全に努めています。

また、都市化の進展に伴い、建設工事などから発生する建設土、いわゆる「残土」の不法投棄が社会的に問題となっています。土砂などの埋め立て※などによる土壌の汚染および災害の

発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」いわゆる残土条例を制定し、埋め立てなどの面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業に対し規制を行っています。

### **(3) 多様化する生活環境問題への対策**

生活環境問題は、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害、カラスによるごみの散乱、ペットの鳴き声や糞尿の不始末、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、そして化学物質による生活環境問題（シックハウス症候群など）など多様化してきています。

これらの問題はさまざまな要因から起こっており、事業活動によるものも多くありますが、近年では、市民の日常生活から起こっているものが増えていることから、環境に配慮した行動を促進するための対策がますます重要になっています。なお、平成 25 年度は、電波障害の苦情は、ありませんでした。

平成 25 年度の主な取り組み

(1) 騒音・振動防止対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
羽田空港再拡張事業に係る騒音問題への対策（環境保全課）	羽田空港再拡張事業後の騒音影響について、航空機騒音実態調査を行い、市内における航空機騒音の状況把握に努め、国に騒音軽減のための措置を要請する。	夏季および冬季の航空機騒音実態調査を行い、D 滑走路供用後の航空機騒音の実態の把握に努めた。 羽田再拡張に関する県・市町村協議会（6 回開催）に出席し、本市への騒音軽減策を要望しました。
建設作業などに伴う騒音・振動防止対策（環境保全課）	建設作業に伴う騒音・振動については「騒音規制法」「振動規制法」「市環境保全条例」に基づき、特定建設作業、特定施設の届出を受け付け、工場・事業場等からの騒音・振動の防止に努める。	騒音・振動に係る特定建設作業・特定施設の届出を受理し、騒音・振動防止対策を促進した。 騒音法 164 件 振動法 117 件 市条例 256 件
主要幹線道路における騒音・振動調査（環境保全課）	市内主要幹線道路において騒音・振動の調査を行う。また、良好な生活環境を保つため、道路管理者に、騒音・振動の低減について必要に応じお願いする。	要請限度調査測定地点：8 地点 面的調査測定区間：5 区間 道路管理者へ意見を伝えた件数：3 件

(2) 地盤沈下・悪臭・土壌環境対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
地盤沈下の監視測定（環境保全課）	県が毎年 1 月 1 日を基準日として実施した精密水準測量（市内水準点数 22 地点）の成果をもとに、地盤沈下の把握を行い、情報を提供する。	測量結果を県より公表された。 地盤沈下測定地点 22 地点 地盤沈下確認箇所 10 地点
苦情対応（悪臭） （環境保全課）	悪臭に関する苦情対応について、法令などに基づき指導する。。	悪臭苦情件数：9 件
広域異臭苦情への対応（環境保全課）	東京湾広域異臭について、千葉県や京葉ガスと連携し、原因を調査する。	発生件数（広域異臭） 1 件
土壌汚染に関する情報提供と適切な措置の指導 （環境保全課）	市における土壌汚染対策法の指定区域の有無などについて情報を提供する。また、土壌汚染対策法に準じた事業者の自主土壌調査に関する相談の受け付けや県と連携した対策を指導する。	随時、情報提供と届出先の案内を行った。 相談、指導件数：1 件

### (3) 多様化する生活環境問題への対策

取り組みの方向	事業・取り組みの概要（担当課）	平成 25 年度実施状況
建造物などによる生活環境問題への対策	<p>&lt;テレビ電波障害対策&gt;（環境保全課） 中高層建築物などを建築する際に、電波障害の事前予測調査や防止対策などを原因者に指導する。</p>	<p>テレビ電波障害の防止に関する事前調査報告書等受理数 24 件</p>
	<p>&lt;ビル風害対策&gt;（環境保全課） 事業者と住民との協議の円滑化を促す。</p>	<p>風害要請件数：0 件</p>
	<p>&lt;光害対策&gt;（環境保全課） 投光器、サーチライト等を使用する際に、光害対策などを原因者に指導する。</p>	<p>光害要請件数：0 件</p>
環境衛生問題への対策	<p>&lt;空き缶等ポイ捨て防止対策事業&gt;（環境レンジャー課） 空き缶等のポイ捨て防止に関する啓発活動を行う。</p>	<p>・浦安駅、新浦安駅にて、ボランティア団体や市内事業者等にも参加していただき、地域とのつながりを持った啓発キャンペーンを実施した。 ・駅前階段等に路上啓発パネルや看板を設置した。 また、タバコのポイ捨てと歩きタバコを防止するため、浦安駅および新浦安駅周辺に試行的に灰皿を設置している。</p>
	<p>&lt;愛犬のしつけ方教室&gt;（環境レンジャー課） 市民を対象とした犬のしつけ方教室の実施。</p>	<p>しつけ方教室参加数 25 組</p>
	<p>&lt;不法投棄パトロール&gt;（環境レンジャー課） 市全域でごみの不法投棄を防止するため、パトロールなどを行う。</p>	<p>市民からの要望や不法投棄多発箇所に看板を設置 市内巡回パトロールを実施 不法投棄件数（一般廃棄物） 431 件</p>
	<p>&lt;ごみ散乱防護用ネット貸し出し&gt;（ごみゼロ課） カラスや猫などによるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」の貸し出しを行う。</p>	<p>ごみ散乱防護用ネット貸し出し枚数 542 枚</p>
	<p>&lt;放置自転車対策&gt;（交通安全課） 市内三駅周辺の放置自転車に対する啓発活動および指導撤去</p>	<p>・市内三駅周辺の放置整理区域の放置自転車の撤去 ・放置自転車クリーンキャンペーンの実施（10月～11月） ・商業施設における自転車駐車場の整備 1日あたりの放置自転車数（AM9時） 浦安駅 29 台 新浦安駅 4 台 舞浜駅 2 台</p>
	<p>&lt;自転車駐車場整備&gt; 駐車場の整備や既存施設の増設・有効活用を行う。（交通安全課）</p>	<p>駐車場施設の改修工事等の実施 浦安駅第1自転車駐車場改修工事 浦安駅第14自転車駐車場増設工事</p>
化学物質による生活環境問題への対策	<p>&lt;農薬などの適正使用&gt; 農薬などの使用に伴う周辺住民などからの苦情に対して法令などに基づき適切な対応を指導する。（環境保全課）</p>	<p>苦情件数：0 件</p>
	<p>&lt;ホルムアルデヒド簡易測定器貸し出し&gt; シックハウス症候群の原因物質の一つであるホルムアルデヒドの濃度簡易測定器の貸し出しを行う。（環境保全課）</p>	<p>測定器貸し出し件数 3 件</p>

# 環境基本計画の基本目標

## 2 水と緑や歴史・文化とふれあえる、潤いと安らぎのあるまち

### 1. 身近な水辺

### 2. 身近な緑

### 3. 歴史・文化と景観

【平成 26 年度環境ポスター展入賞作品】《小学校中学年の部》

〔最優秀賞〕 程野 瑞さん



〔優秀賞〕 松田 美鈴さん



〔優秀賞〕 筒井 真優さん





# 1. 身近な水辺

## ～身近で親しみやすい豊かな水辺空間を創出する～

本市は、三方を海や河川に囲まれ、境川が市の中央を流れるなど豊かな水際の都市ですが、現在は、市民生活を守るために防護・治水を優先した水際線の整備が進められており、市民が水辺を身近に感じる事が難しくなっている状況です。

この防護・治水機能を維持しつつ、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じ、活用していくため、本市の水際線の整備・活用方針について、自然条件や社会経済状況の変化、新たなニーズ等を勘案しながら基本的な考え方を整理した「水際線整備構想」を策定しました。

このような中、市と県が河川や海岸の親水性<sup>\*</sup>や景観に配慮した環境整備を進めるとともに、総合公園などでは水と緑が一体となった整備や水辺の緑道整備を進めるなど、「水と緑のネットワーク<sup>\*</sup>」の形成を図っています。

また、市では、市民の水辺とふれあう機会の創出のため、郷土博物館において、水辺の自然環境に係る学習活動や体験事業を実施するとともに、本市の水辺などの自然環境情報をホームページなどにて提供しています。さらに、市民活動団体による三番瀬の清掃活動や、緑の防潮堤など市民と協働した水辺の保全活動も進んでいます。

市では今後も、水と緑のネットワークの形成を図りながら公園や緑道の整備を行うとともに、水辺の親水性の向上、水環境の改善、市民が水辺にふれあえる機会の創出、自然情報の提供と活用に努めていきます。

三番瀬の保全・再生については、三番瀬を活用した市民の環境学習や自然体験を推進するため、三番瀬などの水辺を保全する市民活動への支援を進めます。また、三番瀬の市民の利用のあり方については、「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」を基本としつつ、市民や関係機関との協議を進めています。

## 環境指標

項目 A	内容 B	指標 C	平成16年度 (基準年) D	平成25年度 E	指標の 評価 F	基準年と の比較 G
自然関係の講座・イベント数	郷土博物館主催干潟観察会、海藻観察会、野鳥観察会、境川乗船体験など	基準年の数値より増	開催数：15回	9回	×	-4
郷土博物館を利用した学校教育(水辺に関する内容)	小学校における授業	基準年の数値より増	開催数：8回	震災の復旧工事により未実施	×	-
	中学校における授業	基準年の数値より増	開催数：6回	震災の復旧工事により未実施	×	-

\* F列：指標C列の内容から平成24年度E列を評価し、達成状況を表す。「×」印は未達成。

\* G列：平成16年度(基準年)D列と平成24年度E列を比較する。

### (1) 海辺、河川を活かした水と緑の環境

市では、県との共同事業として境川水辺空間整備事業を進めており、境川Cゾーン（江川橋から東水門まで）の約1,200m 両岸延長の区間において親水性の高いテラス護岸の整備を進めています。また、境川Bゾーン（新橋から江川橋まで）の整備が平成18年度から始まり、平成25年度も、県により護岸改修矢板打込工事が進められています。

旧江戸川においては、高潮対策事業により緩傾斜護岸の整備が舞浜地区で完成し、さらに上流部へと工事が進められています。浦安海岸舞浜地区では、舞浜海岸整備事業により護岸と後背地の一体修景整備が進められています。

明海地区においては、水と緑が一体となった潤いのある場所として総合公園の整備が進められ、平成20年度に開園しました。また、緑道については、水と緑のネットワーク化の推進を図るため、県により、海岸に沿って緑道整備が進められているほか、平成25年度より東日本大震災後、沿岸部の海からの潮風を和らげ、高潮被害の軽減など減災効果が期待される緑の防潮堤「絆の森」を市民団体等との協働事業にて整備しています。

### (2) 三番瀬

三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の四市に三方を囲まれた約1,800haの干潟と浅海域です。かつて東京湾には、広い範囲で干潟が広がっていましたが、高度成長期の埋め立てによって、その9割が失われました。

三番瀬について、県は平成13年にそれまでの埋め立て計画をいったん白紙に戻し、三番瀬の保全と自然の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定するための「三番瀬再生計画検討会議※（通称「円卓会議」）」を設置しました。市は、この円卓会議にオブザーバーとして参加するとともに、庁内での検討や市民の意見を踏まえ、平成15年10月に「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針※」を策定しました。その後、県は三番瀬再生会議や県議会での議論を経て、平成18年12月に、三番瀬再生の理念や目標を定めた「三番瀬再生計画※（基本計画）」を策定しました。

さらに、県は平成23年3月に、平成23～25年度を計画期間とする新事業計画を策定し、34事業を掲げ、引き続き取り組みを進めています。新事業計画を推進していくうえで、平成23年度から新たに学識経験者で構成する専門家会議を設置し、また住民参加と情報公開のもとで進めていくために、地元住民、漁業関係者等から広く意見を聴く場として「三番瀬ミーティング」を開催しています。

なお、本市に接する三番瀬については、海岸護岸が東日本大震災による被害が生じており、平成25年度は、その復旧工事のため、市民主体の清掃活動や小中学校などにおける環境学習などの活動を休止しています。

### (3) 自然とのふれあい

本市はかつて、広大な浅海域に面し、陸域と水域が干潟で連続するなど、豊かな干潟環境と生態系\*が存在し、自然と人の生活が密接でした。しかし、都市化の進展に伴う水質の悪化、埋め立てや人工的な護岸整備などによる陸と海の自然としての連続性の喪失などにより、豊かだった生態系や人と自然とふれあう機会は減少してきました。

このようなことから、市では、市民の水辺とふれあう機会創出のために、郷土博物館や市内の小・中学校において、三番瀬や河川の自然を生かした環境に係る学習活動や体験事業を活発に行っています。また、市民自らの水辺の保全活動として、三番瀬や舞浜護岸を清掃する事業や水辺の自然の観察会を行うなどの取り組みが市民活動団体を中心に進んでいます。



三番瀬クリーンアップ大作戦

平成 25 年度は、東日本大震災の復旧工事のため観察会予定地に立ち入れないことなどから、市民主体の清掃活動や小中学校などにおける環境学習など開催できない事業が多くありましたが、今後も、護岸の復旧状況等を確認しながら、継続して実施していきます。

また、環境学習や自然にかかわる施策への活用を目指し、一年間を通して行った自然環境調査結果を基に作成した本市の自然環境情報「浦安の自然」をホームページにて情報提供するとともに、環境学習教材としてのリーフレット「うらやすのしぜん」を小学生に配付し学校での環境学習を推進しています。

#### ■ 自然関係の講座・イベント、学校教育（平成 25 年度実施）

項目	内容	
郷土博物館学芸員講座	干潟観察会	震災以降立入ができないため、中止
	海藻観察会	震災以降立入ができないため、中止
	野鳥観察会	開催：1回、参加者：15人
	海苔養殖場見学会	震災以降立入ができないため、中止
幼稚園・小・中学校における自然関係の環境学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然遊び、栽培活動、昆虫の飼育等の学習。</li> <li>・ 社会や理科での、ごみや水についての学習や、環境問題やリサイクルについての学習。</li> <li>・ 総合的学習の時間での、三番瀬学習、森林体験、農業体験の学習。</li> </ul>	
郷土博物館体験教室	境川乗船体験	開催：8回、参加者：延べ78人

## 平成 25 年度の主な取り組み

### (1) 海辺、河川を活かした水と緑の環境づくり

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	境川が市民の憩いの場所となるように、親水性を高めた水辺空間の整備を県と市の共同事業で行う。	境川水辺空間整備工事を実施。 境川 B ゾーン矢板打込工事 (県施工) 境川 C ゾーン修景工事

### (2) 三番瀬の保全・活用

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
三番瀬を利用しやすい環境とルールづくり (環境保全課)	市の「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」に基づき、市民が三番瀬で学習や活動できる拠点づくりや環境づくりに取り組むとともに、保全や活用のあり方について検討をする。	千葉県が調査している三番瀬海域の状況について情報共有を図るとともに、近隣市の動向を把握した。また、県が実施する復旧工事について、情報の把握に努めている。
三番瀬環境学習施設整備事業 (生涯学習課)	三番瀬を活用した市民の環境学習や自然体験を推進するための環境学習施設の整備について、震災後の三番瀬干潟の環境変化を踏まえ、施設の機能や役割の再検討を行う。	震災後の干潟の状況や階段護岸の改修などの状況把握と、今後の施設整備方針について内部検討をした。
三番瀬を保全する市民の活動への支援 (環境保全課)	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦や三番瀬ミニクリーンアップなどの支援を行う。	震災復旧工事により立入ができないため未実施

### (3) 自然とのふれあいの推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
自然体験学習などの実施 (市内小・中学校、郷土博物館)	市内の小・中学校における総合学習の時間などを利用した学習活動や、郷土博物館における干潟観察会、野鳥観察会、海藻観察会などの体験事業を行う。	・市内の小・中学校における田植え・稲刈り体験、野菜などの栽培、ビオトープを活用するなどの学習活動を行った。 ・郷土博物館でも各種観察会を計画していたが、震災の影響により平成 25 年度現在も水辺への立ち入りが制限されているため野鳥観察会以外は事業を実施していない。
自然環境調査 (環境保全課)	本市の自然環境の情報を市民に提供するため、環境学習の教材および自然環境に係る施策を検討する上での基礎資料となるよう、市域の自然環境の現況を調査し、情報を整理する。	自然環境調査の結果を元に構築した、市の自然環境の情報を市民に提供できるコンテンツ「浦安の自然」と環境学習教材「うらやすのしぜん」を周知・啓発した。

## 2. 身近な緑

### ～緑と暮らしが調和する豊かな生活空間を創出する～

緑は、大気の浄化、熱や温室効果ガスの吸収などの環境保全面での役割の他、レクリエーション、防災、景観形成、そして人の心に潤いを与えるとともに、生物の生息空間となるなど多様な機能を有していて、私たちの生活にとって欠かせないものです。

市域の4分の3が海面の埋め立てにより整備された本市においては、もとの緑が少なく、潮風の影響を受けるなど、植物の育成には厳しい環境です。したがって、快適な生活環境の創出を図るためには、既存の緑の保全・育成を図るとともに、新たな緑の創出として公園・緑地の整備を進めていくことが重要となります。また、市には、公園緑地の面積が小さく、まとまった樹林地が少ないことや、面積の広い公園は中町・新町地域にあり元町地域には1ha以上の公園がないことなど、さまざまな課題があります。

このため、緑の整備にあたっては、地域特性を考慮して公園を再整備し、河川や道路、海岸線の緑化を進め、緑を連続させるとともに、住宅地や工業地域などの民有地の緑化を促進することや、市民参加による公園などの計画づくり、また、それらの管理などを進める必要があります。平成17年度に策定した「緑の基本計画※」では、このような現状と課題などを踏まえ、緑地の目標量・配置計画・公共施設や民有地の緑化に関する施策事業の方針などを定めました。

この基本計画に基づき、新たな公園の整備や水辺の緑道整備を進めるなど、水と緑が一体となった整備を行うとともに、市民参加による公園づくりを促進しています。

今後も、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、環境を保全するなどの緑の多様な役割を有効に生かせるよう、課題を解決しながら、市・市民・事業者が協働して緑の整備のため取り組んでいきます。



## 環境指標

項目 A	目標年次 (平成 32 年) B	指標 中間年次 (平成 22 年) C	平成 14 年度 (基準年) D	平成 25 年度 E	指標の 評価 F	基準年との 比較 G
都市公園 面積	8.6 m <sup>2</sup> /人 (面積 137.1ha)	7.3 m <sup>2</sup> /人 (面積 114.0ha)	4.9 m <sup>2</sup> /人 (面積 65.8ha)	6.6 m <sup>2</sup> /人 (面積 107.6ha)	△	+1.7 m <sup>2</sup> /人
都市公園 など面積	13.1 m <sup>2</sup> /人 (面積 210.4ha)	11.7 m <sup>2</sup> /人 (面積 182.4ha)	9.5 m <sup>2</sup> /人 (面積 128.4ha)	10.5 m <sup>2</sup> /人 (面積 170.3ha)	△	+0.8 m <sup>2</sup> /人
総緑地量	348.0ha	318.2ha	248.6ha	294.9 ha	△	+46.3ha
市域面積に対す る緑地の割合	20.5%	18.7%	14.6%	17.4%	△	+2.8 割

\*都市公園などには、都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園など）と公共施設緑地を含む。

\*上記表中「都市公園」と「都市公園など」における一人あたりの面積は、人口が分母になっているので、人口が急増すると数値は低下する傾向があるが、同時期に整備中の公園などもあるため、単年度で数値を評価するには注意が必要である。

\*上記表中「総緑地量」と「市域面積に対する緑地の割合（緑被率）」は市の航空写真から緑の現況図を作成して数値や割合を求めることから毎年数値化することはできないため、緑の現況図を作成した年度に達成状況を表記する。

\*F列：指標C列の内容から平成25年度E列を評価し、達成状況を表す。

\*G列：平成14年度(基準年)D列と平成25年度E列を比較する。

項目 A	指標 B	平成 14 年度 (基準年) C	平成 25 年度 D	指標の 評価 E	基準年との 比較 F
生垣設置住宅件数(累計)	基準年の数値より増	606	1038	○	+432
保存樹木指定本数	基準年の数値より増	445	613	○	+168

\*E列：指標B列の内容から平成25年度D列を評価し、達成状況を表す。「○」印は達成。

\*F列：平成14年度(基準年)C列と平成25年度D列を比較する。

## 環境の現状

### (1) 公園・緑地の整備

本市における一人あたりの都市公園面積は、平成25年度末現在において、6.6 m<sup>2</sup>となっており、まだ目標値（平成22年7.3 m<sup>2</sup>/人）を下回っている状況です。また、全市的に公園緑地の分布をみると、元町地域と中町地域の一部では公園緑地が少ないなど、地域的な偏りもみられます。今後も、三方が海や河川に囲まれた本市の特性を活かしながら、公園緑地等の身近な緑が、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながる「みどりのネットワーク」で覆われた潤いあるみどり環境の形成に取り組んでいきます。

## （２）緑化の推進

緑化を推進するためには、公園緑地や道路、河川などの公共施設の緑化を進める必要があります。そのためには、市民参加や緑化イベントなどの充実を図っていく必要があるほか、宅地の緑や工場の緑など、民有地の緑化の奨励などにより、市と市民、事業者が協働して緑化に取り組んでいくことが重要です。

また、元町地域における緑被率は、他の地域に比べて低く、緑地の用地確保も限られてくるため、道路用地や河川沿いの空間、接道部などにおける草花による緑化やプランターの設置など、市民が身近で手軽に行える緑化の推進を図っています。

さらに、公園などの公共施設の緑地や民有地の生垣など沿道の緑は、管理が不十分であると防犯や歩行ならびに交通の支障となり、景観なども損ねることから、適正な維持管理を推進し、管理システムの整備や市民、事業者との協力、啓発を図っています。

## （３）自然とのふれあいの推進

本市には、かつては多様な生物が生息していましたが、埋め立て事業の推進や都市化の進展により、生物の生息できる環境は少なくなりました。

緑化を進めることにより、生物の生息できる環境を増やすとともに、人と自然との共生※を踏まえた、市民が緑に親しめる機会の創出に努めています。

### 平成 25 年度の主な取り組み

#### （１）公園・緑地の整備

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
緑の基本計画の策定 (みどり公園課)	浦安市緑の基本計画を策定し、総合的な都市緑化を計画的かつ効果的に推進する。	中間年度である平成 22 年度を経過したため、現在の緑地を現況調査し、都市計画マスタープランや第 2 次環境基本計画との整合を図りながら緑の基本計画の見直しを行う。
市民参加による公園の改修など（身近な公園づくり事業） (みどり公園課)	元町、中町の老朽化してきた公園の改修において、近隣住民の意見を踏まえながら施設全体を改修し、多くの住民に利用していただける身近な公園として整備する。	改修整備公園数：0 地区
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	公園および街路樹などの剪定枝葉をチップ化するなど、緑化資材としての再利用を図る。また、緑化資材におけるリサイクル堆肥を植木まつりで配布する。	発生材数量 2,587 m <sup>3</sup> リサイクル数量 2,137 m <sup>3</sup>
浦安絆の森事業 (みどり公園課)	沿岸部の緑道等に浦安の環境に合った樹木の苗木を多種・高密度で植えることで森を作り、生活環境を向上させる。	植樹面積 約 1,500 m <sup>2</sup> 植樹本数 約 3,400 本

## (2) 緑化の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
保存樹木指定事業助 成金 (みどり公園課)	緑豊かな住環境を促進するために、民有地にある樹木を積極的に保存樹木として指定し、保全する。	新規指定本数 0 本 市内指定本数 613 本 廃止本数 1 本
生垣設置奨励事業補 助金 (みどり公園課)	住宅地の緑化推進の一環として、生垣設置（ブロック塀の撤去）に補助金を交付する。	新規生垣設置件数 50 件 市内生垣設置延べ件数 1038 件
緑化講習会・研修会 事業 (みどり公園課)	市民の緑化意識を向上するため、緑化講習会や花植えボランティア活動への助成を行う。	緑化講習会開催回数 6 回 緑化活動支援制度登録 15 団体
公共施設などにおけ る緑化の推進 (みどり公園課・教 育施設課)	公共施設における緑化については、積極的に屋上・壁面緑化などの特殊緑化を取り入れる。	公共施設の特殊緑化開発件数 1 件 (高洲中学校舎屋上に低木 60 m <sup>2</sup> を整備) 公共施設の緑のカーテン実施件数：57 件
宅地開発における緑 化指導 (みどり公園課)	宅地開発事業に関し、安全で住みやすい快適な環境を備えたまちづくりに寄与することを目的とした必要な緑化を確保するため条例に基準を定める。	開発件数 70 件（申請受付数）
公園等里親制度*支 援事業 (みどり公園課)	公園の清掃や花壇の花植えなど公園管理の一部を市と市民団体などが協働で行うことにより、公園をより親しみのある場所とする。	活動団体数：17 団体

## (3) 自然とのふれあいの推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
自然体験学習などの 実施 (市内小・中学校、 郷土博物館)	市内の小・中学校では生活科や総合的な学習の時間などで、郷土博物館では干潟観察会、野鳥観察会、海藻観察会などで、自然体験学習を行っている。	市内の小・中学校における田植え・稲刈り体験、野菜などの栽培、ピオトープを活用するなどの学習活動を行った。 また、郷土博物館でも各種観察会を計画していたが、震災の影響により平成 25 年度も水辺への立ち入りが制限されているため、野鳥観察会以外は事業を実施していない。
はじめての野菜づく り (高洲公民館・富岡 公民館)	公民館敷地内にある菜園畑やプランターを利用して、家庭でも簡単に野菜づくりができるように育て方や収穫方法を学ぶ。	高洲公民館：実施回数 23 回 参加人数 10 人 富岡公民館：実施回数 22 回 参加人数 16 人
自然環境調査 (環境保全課)	本市の自然環境の情報を市民に提供するため、環境学習の教材および自然環境に係る施策を検討するうえでの基礎資料となるよう、市域の自然環境の現況を調査し、情報を整理する。	自然環境調査の結果を元に構築した、市の自然環境の情報を市民に提供できるコンテンツ「浦安の自然」と環境学習教材「うらやすのしぜん」を周知・啓発した。

# 3. 歴史・文化と景観

## ～歴史的・文化的資源を守り生かすとともに、潤いのある景観を創出する～

埋め立て前の漁師町時代の歴史を背景として、市では、郷土博物館や文化財を活用した事業や、博物館ボランティア「もやいの会」の活動などから、漁師町時代の自然と共生した文化を学べる環境があり、これらは、市民の郷土愛を高め、環境を保全しながら歴史と文化を後世に継承するとともに、新たな文化を創造するなど、地域社会の活力を生み出しています。

市の人口は、埋め立て事業開始以降、計画的な住宅地の造成により増加を続けてきました。外国を含むさまざまな地域から多様な文化を持つ市民も移り住んで来ており、国際交流関係の団体などを支援する一方で、自治会活動に対しても支援などを行うことでふるさとづくりを進めています。

このように、文化の振興は、人と人とを結びつける要素であり、まちづくりにおいても重要な役割を担っています。そこで、特有の文化の振興とはどういうものかを見つめ直し、その発展を図るため、平成17年度に策定し、市の文化の進むべき方向性を示した「文化振興ビジョン※」に基づき、市の特性を踏まえた文化の振興を進めています。

また、景観については、本市が、かつて漁師町であったという歴史的背景と、市域の4分の3が埋立地であるという特色から、元町地域のように歴史的な面影が残るまち並みと、中町・新町地域のように近代的な新しいまち並みとが並存するなど、地域の特性に大きな違いがみられます。このような特性をふまえ、地域の特性を活かしながら、“暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観をつくる ～人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市の風景を育てていきます～”ことを基本目標とした、景観条例および景観計画をもとに、市民、事業者、行政の協働による良好な景観まちづくりのための取り組みを進めています。

### 環境指標

項目 A	内容 B	指標 C	平成16年度 (基準年) D	平成25年度 E	指標の 評価 F	基準年 との比較 G
郷土博物館体験事業	屋外展示場「浦安のまち」を活用した体験学習や各種体験教室	基準年の数値より増	開催数 64回	開催数 47回	×	-17
			参加者数 6,856人	参加者数 4,612人	×	-2,244
郷土博物館学芸員講座	浦安の文化や歴史を理解するための講座・講演会	基準年の数値より増	開催数 4回	開催数 11回	○	+7
			参加者数 85人	参加者数 1,485人	○	+1,400
郷土博物館講演会		基準年の数値より増	開催数 4回	未実施	×	-4
			参加者数 225人		×	-225

\* F列：指標C列の内容から平成25年度E列を評価し、達成状況を表す。「○」印は達成、「×」印は未達成。

\* G列：平成16年度(基準年)D列と平成25年度E列を比較する。

## 環境の現状

### (1) 歴史的・文化的資源の保存と活用

埋め立てにより形成された市域は、全体の4分の3を占め、近代的で整然としたまち並みに整備されています。その一方で、浦安固有の歴史や文化を育んできた地域では、昔の面影を残す建造物等が残されており、県、市指定文化財<sup>※</sup>である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅、船大工道具一式などがあり、保護するとともに、その活用に努めています。

また、本市へさまざまな地域から移り住んできた市民の持つ多様な文化を本市の文化として受け入れることは、市における文化振興の大きな可能性につながるものと考えます。

### (2) 景観形成

本市は、三方を海や水辺に囲まれ、広い空と海を望むことができ、四季の変化に富んだ街路樹や庭木が育ち、静観にデザインされた道路や建物もあり、美しい景観を体感できます。また、漁師町の歴史や文化に根ざした雰囲気や建造物が所々に残されています。そして、私たちの日々の暮らしに息づいたまち並みを見ることができます。

このような景観は、市民共有の財産です。よりよく改善しながら次世代に引き継いでいくことが求められることから、市では、これまでさまざまな形で景観まちづくりに取り組んできました。平成21年度には、景観法に基づき景観計画を策定するとともに、景観条例を施行し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図るため、建築物の建築や工作物の建設などの規制・誘導を行っています。また、市民の景観まちづくりへの理解と意識を深めるために、啓発活動などの取り組みを進めています。

## 平成25年度の実施状況

### (1) 歴史的・文化的資源の保存と活用

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成25年度実施状況
博物館体験事業 (郷土博物館)	屋外展示場「浦安のまち」で、「もやいの会」会員による指導のもと体験学習を行う。 学習内容： ①ペカ舟乗船体験②昔遊び③ゆかたの着付け ④海苔簀あみ⑤貝むき体験・ぼったら体験⑥竹細工教室⑦お手玉・ねつけ作り教室 他	休日体験教室 37回 867人 季節の行事 10回 3,745人 宿泊体験 中止 *基準年(平成16年度)と比較して開催回数は減っているが、今後も内容を充実させるとともに、周知を行いながら事業を継続する。
博物館活用体験事業 (郷土博物館)	学校の教育課程に位置付けた体験学習を行う。学年ごとにテーマを変え、学校が選択する。	学校の博物館活用数 181団体 8,312人
文化財住宅管理運営 (郷土博物館)	県、市指定文化財である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅を管理運営(施設利用振興公社に委託)する。運営内容は、一般公開、宿泊体験、文化財めぐり、餅つき大会など。	入館者数(開館日数 294日間) 旧宇田川家住宅 7,585人 旧大塚家住宅 7,464人



## (2) 景観形成

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
協働による景観まちづくり事業 (都市計画課)	市民の景観まちづくりへの理解と意識を深めるため、啓発活動を行う。	市ホームページの景観通信に市民目線での内容を掲載するため、市民活動団体「うらやす景観まちづくりフォーラム」に執筆を依頼し掲載した。 また、2月に開催したシンポジウムでは同団体や市民大学学生の制作したものを掲示した。
景観計画推進事業 (都市計画課)	地域の特性を生かした良好な景観形成を図るため、平成 16 年に制定された景観法に基づき、景観計画・景観条例を定め、届出・事前協議などにより、建築物の新築や工作物の建設などの建築行為の規制・誘導を行う。また、景観重要建造物の指定など、景観法などを活用した景観まちづくりについて検討する。また、市民の景観まちづくりへの理解と意識を深めるために啓発活動を行う。	景観法第 16 条第 1 項の届出(同条第 5 項の通知を含む) 件数 事前協議を要するもの : 93 件 事前協議を要しないもの : 129 件

# 環境基本計画の基本目標

## 3 環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会をめざすまち

### 1. 廃棄物

### 2. 資源・エネルギー

### 3. 地球環境問題

【平成 26 年度環境ポスター展入賞作品】《小学校高学年の部》

〔最優秀賞〕 鈴木 日菜子さん



〔優秀賞〕 藏樂 祥一さん



〔優秀賞〕 小川 純璃さん



# 1. 廃棄物

## ～ごみの減量と再資源化に取り組み、循環型社会の形成を実現する～

現代の豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のもとに成り立っており、地球環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を築くためには、環境への負荷の少ない循環型社会に移行させていく必要があります。そのためには「廃棄物等の発生抑制」と「資源の循環的利用」を推進することが重要となります。

市では、平成3年度から、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」と名づけた多角的な広報キャンペーンを開始し、市民や事業者の意識の向上と行動の促進に努めています。平成18年1月には、分別の徹底によるごみの減量と再資源化をさらに進めるため、指定ごみ袋制を導入し、以降、ごみの分別マナーは向上しています。

さらに、受益者負担の適正化やごみ減量意欲の向上を目的に、平成21年1月より、クリーンセンターへ搬入される一般廃棄物の処理手数料を一律210円/10kgに改正しました。また、イベントから出るごみの減量を進めるために策定した「イベントごみ減量ガイドライン」に基づいて、イベントの主催者や参加者に対してイベントごみの減量について協力を呼びかけています。

本市には、最終処分場がなく、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しています。また、最終処分量を減少させる大きな手段である焼却残渣<sup>\*</sup>のエコセメント化が、現在、実施困難な状況にあります。したがって、市および市民、事業者が協働し、より一層ごみの減量・再資源化に取り組む必要があります。このような課題を踏まえて、平成32年度を目標年度とした新たな「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を平成25年3月に策定し、計画にのっとりた施策を展開していきます。

平成25年度は、環境基本計画リーディングプロジェクトにのっとり、積極的な出前ビーナスの実施(普及・啓発計画)、多量排出事業者への指導・少量排出事業者調査などを通じた事業系ごみ対策(発生・抑制計画)を行いました。他にも小型家電回収実証事業の実施(再資源化計画及び収集計画)などを通じ、ごみの減量に努めてきました。最終処分量の削減につきましては、焼却残渣のエコセメント化に代わるリサイクル技術の導入について調査・研究を行い最終処分計画を策定しました。

平成25年度は、実数で見ますと事業系ごみが増加してしまっているため、今後は、事業者への普及・啓発を更に積極的に行い、引き続きごみの減量・再資源化率向上に努めます。

## 環境指標 (一般廃棄物処理基本計画での目標)

項目 A	目標年度 (平成 32 年度) 基本目標 B	指標 C	平成 23 年度 (基準年) D	平成 25 年度 E	指標の 評価 F	基準年との 比較 G
家庭系ごみ 排出量	563.2 (g/人・日) (63g/人・日の削減)	基準年の数値 より減	625.8g/人・日	597.3g/人・日	○	-28.5
事業系ごみ 排出量	21,476 (t) (6%以上の削減)	基準年の数値 より減	22,886 t	24,077 t	×	1,191
最終処分量	— (t)	基準年の数値 より減	4,947 t	6,386 t	×	1,439
再資源化率*	23 (%) (3ポイント向上)	基準年の数値 より増	20%	17.7%	×	-2.3

\*家庭系ごみ排出量については、拠点回収量(牛乳パック、白色発泡トレイ及び廃食用油等)を含み、集団資源回収量は含まない。また、事業系ごみ排出量については、公共施設の紙類を含み、災害廃棄物を含まない。

\*B列：東日本大震災により、焼却残渣のエコセメント化の見通しがたないため。

\*E列：再資源化率は集団資源回収量を含む。

\*F列：平成 23 年度(基準年)D列と平成 25 年度E列を比較し、指標Cが達成されているかどうかを表す。

\*G列：平成 23 年度(基準年)D列と平成 25 年度E列を比較する。

「○」印は達成、「×」印は未達成。

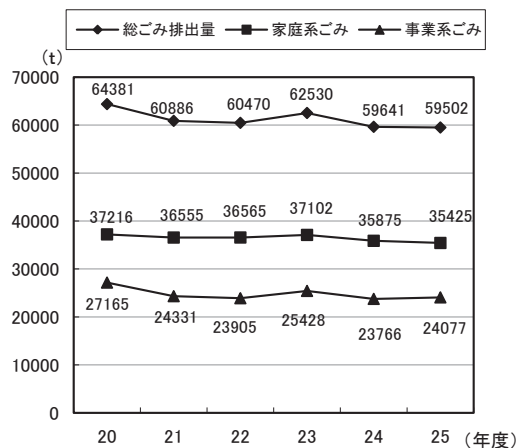
## 環境の現状

### (1) ごみの減量化・資源化の推進

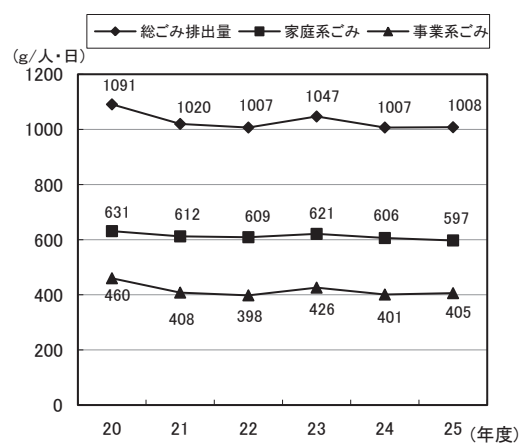
本市における総ごみ排出量は、減少傾向となっています。家庭系ごみおよび一人あたりの1日平均ごみ排出量についても減少傾向を示しています。なお、平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、異なる傾向を示しています。

再資源化率については、平成 23 年度と比較すると平成 25 年度においては 2.3 ポイント減少し、17.7%となっています。再資源化率減少の大きな理由は、東日本大震災の影響により、焼却灰をエコセメント化している事業者が操業できない状況となり、焼却灰のほぼ全量を民間の最終処分場で処分しているためです。

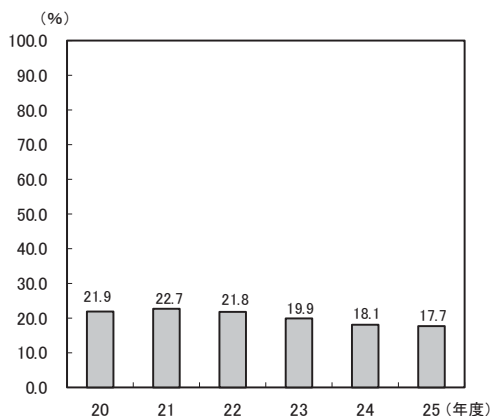
#### ■ ごみ排出量の推移



#### ■ 一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移



## ■ 再資源化率の推移



## ■ 国・千葉県における一人あたりの1日平均ごみ排出量 (平成24年度)

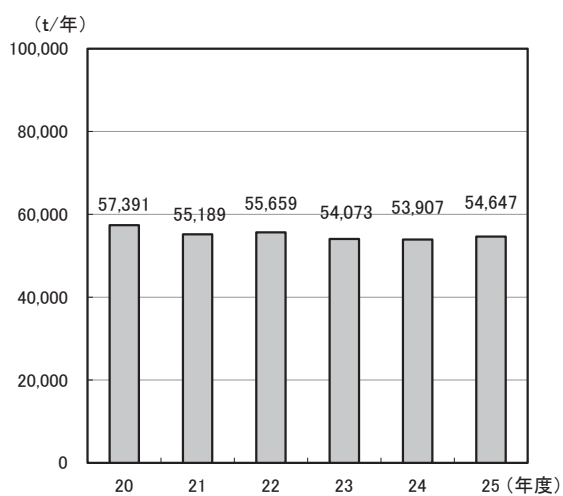
	全国	千葉県	浦安市
総ごみ排出量 (g/人・日)	853	960	1,095
家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	560	702	693
事業系ごみ排出量 (g/人・日)	293	259	402
リサイクル率 (%)	14.4	23.4	16.5

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(集団資源回収量を含む)

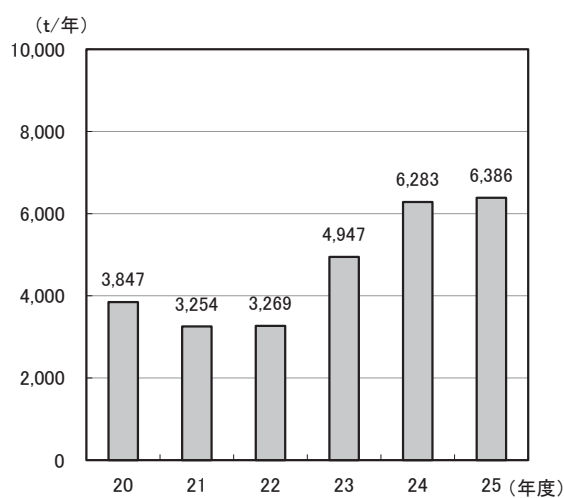
## (2) 廃棄物の適正処理の推進

本市の焼却処分量は、減少傾向で推移していますが、最終処分量は増加しています。その理由としては、焼却残渣のエコセメント化を行う施設が、震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能問題の影響を受け平成23年11月以降停止したため、エコセメント化を予定していた焼却残渣を最終処分したことが要因です。

### ■ 焼却処分量の推移



### ■ 最終処分量の推移





■年度別家庭ごみおよび事業ごみ搬入量

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
人口等	人口(年度末現在)(人)	162,944	164,040	165,128	162,679	162,155	162,952	
	増加率(%)	1.8	0.7	0.7	△1.5	△0.3	0.5	
	年間平均人口(人)	161,629	163,547	164,560	163,647	162,216	162,502	
家庭ごみ	可燃ごみ	委託収集(t/年)	29,398	28,939	28,756	28,922	28,103	27,703
		持込(t/年)	32	14	5	4	0	0
		年間量(t/年)	29,430	28,953	28,760	28,926	28,103	27,703
		増加率(%)	△1.6	△1.6	△0.7	0.6	△2.8	△1.4
		1日平均量(t/日)	80.6	79.3	78.8	79.2	77.0	75.9
		一人1日平均量(g/人・日)	498.9	485.0	478.8	484.3	474.6	467.1
	不燃ごみ	委託収集(t/年)	1,478	1,387	1,528	1,570	1,411	1,203
		持込(t/年)	21	12	7	2	0	0
		年間量(t/年)	1,499	1,399	1,536	1,573	1,411	1,203
		増加率(%)	△9.2	△6.7	9.8	2.4	△10.3	△14.7
		1日平均量(t/日)	4.1	3.8	4.2	4.3	3.9	3.3
		一人1日平均量(g/人・日)	25.4	23.4	25.6	26.3	23.8	20.3
	粗大ごみ	委託収集(t/年)	488	487	489	525	495	478
		持込(t/年)	533	675	824	1,038	1,075	1,206
		年間量(t/年)	1,021	1,162	1,314	1,562	1,570	1,684
		増加率(%)	2.1	13.8	13.1	18.9	0.5	7.3
		1日平均量(t/日)	2.8	3.2	3.6	4.3	4.3	4.6
		一人1日平均量(g/人・日)	17.3	19.5	21.9	26.2	26.5	28.4
	(びん)資源ごみ	委託収集(t/年)	1,718	1,612	1,611	1,616	1,613	1,612
		持込(t/年)	0	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,718	1,612	1,611	1,616	1,613	1,612
		増加率(%)	△5.1	△6.2	△0.1	0.3	△0.2	△0.1
		1日平均量(t/日)	4.7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
		一人1日平均量(g/人・日)	29.1	27.0	26.8	27.1	27.2	27.2
(缶)資源ごみ	委託収集(t/年)	567	563	553	533	519	514	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	567	563	553	533	519	514	
	増加率(%)	0.2	△0.7	△1.8	△3.6	△2.6	△1.0	
	1日平均量(t/日)	1.6	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	
	一人1日平均量(g/人・日)	9.6	9.4	9.2	8.9	8.8	8.7	
(ペットボトル)資源ごみ	委託収集(t/年)	530	548	571	659	617	602	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	530	548	571	659	617	602	
	増加率(%)	△4.0	3.4	4.2	15.4	△6.4	△2.4	
	1日平均量(t/日)	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	
	一人1日平均量(g/人・日)	9.0	9.2	9.5	11.0	10.4	10.1	
(紙類)資源ごみ	委託収集(t/年)	2,451	2,318	2,220	2,232	2,042	2,107	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	2,451	2,318	2,220	2,232	2,042	2,107	
	増加率(%)	△15.4	△5.4	△4.2	0.5	△8.5	3.2	
	1日平均量(t/日)	6.7	6.4	6.1	6.1	5.6	5.8	
	一人1日平均量(g/人・日)	41.5	38.8	37.0	37.4	34.5	35.5	
有害ごみ	委託収集(t/年)	0	0	0	0	0	0	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)							
	増加率(%)							
	1日平均量(t/日)							
	一人1日平均量(g/人・日)							
計	委託収集(t/年)	36,630	35,854	35,728	36,058	34,800	34,219	
	持込(t/年)	586	701	837	1,044	1,075	1,206	
	年間量(t/年)	37,216	36,555	36,565	37,102	35,875	35,425	
	増加率(%)	△3.0	△1.8	0.0	1.5	△3.3	△1.3	
	1日平均量(t/日)	102.0	100.2	100.2	101.6	98.3	97.1	
	一人1日平均量(g/人・日)	630.8	612.4	608.8	621.1	605.9	597.3	

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
事業ごみ	可燃ごみ	許可業者 (t/年)	20,968	18,894	18,834	17,631	18,868	19,489
		持込 (t/年)	4,306	3,653	3,269	3,311	3,241	3,273
		産廃 (t/年)	2	32	90	83	64	3
		年間量 (t/年)	25,276	22,579	22,193	21,025	22,173	22,765
		増加率 (%)	△ 6.4	△ 10.7	△ 1.7	△ 5.3	5.5	2.7
		1日平均量 (t/日)	69.2	61.9	60.8	57.6	60.7	62.4
	不燃ごみ	許可業者	795	768	786	737	715	726
		持込 (t/年)	302	268	194	1,643	167	160
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	1,097	1,036	980	2,380	882	886
		増加率 (%)	△ 17.1	△ 5.6	△ 5.4	142.9	△ 62.9	0.5
		1日平均量 (t/日)	3.0	2.8	2.7	6.5	2.4	2.4
	粗大ごみ	許可業者	82	72	81	57	54	51
		持込 (t/年)	411	391	431	1,775	463	448
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	493	463	512	1,831	517	499
		増加率 (%)	11.3	△ 6.1	10.6	257.6	△ 71.8	△ 3.5
		1日平均量 (t/日)	1.4	1.3	1.4	5.0	1.4	1.4
	(びん)資源ごみ	許可業者	252	215	187	163	170	187
		持込 (t/年)	0	0	0	1	0	0
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	252	215	187	163	170	187
		増加率 (%)	△ 3.1	△ 14.7	△ 13.0	△ 12.8	4.3	10.0
		1日平均量 (t/日)	0.7	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5
	(缶)資源ごみ	許可業者	11	6	7	4	2	3
		持込 (t/年)	3	0	0	0	1	1
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	14	6	7	4	3	4
		増加率 (%)	△ 26.3	△ 57.1	16.7	△ 42.9	△ 25.0	33.3
		1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(ペットボトル)資源ごみ	許可業者	13	10	8	2	3	5
		持込 (t/年)	0	1	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	13	11	8	2	3	5
		増加率 (%)	△ 60.6	△ 15.4	△ 27.3	△ 75.0	50.0	66.7
		1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(紙類)資源ごみ	許可業者	3	2	0	0	0	0
		持込 (t/年)	1	4	4	6	4	3
		産廃	0	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	4	6	4	6	4	3
		増加率 (%)	-	-	-	-	-	-
		1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
有害ごみ	許可業者	16	15	14	13	14	14	
	持込 (t/年)	0	0	0	5	0	0	
	産廃	0	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	16	15	14	17	14	14	
	増加率 (%)	0.0	△ 6.3	△ 6.7	21.4	△ 17.6	0.0	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	許可業者	22,140	19,982	19,917	18,605	19,826	20,475	
	持込 (t/年)	5,023	4,317	3,898	6,740	3,876	3,885	
	産廃	2	32	90	83	64	3	
	年間量 (t/年)	27,165	24,331	23,905	25,428	23,766	24,363	
	増加率 (%)	△ 6.7	△ 10.4	△ 1.8	6.4	△ 6.5	2.5	
	1日平均量 (t/日)	74.4	66.7	65.5	69.7	65.1	66.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	460.5	407.6	398.0	425.7	401.4	410.8	

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
計	可燃ごみ	家庭ごみ (t)	29,430	28,953	28,760	28,926	28,103	27,703
		事業ごみ (t)	25,276	22,579	22,193	21,025	22,173	22,765
		年間量 (t/年)	54,706	51,532	50,954	49,951	50,276	50,468
		増加率 (%)	△ 3.9	△ 5.8	△ 1.1	△ 2.0	0.7	0.4
		1日平均量 (t/日)	149.9	141.2	139.6	136.9	137.7	138.3
		一人1日平均量 (g/人・日)	927.3	863.3	848.3	836.3	849.1	850.9
	不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,499	1,399	1,536	1,573	1,410	1,203
		事業ごみ (t)	1,097	1,036	980	2,380	883	886
		年間量 (t/年)	2,596	2,435	2,516	3,953	2,293	2,089
		増加率 (%)	△ 12.7	△ 6.2	3.3	57.1	△ 42.0	△ 8.9
		1日平均量 (t/日)	7.1	6.7	6.9	10.8	6.3	5.7
		一人1日平均量 (g/人・日)	44.0	40.8	41.9	66.2	38.7	35.2
	粗大ごみ	家庭ごみ (t)	1,021	1,162	1,314	1,562	1,570	1,684
		事業ごみ (t)	493	463	512	1,831	517	500
		年間量 (t/年)	1,514	1,625	1,826	3,394	2,087	2,183
		増加率 (%)	4.9	7.3	12.4	85.9	△ 38.5	4.6
		1日平均量 (t/日)	4.1	4.5	5.0	9.3	5.7	6.0
		一人1日平均量 (g/人・日)	25.7	27.2	30.4	56.8	35.2	36.8
	資源ごみ (びん)	家庭ごみ (t)	1,718	1,612	1,611	1,616	1,613	1,612
		事業ごみ (t)	252	215	187	163	170	187
		年間量 (t/年)	1,970	1,827	1,797	1,780	1,783	1,799
		増加率 (%)	△ 4.8	△ 7.3	△ 1.6	△ 0.9	0.2	0.9
		1日平均量 (t/日)	5.4	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9
		一人1日平均量 (g/人・日)	33.4	30.6	29.9	29.8	30.1	30.3
	資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	567	563	553	533	519	514
		事業ごみ (t)	14	6	7	4	4	4
		年間量 (t/年)	581	569	560	537	523	518
		増加率 (%)	△ 0.7	△ 2.1	△ 1.6	△ 4.1	△ 2.6	△ 1.0
		1日平均量 (t/日)	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4
		一人1日平均量 (g/人・日)	9.8	9.5	9.3	9.0	8.8	8.7
	資源ごみ (ペットボトル)	家庭ごみ (t)	530	548	571	659	617	602
		事業ごみ (t)	13	11	8	2	3	5
		年間量 (t/年)	543	559	579	661	620	607
		増加率 (%)	△ 7.2	2.9	3.6	14.2	△ 6.2	△ 2.1
		1日平均量 (t/日)	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7	1.7
		一人1日平均量 (g/人・日)	9.2	9.4	9.6	11.1	10.5	10.2
	資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	2,451	2,318	2,220	2,232	2,042	2,107
		事業ごみ (t)	4	6	4	6	4	0
		年間量 (t/年)	2,455	2,324	2,224	2,238	2,046	2,107
		増加率 (%)	△ 15.3	△ 5.3	△ 4.3	0.6	△ 8.6	3.0
		1日平均量 (t/日)	6.7	6.4	6.1	6.1	5.6	5.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	41.6	38.9	37.0	37.5	34.6	35.5
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0	0	
	事業ごみ (t)	16	15	14	17	14	17	
	年間量 (t/年)	16	15	14	17	14	17	
	増加率 (%)	0.0	△ 6.3	△ 6.7	21.4	△ 17.6	21.4	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	
合計	年間量 (t/年)	64,381	60,886	60,470	62,530	59,641	59,789	
	増加率 (%)	△ 4.6	△ 5.4	△ 0.7	3.4	△ 4.6	0.2	
	1日平均量 (t/日)	176.4	166.8	165.7	171.3	163.4	163.8	
	一人1日平均量 (g/人・日)	1,091.3	1,020.0	1,006.8	1,046.9	1,007.3	1,008.0	

\* t未満の端数を四捨五入および調整しているため合計数と合わない個所がある。\* 家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び集団資源回収量を含まない。

\* 事業ごみ排出量については、公共施設の紙類及び災害廃棄物を含まない。

平成 25 年度の主な取り組み

(1) ごみの減量・再資源化の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
ビーナス計画 (ごみゼロ課)	市・市民・事業者によるごみの減量・再資源化を推進するための取り組みとして、「ビーナス計画」を 1991 年(平成 3 年)にスタートし、計画に基づき、さまざまな取り組みを実施している。	ビーナスニュースの配布 年 1 回 vol. 47 74,004 部 発行全戸配布を行った。 出前ビーナス(啓発イベント)の開催 依頼 17 件、20 回開催
4 R の推進 (ごみゼロ課)	一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つとして、循環型社会を構築するために、第一にごみになるものを断り(リフューズ)、第二にごみの発生を抑制(リデュース)し、第三に再使用(リユース)し、第四に再生利用(リサイクル)を進め、残ったものを適正処理により熱回収し、最後に適正処分することを市民・事業者・行政の協働により推進する。	
指定ごみ袋制の普及・啓発 (ごみゼロ課)	家庭系指定ごみ袋 燃やせるごみの減量と、分別の徹底および再資源化の推進、作業員の安全確保を目的とする。	不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めました。
	有料事業系指定ごみ袋 従来の事業系ごみの処理方法(許可業者と契約、クリーンセンター持込)に加え、平成 18 年より、有料事業系指定ごみ袋制を導入した。	許可業者と契約事業所 1,877 事業所 少量一般廃棄物排出届出事業所 1,396 事業所 クリーンセンター持込 234 事業所
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	イベントから出るごみの減量を進めるための「イベントごみ減量ガイドライン」に基づき、市のイベントや自治会祭りなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て食器の削減や、「ごみと資源の分別の徹底」の啓発に取り組む。	市のイベントや自治会祭りなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て食器の削減や「ごみと資源の分別徹底」について啓発を行った。
多量排出事業者の廃棄物削減の促進 (ごみゼロ課)	指定した事業者に対し、廃棄物管理責任者を定め、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め	既指定 63 事業所 新規指定 4 事業所 指定解除 1 事業所
生ごみ処理容器等購入費補助金 (ごみゼロ課)	家庭から出る生ごみの減量を目的として、生ごみ処理機・処理容器の購入費を助成する。	電動式生ごみ処理機 6 機 補助金額 157,600 円 生ごみ処理容器 2 基(2 件) 補助金額 4,100 円
使用済小型電子機器等の再資源化 (ごみゼロ課)	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電に含まれている希少金属の有効利用を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を目的とする。	実証事業(平成 26 年 2 月～3 月)として実施。 携帯電話: 8.99kg デジタル家電: 76.26kg その他家電: 34.75kg 平成 26 年 4 月より事業化し実施。

## (2) 廃棄物の適正処理の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
指定ごみ袋制の 普及・啓発 (ごみゼロ課)	家庭系指定ごみ袋 燃やせるごみの減量と、分別の徹底および再資源化の推進、作業員の安全確保を目的とする。	不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めました。
	有料事業系指定ごみ袋 従来の事業所ごみの処理方法(許可業者と契約、クリーンセンター持込)に加え、平成 18 年より、有料事業系指定ごみ袋制を導入した。	許可業者と契約事業所 1,877 事業所 少量一般廃棄物排出届出事業所 1,396 事業所 クリーンセンター持込 234 事業所
公共事業から発生する建設廃棄物の再利用 (関係課)	工事に要求される品質を考慮したうえで、積極的に再生資材の利用を行う。既存施設の解体時においては、建設リサイクル法 <sup>※</sup> 等の解体に伴う産業廃棄物 <sup>※</sup> の再資源化の方針に基づく廃棄物の分別・再資源化を推進する。	各所管の協力を得て、公共工事における設計、施工時における再生資材の利用、分別・再資源化に取り組んだ。
建設リサイクル法の施行に伴う対応 (建築指導課)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、一定の規模以上の建設工事等に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化が義務付けられおり、工事着工の 7 日前までに所定の届出が必要。	建設リサイクル法届出件数 375 件(通知含む)。 随時建設リサイクルパトロールを実施した。



## 事業者の取り組み

### 藤田商事株式会社への環境への取り組み（浦安エコカンパニー認定事業者）

藤田商事株式会社は、浦安市鉄鋼通りに本社を構え、主に構造用鋼・ステンレス鋼を在庫し、鍛造加工品や普通鋼の販売を行う会社です。最新鋭の豊富な機械力を活用し、主としてシャフト加工を素材から切断・鍛造・熱処理・機械加工製品までの一貫製作を行っています。



平成 20 年に「環境 ISO14001」を取得して、社員全員参加で環境保全活動に取り組んでいます。また、平成 24 年に「浦安エコカンパニー」に宣言し、平成 25、26 年と継続して認定を受けています。

藤田商事株式会社における環境への取り組みは以下のとおりです。

#### 1. 消費電力の削減（省エネ）に取り組んでいます。

事務所内にデマンド機を設置し、消費電力を 30 分毎に計測しています。設定した電力を超えると警告音が鳴り、優先順位に沿って電源を落とし省エネに取り組んでいます。また、棟別に電気メーターを設置し、電力消費量の見える化や昼休み・不在時の照明やパソコンなどを小まめな節電の徹底など職員の意識啓発を行っています。

#### 2. 鋼材切断時の端材削減、切断機の効率運用など目標値を掲げて活動しています。

#### 3. コピー用紙の削減と裏紙の再利用に取り組んでいます。

#### 4. エコキャップ回収活動に参加しています。

#### 5. 廃棄物の分別を行っています。

#### 6. 「クールビズ」「ウォームビズ」を導入しています。

#### 7. 浦安鉄鋼団地が行っている「クリーン大作戦」「花いっぱいコンテスト」の積極的に参加しています。

#### 8. 社用車を全社「エコカー」に変更し、ガソリン使用量の削減、エコドライブを実施しています。



### ■「鉄力あぐり」・「鉄力あくあ」（愛知製鋼株式会社製造）の販売

特殊鋼製造のノウハウを生かして作った「鉄力あぐり」と「鉄力あくあ」は、鉄イオンの働きで植物の光合成を活性化でき、花や果実の生長を促進させる事ができます。藤田商事株式会社では、2年に1度、浦安鉄鋼団地が主催している「ゆーゆーカーニバル」にて販売しています。ガーデニングが趣味でご購入頂いた方々から大変ご好評を頂いています。

## 2.資源・エネルギー

～資源・エネルギーの有効利用に努め、環境にやさしい暮らしを進める～

## 3.地球環境問題

～地球環境問題を認識し、地球環境保全への取り組みを身近なところから実践する～

私たちの便利な生活を支える資源・エネルギーの大量消費は、大気汚染などの身近な公害から地球温暖化など地球規模の問題まで引き起こしています。地球の良好な環境を保ち、持続可能な社会を構築していくためには、廃棄物の削減と再資源化などの取り組みと合わせて、エネルギーの有効利用が重要となっています。特に地球温暖化対策においては、温室効果ガス<sup>※</sup>の排出源となるエネルギーの使用を削減する省エネルギーの推進が重要です。

本市においては、平成19年に「浦安市クリーンエネルギービジョン」を策定し、省エネルギーを推進するためのハード面、ソフト面での取り組みや、再生可能エネルギー等新エネルギー設備の導入について、市・市民・事業者等各主体における方針や方策を示し、各主体の省エネルギー化を推進してきました。

市の率先行動として、総合体育館及び屋内温水プールを対象施設に、ESCO事業を県内市町村で初めて導入し、省エネルギー化及び、新エネルギー導入を市民、事業者等へアピールしてきました。

また、平成23年度には、第3次となる「浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成21年度比で平成28年度までに公共施設から排出される温室効果ガスを6%削減することを目標に、太陽光発電等再生可能エネルギーや高効率照明（LED照明）の導入検討及び施設の運用に合わせた空調設備の選択や使用方法の改善などに取り組んでいます。

東日本大震災による復旧工事等で施設の利用が制限されたことや、電力供給不足に対応するための節電等により、公共施設における温室効果ガスの排出量は一時的に削減されました。しかし、平成25年度は、復旧工事等も落ち着き、市民の利便性向上のため開館日や時間を拡大したことや、猛暑など気象状況による健康影響を考慮した空調設備の稼働が増えたことなどにより、公共施設における温室効果ガスの排出量は、15,506 t-CO<sub>2</sub>と、基準年度（平成21年度）の排出量：14,390 t-CO<sub>2</sub>と比較して、7.8%増となっています。

今後は、電力供給不足が懸念される期間の省エネルギー要請に応えるため、「浦安市節電対策基本方針」などに基づき、実行計画の目標が達成できるよう、継続的に取り組んでいきます。

さらに、市民の住宅用の太陽光発電システムの普及促進のため、平成15年度より自らが居住、または居住しようとする住宅へ太陽光発電システム等の設備を設置する方などを対象に、その設置費用の一部を補助しています。平成25年10月より補助対象機器に燃料電池、リチウムイオン蓄電池、エネルギー管理システム（HEMS）を新たに加え、事業を拡充し、市民の新エネルギー導入を促進しています。

## 環境指標

### 第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画 《公共施設の温室効果ガス排出量》

項目 A	指標 B	平成21年度 (基準年) C	平成25年度 D	指標の 評価 E	基準年との 比較 F
公共施設の 温室効果ガス排出量	平成21年度比で 平成28年度まで に6%削減	14,390 (t-CO <sub>2</sub> )	15,506 (t-CO <sub>2</sub> )	×	+1,116 (基準年比 7.8%増)

\* t-CO<sub>2</sub>：温室効果ガスに地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)※に換算した単位。

### 公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況

項目 A	指標 B	平成16年度 (基準年) C	平成25年度 D	指標の 評価 E	基準年との比 較 F
環境負荷の少ない エネルギー導入状況	基準年の数値 より増	8件(累計)	381件(累計)	○	+373

\* E列：指標B列の内容から平成25年度D列を評価し、達成状況を表す。「○」印は達成。

### 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付件数

項目 A	指標 B	平成16年度 (基準年) C	平成25年度 D	指標の 評価 E	基準年との比 較 F
補助金交付件数	基準年の数値 より増	3件	148件	○	+145

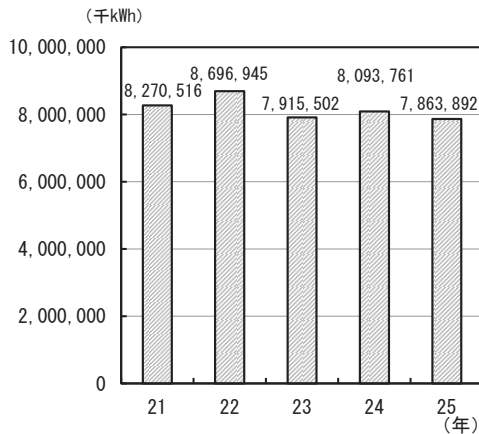
## 環境の現状

### (1) 省資源・省エネルギー対策の推進・地球温暖化対策の推進

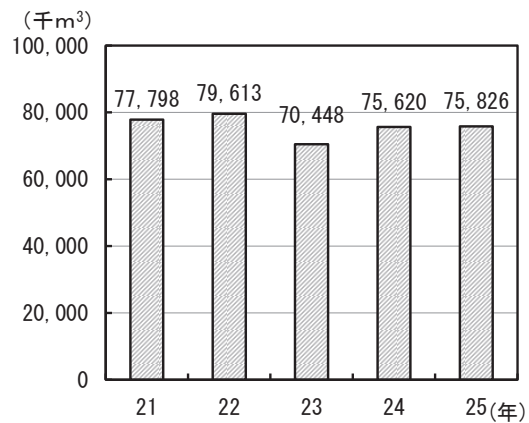
市の統計書によると本市を含む東京電力京葉支社エリア内における電力使用量および市内都市ガスの使用量については、前年と比較しておおむね横ばいを推移しています。

東日本大震災の影響による電力逼迫に対応するための節電の取り組みの定着などにより、電力使用量は平成23年度の数値を横ばいで推移しています。

#### 東京電力(株)京葉支社エリア内電力使用量



#### 市内都市ガス使用量



出典：浦安市統計書

## 【地球温暖化対策実行計画】

地球温暖化対策として、公共施設から排出される温室効果ガス排出量を、平成 21 年度比で平成 28 年度までに 6 %削減することを目標に掲げた「第 3 次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画」を平成 23 年度に策定しました。この計画では、LED 照明などの省エネルギー設備や太陽光発電などの新エネルギー設備等の導入など具体的な取り組みを掲げ、目標達成を目指しています。

平成 25 年度における公共施設からの温室効果ガス排出量は、15,506 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度（平成 21 年度）の排出量：14,390 t-CO<sub>2</sub>と比較して、7.8%増となっています。これは、市民の利便性向上のため開館日や時間を拡大したことや、猛暑など気象状況による健康影響を考慮した空調設備の稼働が増えたことにより、電気・ガス使用量が増えていることが要因と考えられます。今後は、平成 23 年より電力供給不足に対応するため継続して策定している「節電対策基本方針」に沿った取組により、実行計画の目標が達成できるよう、取り組んでいきます。

### ■ 公共施設からの温室効果ガス排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

年 度		基準年 (平成 21 年度)	排出量実績 (平成 25 年度)	目標排出量 (平成 28 年度)
一 般 事 務	ガソリン（自動車燃料含む）	225	205	212
	軽油（自動車燃料含む）	123	98	116
	CNG（自動車燃料）	27	15	25
	都市ガス	4,360	6,079	4,098
	電気	9,467	9,010	8,899
	その他	188	99	177
合 計		14,390	15,506 (7.8%)	13,527 (-6.0%)

\*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

### ■ 上記表のもととなる公共施設の燃料別使用量

項 目		基準年 (平成 21 年度)	使用量実績 (平成 25 年度)	目標使用量 (平成 28 年度)
ガソリン（自動車燃料含む）	kℓ	97	88 (-9.3%)	91
軽油（自動車燃料含む）	kℓ	48	38 (-20.8%)	45
CNG（自動車燃料）	k m <sup>3</sup>	12	7 (-41.7%)	12
都市ガス	k m <sup>3</sup>	1,946	2,718 (39.7%)	1,830
電気	MWh	24,653	24,392 (-1.1%)	23,174

\*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

### <参考> 公共施設からの各温室効果ガス排出量（前年との比較）

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

年 度		平成24年度	平成25年度	前年度比	
一 般 事 務	ガソリン（自動車燃料含む）	212	205	-7	(-3.3%)
	軽油（自動車燃料含む）	112	98	-14	(-12.5%)
	CNG（自動車燃料）	16	15	-1	(-6.3%)
	都市ガス	4,348	6,079	1,731	(39.8%)
	電気	8,317	9,010	693	(8.3%)
	その他	84	99	15	(15%)
合 計		13,089	15,506	2,417	(18.5%)

\*カッコ内は前年と比較した増加率を示している。

## 【環境負荷の少ないエネルギー導入】

市の公共施設における環境負荷の少ないエネルギーの導入状況は、太陽光発電システム 13 件（合計 148.5kW）、風力発電 1 件（2.5kW）、廃棄物発電 1 件（1450kW）、太陽熱利用 1 件、廃熱利用が 1 件です。また、風力・太陽光発電を活用した電灯は合計 364 件となっています。

平成 25 年度は、高洲中学校の建設に併せて屋上へ太陽光発電システムを導入しました。また、「公共公益施設の新築時及び大規模改修時等における太陽光発電設備及びLED照明設備の導入方針」を策定し、公共施設における新エネルギー等の積極的な導入を推進しています。

### ■ 公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定格出力	内容
			(kW)	
太陽光発電	富岡中央公園	2	0.75	防災倉庫内の最低限必要な電力をまかなうことを目的として設置。
	高洲中央公園			
	斎場	1	4.272	火葬ブロック前面駐車場から建物につながる歩道のひさし部分に太陽光パネルを設置。
	ビーナスプラザ	1	3.5	施設内の電力を補うため、屋根に太陽光パネルを設置。
	日の出南小学校	1	20	児童・生徒の環境教育に役立てるとともに、施設内の電気をまかなうことを目的として設置。
	明海南小学校・明海中学校	1	20	
	高洲北小学校	1	10	
	東野小学校	1	20	
	堀江中学校	1	20	
	高洲中学校	1	20	
	老人福祉センター	1	10	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	浦安市ワークステーション	1	10	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	地域交流プラザ	1	10	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	合計	13	148.5	
風力発電	ビーナスプラザ	1	2.5	施設内の電力を補うため、屋上に設置。
廃棄物発電	クリーンセンター	1	1450	ごみを焼却した後の廃熱を利用し発電を行い、施設内へ電力供給を行う。
太陽熱利用	高洲小学校	1		太陽熱を屋根裏部に貯め、ダクト（管）で1階に送る暖房システムを設置。
廃熱利用	クリーンセンター	1		ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。



再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED照明)	中央図書館	1	図書館入口に太陽光発電式の歩道灯 (LEDタイプ)
	消防本部	4	消防庁舎敷地内に外灯 (LEDタイプ)
	新浦安駅前プラザ マーレ	2	屋外非常階段・屋上部の街灯
		1	立体駐車場前の車回し部の街灯
	幹線1号	15	太陽光発電式の歩道灯 (LEDタイプ)
		36	埋込誘導灯 (LEDタイプ)
		4	太陽光発電式の避難場所案内表示 (LEDタイプ)
	幹線2号	9	太陽光発電式の歩道灯 (LEDタイプ)
	幹線3号	19	太陽光発電式の歩道灯
		44	埋込誘導灯 (LEDタイプ)
	幹線4号	13	太陽光発電式の歩道灯
		64	埋込誘導灯 (LEDタイプ)
	幹線9号他	26	太陽光発電式の歩道灯
84		埋込誘導灯 (LEDタイプ)	
一般県道	13	太陽光発電式の歩道灯	
西浦安停車場線他	24	埋込誘導灯 (LEDタイプ)	
合計	359		
風力・太陽光発電一体型街灯	文化会館前	2	風力・太陽光ハイブリット・タイプの蛍光灯使用街灯
	新浦安駅前プラザ マーレ	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置

## (2) 環境負荷の少ないエネルギー導入の推進

### 【浦安エコホーム事業】

市民の住宅用太陽光発電システム等の普及促進のため、平成 15 年 7 月より住宅用太陽光発電システム設置費の助成制度を創設し、設置費用の一部補助を開始しています。

また、平成 21 年度より浦安エコホーム補助金と名称を変更し、太陽光発電システムのほかに、エコウィル(ガスエンジン給湯器)、エコキュート(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器)、雨水貯留タンクの補助を拡充しました(エコウィルとエコキュートへの補助は、平成 23 年 9 月 30 日で終了しました)。

太陽光発電システム等の補助を開始してから、平成 25 年度まで 11 年間での補助件数は、延べ 600 件となりました。特に、東日本大震災の経験から、市民の環境への配慮・貢献および省エネルギー意識の向上から、住宅を新築(改修)する機会と併せて、太陽光発電システムを導入する住宅が多くみられ、平成 24 年度の補助件数は過去最大の 163 件となりました。

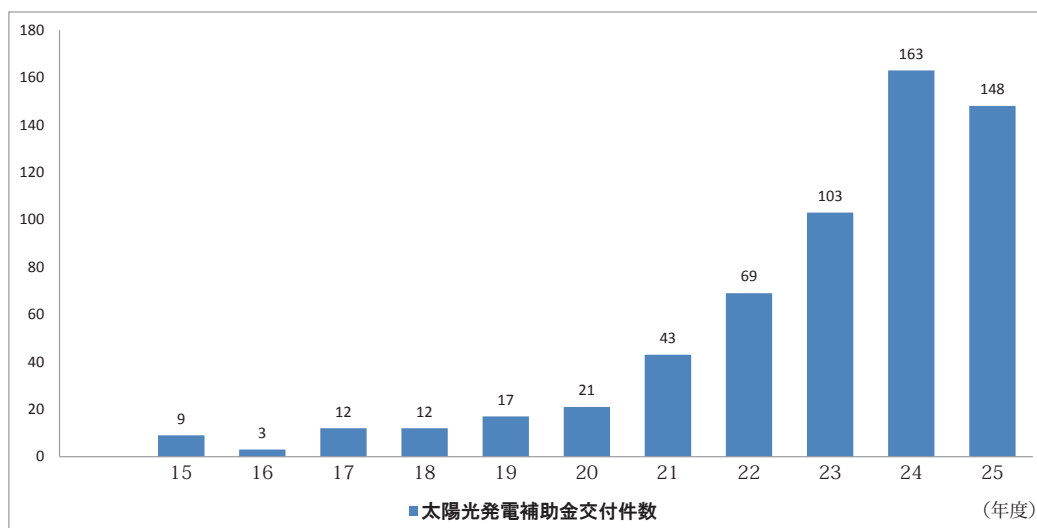
平成 25 年度より千葉県で創設された「住宅用省エネルギー設備設置補助事業」を活用し、新たに、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム(HEMS)を対象設備に加え、更なる省エネルギー機器の導入促進を図っています。

また、平成 25 年 10 月より日の出地区において、ハウスメーカー 3 社が共同で震災後初めてとなる戸建住宅の大型分譲を開始しました。当該地区においては、強固な液状化対策を行い、災害に強い街づくりを実践するだけでなく、太陽光発電システムやエネルギー管理システム（HEMS）等が搭載されたスマートハウスが提供されています。

今後も、住宅用太陽光発電システムや省エネルギー機器設置への補助事業を継続し、大型分譲を中心に市内住宅への普及、促進を図っていきます。

### ■太陽光発電システム交付実績

年度	補助金 交付件数	補助額	出力数	平均補助額	平均出力数
		(円)	(kW)	(円)	(kW)
平成 15 年度	9	719,500	28.78	79,944	3.198
平成 16 年度	3	200,500	8.02	66,833	2.673
平成 17 年度	12	793,250	32.53	66,104	2.711
平成 18 年度	12	985,750	43.04	82,146	3.587
平成 19 年度	17	1,416,500	59.35	83,324	3.491
平成 20 年度	21	1,850,500	82.52	88,119	3.930
平成 21 年度	43	3,670,000	163.01	85,349	3.791
平成 22 年度	69	5,765,000	244.4	83,551	3.542
平成 23 年度	103	8,984,500	426.17	87,228	4.138
平成 24 年度	163	14,228,000	668.97	87,288	4.104
平成 25 年度	148	12,160,000	568.79	82,162	3.843
<b>累計</b>	<b>600</b>	<b>50,773,500</b>	<b>2,325.58</b>	<b>81,095</b>	<b>3.546</b>



## ●その他地球環境保全対策

### 【その他地球環境（酸性雨）】

酸性雨とは、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨水をいい、その原因物質の発生源から数千kmも離れた地域にも影響を及ぼす性質があります。欧米では早くから、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退等が報告されており、我が国でも、その影響が懸念されています。

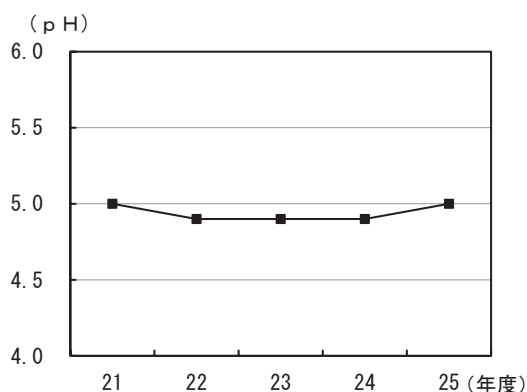
本市の中央図書館屋上で測定した酸性雨の結果をみると平成25年度のpHは、最大値が6.8、最小値が3.8、年平均値については、5.0でした。また、平成20年度から25年度までのpHの年平均値は4.9～5.0の間で推移しています。

本市は東京湾に面していることから、海塩粒子の影響を受けやすく、pHが低い値を示すことがあります。このようなことから、市としては、今後も酸性雨の状況等を注視するため監視を継続していきます。

#### ■酸性雨年平均値

酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年平均値（pH）	5.0	4.9	4.9	4.9	5.0



#### ■酸性雨測定結果（月別値）酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上（平成25年度測定）

項目	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH最大値（pH）	6.0	6.3	6.1	5.2	5.3	6.3	6.4	6.2	6.8	5.4	6.2	5.8
pH最小値（pH）	4.2	4.0	4.0	4.1	3.8	4.0	4.1	4.1	4.2	3.9	4.1	3.9
pH平均値（pH）	5.3	4.8	5.3	4.5	4.7	5.1	5.6	4.8	5.3	4.8	5.2	5.0
pH5.6以下（回）	5	7	5	11	7	10	6	4	4	3	3	9
測定回数（回）	5	7	6	11	7	11	12	5	5	3	4	9

## 平成 25 年度の主な取り組み

### (1) 省資源・省エネルギー対策の推進・地球温暖化対策の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
太陽光発電及び LED 照明設備導入方針の策定 (環境保全課・営繕課)	公共公益施設に太陽光発電設備および LED 照明設備を導入することで CO <sub>2</sub> 削減に寄与することを目的とし、これらの設置基準を定める。	公共公益施設の新築及び大規模改修等においては原則として太陽光発電設備を設置するなど方針を策定した。
浦安市地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー対策の推進	浦安市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の公共施設における省エネルギー対策を推進する。	一般事務系公共施設の CO <sub>2</sub> 排出量 15,506t-CO <sub>2</sub> (基準年比 7.8%増)
庁舎管理、集合事務所管理 (財政課)	庁舎管理、集合事務所管理における省エネルギーの実践	庁舎管理、集合事務所管理において省エネルギーに努めた。ガスの使用量 前年度比 7.2%の増となった。 対象：本庁舎・第 2・3 庁舎・旧老人福祉センター・集合事務所 平成 25 年度 162,882 m <sup>3</sup> (前年度比 11,876 m <sup>3</sup> )
ファシリティマネジメント導入に関する検討業務 (営繕課)	平成 15 年度より施設の長寿命化を目的として施設の維持保全に取り組んできたが今後は施設の利活用、資産としての活用などに取り組む必要があるため、ファシリティマネジメントの導入を検討する。	ファシリティマネジメント導入に向けた検討を実施した。 ①現状の課題整理 ②施設基本データの整理 ③先進事例の調査 ④ファシリティマネジメント導入検討委員会及びワーキンググループの設置、開催 ⑤ファシリティマネジメント基本方針(案)の策定

### (2) 環境負荷の少ないエネルギー導入の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
浦安エコホーム事業 (環境保全課)	対象設備を設置する市民に対し、設置費の一部の補助金を交付する。 【補助対象設備】 ・太陽光発電システム ・雨水貯留タンク ・燃料電池(エネファーム) ・リチウムイオン蓄電池 ・エネルギー管理システム(HEMS)	太陽光発電システム等省エネルギー設備への補助を実施した。 太陽光発電システム 148 件 雨水貯留タンク 16 件 家庭用燃料電池システム 10 件 リチウムイオン蓄電システム 3 件 エネルギー管理システム 32 件

### (3) ヒートアイランド対策の推進

取り組みの方向	事業の概要	平成 25 年度実施状況
打ち水大作戦 (環境保全課・東野児童センター)	ヒートアイランド現象を少しでも緩和する試みとして、打ち水大作戦本部(NPO 法人日本水フォーラム)が中心となり、環境問題への取り組みのきっかけになるように掲げ実施する。	東野児童センターで打ち水を実施 7月: 0回開催 8月: 5回開催
大気汚染防止のための冬期対策の実施 (環境保全課)	対策実施期間中、職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行う。	公用車などの使用の抑制や、アイドリングストップ等の周知の実施
電気自動車等充電設備設置促進事業 (環境保全課)	運輸部門における環境負荷の低減に効果的である電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、市内の住宅や事務所に自らが使用する電気自動車等の充電設備について設置費用の一部を補助する。	交付実績 10件 (内訳) 個人7件 法人3件
宅地開発における緑化指導 (みどり公園課)	宅地開発事業に関し、その適正な緑化を推進することにより、健全な生活環境の都市づくりを進め、もって安全で住みやすい快適な環境を備えたまちづくりに寄与することを目的とした公園又は緑地・広場等に必要な緑地を確保するため条例に基準を定める。	開発件数 70件
緑化推進事業 (みどり公園課)	本市の緑化推進するための活動を奨励していく。市民の緑化推進意識向上のための緑化講習会の開催や花植えボランティア活動への助成を行う。	緑化講習会開催回数 6回

### (4) その他地球環境保全対策

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
酸性雨の測定調査 (環境保全課)	中央図書館屋上に酸性雨測定装置を設置し、酸性雨を測定している。	測定結果; 年平均値: pH5.0 pH5.6以下の回数: 74回
環境保全対策の推進 (環境保全課)	職員や環境学習アドバイザーの派遣、「浦安市民の森」の活用による自然体験等を実施する。	環境学習アドバイザーの派遣 68回 参加人数 2,701人 浦安市民の森活用 市が活用した回数 1回 学校が活用した回数 7回 述べ1,113人(はまゆう山荘宿泊者数)



## 市民協働の取り組み

### 市民・事業者の協働による浦安市環境フェアの開催

今日の環境問題は、地球規模で重大な問題となっており、特に地球温暖化は世界中で異常気象など大きな災害をもたらしています。こうした環境問題について、市民や事業者などに身近な問題であることを認識し、自らがとるべき行動を考えていただけるよう、環境保全に取り組む市民団体、事業者、市の協働による啓発として「環境フェア」を開催しています。



17回目を数える平成26年度は、震災の被災による復旧工事が完了した新浦安駅前広場にて、「低炭素社会の実現へ！未来へつなごうみんなのECOCORO！」をテーマに、市民団体14団体、事業者7社、市民の森など市と協定を結んでいる他自治体など、全31団体が参加し、環境への取り組みなどを紹介する展示コーナーをはじめ、ゴミ分別のクイズコーナーやスタンプラリーなどを設け、楽しみながら環境について学べるさまざまな啓発を行い、賑わいをみせていました。

今後も、環境フェアなど啓発イベントなどを通して、環境を大切に作るひとづくりや協働で取り組む環境保全行動を推進していきます。

### 第2次環境基本計画の策定（浦安市第2次環境基本計画素案策定部会）

第2次環境基本計画を策定するにあたって、計画素案をまとめる作業について、環境審議会の中に、市民・事業者・学識経験者それぞれの委員で構成する「第2次環境基本計画の素案策定作業部会」を設置しました。

この策定部会の市民・事業者・学識経験者委員が中心となり、それぞれの主体ができること、やるべきことなどを議論しながら全6回の会議にて素案策定作業を進めてきました。その後、環境審議会による審議のあと、平成26年1月に市長へ答申を行いました。

このように、環境基本計画は、計画策定段階から、市民・事業者・学識経験者が検討に携わっており、各主体の行うべき施策を協働で検討しています。

また、今後は、環境基本計画の推進状況を共有し、協働した取り組みを推進するため、フォロー・ワーキング機能の充実を図っていきます。



# 環境基本計画の基本目標

## 4 協働で進める、環境保全に積極的に取り組むまち

### 1. 環境教育・環境学習

### 2. 環境保全行動

【平成 26 年度環境ポスター展入賞作品】《中学生の部》

〔最優秀賞〕 ラムジーめぐみさん



〔優秀賞〕 高畑 大翔さん



〔優秀賞〕 猪飼 桃子さん



4 協働で進める、環境保全に積極的に取り組むまち

# 1. 環境教育・環境学習

～環境教育・環境学習の場の創出に努め、環境を大切に作る人づくりを進める～

今日の環境問題は、身近な地域問題から地球規模に至る問題まで複雑・多様化しており、これらの多くは私たちの日常生活における行動が起因しているものと言われています。これを解決するためには、私たち一人ひとりが環境問題の現状を理解し、環境に配慮した行動を実践していかなければなりません。

市では、幼稚園や学校などにおける環境に関する出前講座の開催や、公民館・郷土博物館などにおける環境学習講座などの実施により環境学習を推進し、環境への意識を持ち行動できる人材の育成を行っています。

また、群馬県高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」の活用により、広域的な学習の機会の創出を図っています。浦安市民の森を林間学校の間として活用する小学校もあり、森林管理体験をプログラムに取り入れるなど、自然体験事業を通して浦安市民の森の整備が進められています。

今後は、幼稚園や学校などの教育機関や、公民館・郷土博物館などとのさらなる連携を図り、横断的な環境学習の場の創出を図ります。

## 環境指標

項目 A	指標 B	平成16年度 (基準年) C	平成25年度 D	指標の 評価 E	基準年との 比較 F
職員の派遣回数	基準年の数値より増	派遣回数：14回	派遣回数：68回	○	+54
公民館における環境学習講座の開催数	基準年の数値より増	開催数：3回	開催数：33回	○	+30
郷土博物館入館者数	基準年の数値より増	入館者数：112,445人	入館者数：91,378人	×	-21,067

\* 職員の派遣回数とは、幼稚園や学校などから要請されて講義を行った環境学習の回数をいう。

\* E列：指標B列の内容から平成25年度D列を評価し、達成状況を表す。「○」印は達成、「×」印は未達成。

\* F列：平成16年度(基準年)C列と平成25年度D列を比較する。

## 環境の現状

### (1) 環境教育・環境学習の総合的な取り組み

地球環境問題は、私たち一人ひとりの生活や事業活動に起因しているという現状を理解し行動につなげるため、家庭や地域、学校、事業者など社会全体で環境学習に取り組めるよう、環境学習の推進を図るための考え方と方向性を示した「環境学習基本方針」を平成21年度に策定し、これに基づき環境学習を推進しています。

本市の自然環境情報をまとめた「浦安の自然」を発行、公開することで、こどもから大人まで浦安の自然を学び、環境学習等に活用していただいています。

また、環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する「環境学習アドバイザー派遣制度」の運用を平成23年1月より始めました。環境学習アドバイザーを活用することで、地域の自治会や学校、公民館等で市民が自主的に環境について学ぶ機会を広げていきます。

#### 【自然環境情報の提供】

本市の自然環境を情報として提供できるよう、コンテンツを整備し、市ホームページで「浦安の自然」として公開しています。市民はこれらの情報から浦安の自然を学び、情報を活用することができます。

また、小学生向け環境学習冊子「うらやすのしぜん」を市内小学校3年生に配付し、授業において活用しています。

さらに、地域環境や生活環境に関わる情報や各種データについては、毎年環境基本計画年次報告書にまとめ市ホームページなどを活用し、情報の提供に努めています。



#### 【環境学習アドバイザー制度 出前講座】

環境学習アドバイザーは、地域団体や学校等が実施する研修会、学習会等に、講師として講義、講演等を行い、必要な企画や運営の補助などを行うことで、環境に関する研修会等の機会を創出しています。

浦安市の環境学習アドバイザーは、講師という立場ではありませんが、市民の皆さんと同じ目線で、そして身近な存在として活動しており、環境学習の推進における重要な役割を担っています。



### (3) 環境学習の場と機会の創出

かつて浦安の地場産業であった海苔養殖や、地域環境への興味や関心を深めるため、境川や三番瀬などを活用した体験事業を実施しています。また、郷土博物館における自然観察会や歴史・文化の体験事業が、ボランティア団体の運営・協力等により進められ、関係機関と連携を図りながら、環境学習の場を創出しています。

また、高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」を活用した林間学校や自然体験ができる機会の充実を図っています。

#### 【森林と親しむ講座】

群馬県倉渕村（現：高崎市倉渕町）は、江戸川の上流域に位置し、総面積の約 90 パーセントが山林という自然豊かな江戸川の水源地を担っています。一方、本市は、江戸川の下流域に位置し、その水を水道水として利用しています。

このように、下流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共有財産とみなし、市民の森林整備や森林体験などを通じて、自然に対する理解や豊かな人間形成を図るため、平成 18 年に「浦安市民の森」を設置しました。

市では、参加者を募り、「森林と親しむ講座」を開催し、市民の森の散策や星空観察会など、市では経験できない自然体験の機会を提供しています。また、高崎市倉渕町との水源地を通じた交流事業として、本市の小学生が水源地を訪れる林間学校の開催や、倉渕町の小学生を本市に招き、海辺の自然環境体験や浦安の歴史・文化などの環境学習を実施するなど環境学習の広域ネットワークを構築しています。



### 平成 25 年度の主な取り組み

#### (1) 環境教育・環境学習の総合的な取り組み

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
環境教育・環境学習の推進 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員や環境学習アドバイザーの派遣、「浦安市民の森」の活用による自然体験等を実施する。</li> <li>自然環境情報システム「浦安の自然」を市ホームページで公開。</li> <li>小学生向け冊子「うらやすのしぜん」を市内小学校 3 年生に配付。</li> </ul>	浦安市民の森活用 市が活用した回数 1 回 学校が活用した回数 7 回 述べ 1,113 人（はまゆう山荘宿泊者数）
環境学習アドバイザー制度（環境保全課）	環境学習アドバイザーは、地域団体や学校等が実施する研修会、学習会等に、講師を派遣し学習機会を提供する。	環境学習アドバイザー派遣 環境学習指導員の派遣 68 回 参加人数 2,701 人



■ 環境学習アドバイザー派遣 講座

(平成 25 年度実施)

講座タイトル	学習のねらい
リサイクル工作（牛乳パック紙漉き、廃食用油石けん作り、エコキャンドルなど）	廃材を利用し物作りを行うことで、資源を大切にし、ごみを減らす気持ちや行動を促します
自然観察・ネイチャーゲーム	観察やゲームを通じ、自然から学び気づきや自然を大切にする気持ちを養います
ネイチャークラフト	街路樹等の木の実や枝葉を使いクラフトをすることで自然物に親しみ自然を大切にする気持ちを養います
地球温暖化・エネルギー	地球温暖化の影響やエネルギーを大切に使うことを話し合いや実験・体験を通じて学びます
植物の栽培から学ぶ	ケナフを栽培し、収穫したケナフから紙を作ります

(2) 環境リーダー等の人材の確保

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
ボランティア等市民活動促進事業 (協働推進課)	ボランティア活動、特定非営利活動等、市民が行う営利を目的としない自由な社会貢献活動である市民活動を促進するため平成 14 年 1 月に設置した浦安市市民活動センターを拠点に、市民活動への支援を行う。	市民活動センター利用団体登録数 365 団体 うち主たる活動分野が「環境保全」の団体数 23 団体
うらやす市民大学 (協働推進課)	うらやす市民大学「協働の担い手養成科目群」に「地球に優しいうらやすの環境を守り創る— 自然との共生を大切にするうらやすを築こう —」を設ける。市民自らが地域に貢献する協働の担い手として活躍するための学びの場とする。	「地球にやさしいうらやすの環境を守り創る」の講座（全 11 回）を実施し、19 人が受講。

(3) 環境学習の場と機会の創出

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
郷土博物館活用の手引き (郷土博物館)	学校において、博物館を有効に利用するために具体的な授業の展開事例をまとめた手引書を作成。	博物館活用体験事業を展開
浦安市民の森事業 (環境保全課)	群馬県高崎市倉渕町（旧倉渕村）の「浦安市民の森」を環境学習の場として活用する。	群馬県高崎市倉渕町の「浦安市民の森」を、市内小学校の林間学校、森林と親しむ講座、自然体験学習の場として活用した。(全 8 回)
自然体験学習などの実施 (市内小・中学校、郷土博物館)	市内の小・中学校では総合的な学習の時間などで、郷土博物館では干潟観察会、野鳥観察会、海藻観察会などで、自然体験学習を行う。	市内の小・中学校における田植え・稲刈り体験、野菜などの栽培、ピオトープを活用するなどの学習活動。 また、郷土博物館でも各種観察会を計画していたが、震災の影響により 25 年度現在も水辺への立ち入りが制限されているため、野鳥観察会以外は事業を実施していない。

## 2. 環境保全行動

### ～市民一人ひとりが環境に配慮し、協働で環境保全行動の輪を広げる～

今日の環境問題を解決するためには、行政の率先的な取り組みはもとより、市民・事業者・滞在者等が主体的に環境保全行動を行うとともに、協働して進めていかなければなりません。平成 17 年度に導入した「指定ごみ袋」制度によるごみの分別徹底や、平成 19 年度に策定したイベントごみ減量ガイドラインによる自治会祭りや市のイベントでのごみの減量にご協力をいただいております。ごみの減量と再資源化については成果があらわれています。

また、環境審議会などでは、市民・事業者から、市が検討している環境に係る施策等についてさまざまな意見をいただいています。さらに、ゴミゼロ運動、共同清掃などには、毎年多くの市民が参加し、活発に展開され、三番瀬クリーンアップなどに見られるように、市民主体の環境保全行動も市と連携しながら進んでいます。

市では、今後も引き続き、市の率先行動を進めながら、各主体の協働による環境保全行動を推進できるように、市の各部局においても、啓発活動や市民参加の促進を視野に入れて環境保全に係る取り組みを進めていきます。

### 環 境 指 標

項目 A	指標 B	平成 16 年度 (基準年) C	平成 25 年度 D	指標の評価 E	基準年との 比較 F
環境基本計画推進に係るサポーター会議の開催	—	—	未実施	—	—
環境保全行動推進事業（「エコファミリー」活用の出前講座開催・啓発パンフレット配付）	—	—	3 回	—	+ 3
環境保全行動推進事業（「エコカンパニー」の認定）	—	—	8 事業者	—	+ 8
出前ビーナスの開催数	基準年の数値 より増	23 回	20 回	—	- 3

\* 環境基本計画推進に係るサポーター会議は、平成 17 年度より設置。

\* E 列：指標 B 列の内容から平成 25 年度 D 列を評価し、達成状況を表す。「○」印は達成。なお、「—」印は、指標の達成状況の評価に適さないことから、ここでは評価しないことを表す。

\* F 列：平成 16 年度(基準年) C 列と平成 25 年度 D 列を比較する。

## 環境の現状

### (1) 市の総合的な取り組み

市は、環境活動への取り組みを推進するための率先行動として、平成13年11月に国際規格であるISO14001を認証取得しました。認証取得後は、この規格での取り組みを継続してきましたが、従前に実施していた外部審査機関による審査を取り止め、浦安市版環境マネジメントシステムを平成20年4月から運用開始しました。

環境に配慮した自主的な取り組みを促進するため、環境管理システムを構築し、さらにシステムが包括的に記述された環境管理マニュアルを作成しました。マニュアルに定めた「全庁（全職員）で取り組む配慮事項」を目標とし、主に省エネ・省資源・ごみ減量対策・グリーン購入については環境配慮活動調査を実施し、環境負荷を低減させるための計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進しています。

また、市、市民、事業者等の環境に配慮した具体的な行動を示す「環境配慮指針」にもとづき行動を実行するほか、市全体の環境配慮の輪の充実につながるよう、市民、事業者の参加の促進を視野に入れた「環境フェア」など環境保全に向けた取り組みを進めています。

#### 【環境配慮指針】

市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、環境に配慮すべき事項や環境に配慮する行動を促進するための効果的な仕組みをまとめた冊子「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」を発行しています。また、事業者の環境保全行動を応援する仕組みとして「浦安エコカンパニー」認定制度を行っています。広報や市ホームページに掲載し、環境に配慮した行動を行う市民や事業者を応援しています。

市民を対象とした「浦安エコファミリー」は、依頼があった自治会などの団体に出前講座を開催し地球温暖化の仕組みや行動などを掲載しているテキストとして活用し推進しています。

子どもを対象とした「浦安エコチャレンジ」は、市内小学校4年生に配付し、授業や出前講座で身近な環境について学ぶことができるテキストとして活用しています。

事業者を対象とした「浦安エコカンパニー」は、環境にやさしい事業活動を宣言してもらい、環境に配慮する行動を継続して実践してもらいます。

#### 【環境フェアの開催】

様々な視点から環境問題や自然環境保護の重要性について市民等の理解を深めていただくため、日頃から環境保全活動を行っている市民活動団体及び企業等の取り組み等の活動報告を中心とした「環境フェア」を、毎年6月の「環境月間」に開催しています。

環境フェアは、平成25年度で16回目を数え、環境保全活動を行う市民活動団体や企業等の参加により、市民の環境に関する意識の高揚を図るとともに、環境配慮行動を促進する機会となっています。

## (2) 自主的行動の促進・支援

自主的な行動を促進するため、環境審議会や廃棄物減量等推進審議会などの機関で市民や事業者の方々からの意見を伺いながら計画の策定や施策を実施しています。

平成 24 年度から 2 か年で検討を行ってきた「浦安市第 2 次環境基本計画（以下、「第 2 次環境基本計画」という。）」策定においては、環境審議会の下に、環境基本計画素案策定部会を設置し、第 1 次環境基本計画の実施状況や社会状況の変化や本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、市民・事業者・市などの各主体が目指すべき環境保全の方向性を共有化及び協働で取り組むべき事項等を検討してきました。その後、環境審議会での審議を経た答申を基に、平成 26 年 3 月に「第 2 次環境基本計画」を策定しました。

また、共同清掃や三番瀬を保全するための市民活動の展開など市民の自主的な行動を支援しています。

### 【第 2 次環境基本計画の策定】

平成 15 年 10 月 1 日に施行された環境基本条例に基づき、本市における環境の保全に関する施策を長期的な観点から、総合的、計画的に推進し、環境基本条例に掲げる基本理念を実現するための基本的な指針として、「第 2 次環境基本計画」を策定しました。

平成 17 年 1 月に策定した環境基本計画での施策の実施状況や、環境問題の変化を踏まえて論点整理を行いつつ、市・事業者・市民といった各主体の協働により本市が目指すべき環境像を確認し実現に向けた施策を盛り込んだ環境基本計画を策定しました。

第 2 次環境基本計画では、望ましい環境像に、「持続可能な」社会をめざすことを重要コンセプトとして追加しており、持続可能な社会をめざした取り組みを推進していくため、循環型社会の形成、地球温暖化対策を含む低炭素社会の形成を計画の柱に新たに位置づけ、現行計画とは異なる施策体系としています。また、市民・事業者など自らが取るべき行動を知るとともに自らの行動の成果を実感できるよう指標を具体的に示し、市民・事業者などの行動につながる計画としました。

### 【ごみゼロ運動・共同清掃への支援】

毎年 5 月 30 日をゴミゼロの日と定め、ゴミの散乱防止と、再資源化促進の普及啓発を目的とし浦安駅前および新浦安駅前にて、ゴミゼロ運動推進キャンペーンを実施しています。

また、各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収といった支援を行います。

#### ■ ゴミゼロ運動参加者数およびごみの収集量

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ゴミゼロ運動参加数（人）	9,583	22,252	15,636	24,119	15,119
収集量（t）	6.5	8.8	17.5	9.1	9.9

## 平成 25 年度の主な取り組み

### (1) 市による総合的な取り組み

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
第 2 次環境基本計画策 定事業 (環境保全課)	第 1 次環境基本計画の実施状況や社会経済状況の 変化を踏まえ、市民・事業者・市などの各主体が目 指すべき環境保全の方向性を共有化及び協働で取 り組むため、第 2 次環境基本計画を策定する。	平成 26 年 3 月第 2 次環境基本計画を 策定した。
環境基本計画年次報 告書の作成・公表 (環境保全課)	環境基本計画の進行管理を行うため、市・市民・事 業者等が共有できる環境に関する情報集として、環 境基本計画年次報告書を作成・公表する。	環境審議会において、市民、学識経 験者、事業者による環境基本計画の 点検・評価等を踏まえ、平成 25 年版 年次報告書を作成し、公表した。
環境保全行動推進事 業 (環境保全課)	日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項 や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した 取り組みを促進するための効果的な仕組みづくり をまとめた環境配慮指針を策定する	市民向け環境配慮指針「エコファミリー」 活用 こども向け環境配慮指針「エコチャレ ンジ」活用 事業者向け環境配慮指針「エコカンパ ニー」活用（認定事業者：8 事業者）
環境マネジメントシ ステム（環境保全課）	市が環境方針を定め、環境負荷を低減させるための 計画の立案、実施、点検、見直しを行う P D C A サ イクルにより、市役所の事業活動全般を管理・改善 する。	環境負荷低減の取り組みを第 3 次浦安市 公共施設における地球温暖化対策実行計 画に基づいて実施するとともに、各所 属へエコオフィス活動の取り組みを推 進した。

### (2) 自主的行動の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
システムづくりへの 参加 (環境保全課) (ごみゼロ課)	<環境審議会> 市民・事業者・学識経験者で構成され、環境の保全に 関する重要な事項について市長の諮問に応じ調査およ び審議を行う。また、環境基本計画に掲げる施策等 についても審議し、計画の進行管理を行う。加えて、 浦安市第 2 次環境基本計画の策定に当たり、必要 な事項について検討をする。(環境保全課)	・浦安市環境審議会 5 回開催 ・浦安市第 2 次環境基本計画素案策定部会 3 回開催
	<環境基本計画推進に係るサポーター会議> 公募市民と事業者により構成され、環境基本計画 の進捗状況や環境施策等について議論する。 (環境保全課)	未実施
	<廃棄物減量等推進審議会> 一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長 の諮問に応じ、調査および審議を行う。 (ごみゼロ課)	2 回開催
	<廃棄物減量等推進員連絡会> 自治会における廃棄物減量活動や地域活動のリー ダー的存在として、廃棄物減量等のための取 組みや連絡会等においては減量等の推進のた めの意見交換を行う。 (ごみゼロ課)	2 回開催



事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 25 年度実施状況
気持ちの参加 (ごみゼロ課) (環境レンジャー課) (環境保全課)	<ビーナスニュースの作成・配布> ごみの減量・再資源化の必要性を啓発するため、ごみに関する情報紙であるビーナスニュースを作成し、全世帯に配布する。(ごみゼロ課)	年 1 回 vol. 47 74,004 部
	<出前ビーナス> ごみの減量・再資源化の必要性を啓発するため、職員が、市民の集まりなどに出かけて、ごみに関する話などをする。(ごみゼロ課)	17 件 (20 回) 開催
	<空き缶等ポイ捨て防止対策事業> 空き缶等のポイ捨て防止に関する啓発活動を行う。 (環境レンジャー課)	ポイ捨て防止対策； 毎月 1 回 (4 月を除く) 市内 3 駅での駅前キャンペーンの他、駅周辺の重点地区において、職員等によるポイ捨てや歩きタバコの注意喚起や、路線バスでのアナウンス、市内要所への路面シート貼付などでポイ捨て防止の啓発に努めている。
	<アイドリングストップ啓発> 市民・事業者・滞在者等に、大気汚染防止キャンペーン等のイベント時に、アイドリングストップの周知・啓発を行う。(環境保全課)	懸垂幕を庁舎に 1 枚設置し、啓発を行った。11 月から 1 月の間に、浦安駅前および新浦安駅前にて、アイドリングストップ等のエコドライブの啓発グッズを配布した。
	<環境フェア> 地球環境問題や省エネについて啓発するため、毎年「環境月間」である 6 月に開催する。また、環境保全活動に取り組む団体の活動の場としても提供する。 (環境保全課)	参加団体数：27 団体
できることへの参加 (環境レンジャー課) (ごみゼロ課)	<ゴミゼロ運動推進事業> 毎年 5 月 30 日をゴミゼロの日と定め、ゴミの散乱防止と、再資源化促進の普及啓発を目的とし、浦安駅前および新浦安駅前にて、ゴミゼロ運動推進キャンペーンを実施。また、自治会・ボランティア団体等への支援の実施。 (環境レンジャー課)	参加人数 15,119 人 収集量 9,937kg うち空き缶 40kg
	<買い物袋の配付> 買い物袋の普及を促進し、レジ袋の削減を図る。 (ごみゼロ課)	配付数：29 袋

### (3) 自主的行動への支援

事業・取り組み等 (担当課)	事業の概要	平成 25 年度実施状況
共同清掃 (環境レンジャー課)	各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収などの支援を行う。	参加自治会数 66 ごみの回収量 42.42 t
三番瀬を保全する市民の活動への支援 (環境保全課)	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦や三番瀬ミニクリーンアップなどの支援を行う。	震災の影響により中止